

4次計画成果目標の達成度評価について

本別添資料は、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて、2020年11月に開催された男女共同参画会議で検討された資料である。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大							
【政治分野】							
1	衆議院議員の候補者に占める女性の割合 ※ 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。	30% (2020年)	16.6% (2014年)	17.8% (2017年)	総務省 「衆議院総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」	C	【これまでの取組】 「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、内閣府においては、 ・ポジティブアクション等の自主的な取組の実施等に関する政党へ要請 ・女性の参画状況の「見える化」 ・諸外国における取組事例の調査、情報提供等を行ってきた。 【目標未達の理由等】 政治分野における女性の参画が遅れている理由としては、 ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと ・人材育成の機会の不足 ・候補者や政治家に対するハラスメントがあること等が考えられる。 (出典:「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」(2018年3月内閣府男女共同参画局))
2	参議院議員の候補者に占める女性の割合 ※ 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。	30% (2020年)	24.2% (2013年)	28.1% (2019年)	総務省「参議院議員通常選挙結果調」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
【司法分野】							
3	検察官(検事)に占める女性の割合	30% (2020年度末)	22.4% (2015年)	25.4% (2020年3月31日)	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	C	【これまでの取組】 継続就業のための環境整備に配慮する取組等を進めている。 【目標未達の理由等】 検事の離職者に占める女性の割合は、女性検事の割合を下回る水準を維持しているが、個人の職業選択として、弁護士等に転職する女性検事が一定数おり、離職を減少させることには限界もある。 そこで、女性検事をより多く採用するため、各種説明会等で継続就業のための環境整備の取組を発信する等の取組を行っている。その効果もあり、司法修習終了者の女性割合が20%台前半であるのに対し、検事採用者に占める女性割合は30%以上を維持(令和元年度は43.1%)しており、女性検事は着実に増加している。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
【行政分野】							
4	国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上 (毎年度)	31.5% (2015年4月1日)	36.8% (2020年4月1日)	内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」	A	—
5	国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	30%以上 (毎年度)	34.3% (2015年4月1日)	35.4% (2020年4月1日)	内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」	A	—
6	国家公務員の係長相当職(本省)	30% (2020年度末)	22.2% (2015年7月)	26.5% (2020年7月)	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」	C	【これまでの取組】 女性国家公務員の登用状況については、昨年7月時点で、いずれの役職段階においても、女性職員の占める割合が、平成17年度の調査開始以降で最高数値となるなど、女性の登用が着実に進んでいる。 女性の採用を積極的に進めるとともに、採用した女性職員一人一人の能力を最大限に引き出せるよう、 ・男女全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備と、それに向けた管理職の意識改革 ・育児・介護等と両立して活躍できるための取組の推進 ・女性職員のキャリア形成支援と計画的な育成等を行ってきた。 【目標未達の理由等】 長時間労働是正、仕事と家庭の両立、管理職の意識改革、キャリア形成支援などにより女性職員の計画的な育成を図る等の息の長い取組が必要。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
7	国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職	12% (2020年度末)	8.6% (2015年7月)	12.3% (2020年7月)	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」	A	—
8	国家公務員の本省課室長相当職	7% (2020年度末)	3.5% (2015年7月)	5.9% (2020年7月)	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」	C	同上
9	国家公務員の指定職相当	5% (2020年度末)	3.0% (2015年11月)	4.4% (2020年7月)	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
10	国家公務員の男性の育児休業 取得率	13% (2020年度)	3.1% (2014年度)	12.4% (2018年)	内閣人事局「女性 国家公務員の登用 状況及び国家公務 員の育児休業等の 取得状況のフォ ローアップ」	C	【これまでの取組】 2020年度から開始した、子供が生まれた全ての男性職員 が1か月以上の育児に伴う休暇・休業の取得を促進する取 組に先立ち、2018年度からは管理職によるプッシュ型の取得 促進を行っている。 【目標未達の理由等】 2020年度までに13%を目標としているところ、2018年度実 績で12.4%となっているが、毎年、過去最高値を更新。2019 年度実績(今年度公表)での達成も視野。
11	国の審議会等委員	40%以上、 60%以下 (2020年)	36.7% (2015年)	40.7% (2020年)	内閣府「国の審議 会等における女性 委員の参画状況調 べ」	A	—
12	国の審議会等専門委員等	30% (2020年)	24.8% (2015年)	30.3% (2020年)	内閣府「国の審議 会等における女性 委員の参画状況調 べ」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
13	都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	40% (2020年度)	31.9% (2014年度)	36.6% (2019年度)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	【これまでの取組】 ・女子学生を対象とした積極的な周知・広報 ・採用面接者の育成 等の地方公共団体における取組内容や取組事例の情報提供を行った。 【目標未達の理由等】 地方公共団体における採用の課題として、 ・全受験者に占める女性割合が低い ・事務職以外(技術職等)の受験者・採用者に占める女性割合が低い 等が挙げられる。 こうした課題を踏まえ、取組を行った結果、採用者に占める女性割合については着実に増加傾向にはあるが、成果目標の達成にはなお一層の努力が必要な状況であり、女性の採用拡大に向けた取組を更に推進していく必要がある。
14	都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	40% (2020年度)	26.7% (2014年度)	33.6% (2019年度)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
15	都道府県職員の本庁係長相当職	30% (2020年度末)	20.5% (2015年)	22.6% (2020年)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	【これまでの取組】 ・女性活躍や働き方改革に係る先進的な取組事例の紹介 ・団体間のネットワーク形成や意見交換の促進 ・女性活躍・働き方改革の実践的取組手法についての調査研究 ・自治大学校における女性向け幹部登用研修や各種研修課程における「女性活躍・働き方改革」に関する講義の実施等に取り組み、各地方公共団体の取組を支援してきた。 【目標未達の理由等】 地方公共団体における女性活躍や登用の課題として、 ・自ら管理職を希望する女性職員が少ない ・男性職員の休暇・休業取得や育児参加が進まない ・時間制約により職務経験が不足している女性が多い 等が挙げられる。 こうした課題を踏まえ、 ・女性が子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理・昇進モデルの形成 ・男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革 の双方からの取組が必要である。 これまでの取組の結果、役職段階別の女性割合は着実に増加傾向にはあるが、各役職段階への女性の登用のためには、引き続き、中長期的な視点に立った取組が必要であり、各地方公共団体における積極的な取組を推進していく必要がある。
16	都道府県職員の本庁課長補佐相当職	25% (2020年度末)	16.4% (2015年)	20.4% (2020年)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
17	都道府県職員の本庁課長相当職	15% (2020年度末)	8.5% (2015年)	12.2% (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	同上
18	都道府県職員の本庁部局長・次 長相当職	10%程度 (2020年度末)	4.9% (2015年)	7.0% (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	同上
19	市町村職員の本庁係長相当職	35% (2020年度末)	市町村 31.6% [政令指定 都市 23.5%] (2015年)	市町村 35.0% [政令指定都市 26.5%] (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	A	—
20	市町村職員の本庁課長補佐相 当職	30% (2020年度末)	市町村 26.2% [政令指定 都市 19.4%] (2015年)	市町村 29.2% [政令指定都市 22.6%] (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	同上
21	市町村職員の本庁課長相当職	20% (2020年度末)	市町村 14.5% [政令指定 都市 13.4%] (2015年)	市町村 17.8% [政令指定都市 16.9%] (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
22	市町村職員の本庁部局長・次長 相当職	10%程度 (2020年度末)	市町村 6.9% [政令指定 都市7.9%] (2015年)	市町村 10.1% [政令指定都市 10.8%] (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	A	—
23	地方警察官に占める女性の割合	10%程度 (2023年)	8.1% (2015年 度)	10.2% (2020年4月)	内閣府「女性の政 策・方針決定参画 状況調べ」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
24	消防吏員に占める女性の割合	5% (2021年度当初)	2.4% (2015年度)	2.9% (2019年度)	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	C	【これまでの取組】 消防庁では、女性の採用・登用の拡大への取組や女性消防吏員の比率が高まるよう、主に以下の取組を実施している。 ・女性を対象とした説明会(ワンデイ・インターンシップ)の実施 ・女性消防吏員の活躍の情報を総合的に提供するポータルサイトの運営等の更新 ・女性活躍推進に関する取組事業の支援 ・女性活躍推進アドバイザーによる講演 ・女性専用施設(浴室、仮眠室等)の整備を特別交付税にて措置 ・消防大学校における「女性活躍推進コース」等の実施 ・女性活躍ガイドブックの作成による周知 これらの取組により、2015年度から31年度までの間に、女性のいない消防本部が110本部減少して178本部となり、全国の女性消防吏員が886名増加するなど、取組が進んでいる。 【目標未達の理由等】 圧倒的に男性職員が多い組織においては、男性中心の組織文化が形成され、女性消防吏員が様々な分野で活躍できにくい状況を生み出していると考えられる。成果目標には現時点で達成に至っておらず、引き続き取組を推進する必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
25	地方公務員の男性の育児休業 取得率	13% (2020年)	1.5% (2013年度)	5.6% (2018年)	総務省「地方公共 団体の勤務条件等 に関する調査結果」	C	【これまでの取組】 ・全国の都道府県知事及び市区町村長に対し、総務大臣書簡を発出し、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりをトップの力で率先して進めていただくよう要請 ・取得率が高い団体の好事例や国家公務員の取組の情報提供 ・各種会議における呼びかけやヒアリングを通じた取組状況の聴取及び助言等の取組を行った。 また、部門別(首長部局等、警察部門、消防部門、教育委員会)の取得率に差があることから、部門別等で取得率の把握・公表を行い、関係省庁が連携した働きかけを行った。 【目標未達の理由等】 男性職員が育児休業を取得しない要因として、 ・業務や職場のメンバーへの影響が大きいこと ・休業期間中の収入減少への懸念 ・キャリア形成への影響の懸念 が挙げられる。徐々に増加傾向にはあるが、成果目標の達成にはなお一層の努力が必要な状況であり、育児休業を取得しやすい職場風土づくりを更に推進していく必要がある。
26	都道府県の審議会等委員	33.3%(早期)、 更に40%以上 を目指す (2020年)	30.6% (2015年)	33.3% (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	B	【これまでの取組】 各都道府県の審議会等委員に占める女性の割合を「見える化」し、HPで公表している。また、各都道府県に対し、審議会等委員への女性の参画拡大を進めるよう要請を行った。 【目標未達の理由等】 審議会等の中でも、特に、防災会議、交通安全対策会議、国民保護協議会等の女性割合が低い。 なお、法律・政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、委員に占める女性割合が33.3%を下回っているのは、48のうち19(全体の39.6%)となっている。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
27	市町村の審議会等委員	30%以上 (2020年)	25.6% (2015年)	27.1% (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	【これまでの取組】 各市町村の審議会等委員に占める女性の割合及び女性 委員がゼロの審議会等の割合を「見える化」し、HPで公表し ている。また、各市町村に対し、審議会等委員への女性の参 画拡大を進めるよう要請を行った。 【目標未達の理由等】 審議会等の中でも、防災会議の女性割合が8.7%と低い。 市区・町村別に見ると、市区では28.5%、町村では22.2%と なっており、町村では女性がいらない審議会等も存在してい る。
28	独立行政法人等の部長相当職 及び課長相当職	15% (2020年度末)	13.5% (2015年)	15.4% (2020年)	内閣府「独立行政 法人等女性参画状 況調査」	A	—
29	独立行政法人等の役員	13% (2020年度末)	10.5% (2015年)	14.4% (2020年)	内閣府「独立行政 法人等女性参画状 況調査」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
【経済分野】							
30	民間企業の係長相当職	25% (2020年)	16.2% (2014年)	18.9% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	【これまでの取組】 ・女性活躍推進法の着実な施行、女性の活躍状況に関する情報等の「見える化」の推進等を実施した。(厚生労働省) ・女性活躍推進に優れた上場企業を投資家にとって魅力ある銘柄として紹介する「なでしこ銘柄」を選定・発表している。選定にあたり企業に回答を求めている「女性活躍度調査」において、女性の人数やその開示等について設問化している。 【目標未達の理由等】 ・目標にはまだ達成していないが、着実に進捗はしており、引き続き施策を進めていく必要がある。 ・今後も、女性活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう「なでしこ銘柄」の基準の見直し等を行っていく。
31	民間企業の課長相当職	15% (2020年)	9.2% (2014年)	11.4% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	同上
32	民間企業の部長相当職	10%程度 (2020年)	6.0% (2014年)	6.9% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価																									
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因																								
33	上場企業役員に占める女性の割合	5%(早期)、更に10%を目指す (2020年)	2.8% (2015年)	6.2% (2020年)	東洋経済新報社 「役員四季報」	B	【これまでの取組】 ・2013年4月に経済団体に対して、上場企業は役員に1人は女性を登用していただくよう要請して以降、取組が加速し、女性役員比率は、要請前の2012年の1.6%から、2020年には6.2%となり、女性役員数は約4.0倍に増加した。 ・2018年6月にコーポレートガバナンス・コードの改定を行い、取締役会のジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保を重要な要素とした。 ・女性活躍推進に優れた上場企業を投資家にとって魅力ある銘柄として紹介する「なでしこ銘柄」を選定・発表。 2018年度より「女性取締役が1名以上いること」を選定要件とし、2019年度より「女性取締役が複数名おり、かつ、女性取締役比率が10%以上」の企業について、さらに加点を実施した。 また、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」を実践する企業を「100選プライム」として表彰する制度を設け、「女性取締役が1名以上いること」を応募要件とした。 【目標未達の理由等】 ・女性役員の登用が進まない要因としては、企業における女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であることが考えられる。 ・2021年に予定しているコーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて、ジェンダーの多様性の視点も踏まえた検討を行う。 ・女性活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう「なでしこ銘柄」の基準の見直し等を行っていく。 (参考)各市場区分における女性役員登用人数ごとの企業数 <table><tr><th>上場区分</th><th>東証 1 部</th><th>東証 2 部・名証</th><th>その他 (地単・JASDAQ 等)</th></tr><tr><td>女性役員数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>0 人</td><td>918 社 (42.3%)</td><td>562 社 (63.9%)</td><td>504 社 (68.9%)</td></tr><tr><td>1 人</td><td>826 社 (38.1%)</td><td>234 社 (26.6%)</td><td>177 社 (24.2%)</td></tr><tr><td>2 人以上</td><td>426 社 (19.6%)</td><td>83 社 (9.4%)</td><td>50 社 (6.8%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,170 社</td><td>879 社</td><td>731 社</td></tr></table> 出典：東洋経済新報社「役員四季報」(2020 年 7 月時点)	上場区分	東証 1 部	東証 2 部・名証	その他 (地単・JASDAQ 等)	女性役員数				0 人	918 社 (42.3%)	562 社 (63.9%)	504 社 (68.9%)	1 人	826 社 (38.1%)	234 社 (26.6%)	177 社 (24.2%)	2 人以上	426 社 (19.6%)	83 社 (9.4%)	50 社 (6.8%)	合計	2,170 社	879 社	731 社
上場区分	東証 1 部	東証 2 部・名証	その他 (地単・JASDAQ 等)																												
女性役員数																															
0 人	918 社 (42.3%)	562 社 (63.9%)	504 社 (68.9%)																												
1 人	826 社 (38.1%)	234 社 (26.6%)	177 社 (24.2%)																												
2 人以上	426 社 (19.6%)	83 社 (9.4%)	50 社 (6.8%)																												
合計	2,170 社	879 社	731 社																												

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
34	起業家に占める女性の割合	30%以上を維持 (2020年)	30.3% (2012年)	34.2% (2017年)	総務省 「就業構造基本調査」を中小企業庁において再編加工	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和							
【ワーク・ライフ・バランス等の実現】							
35	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5.0% (2020年)	男女計: 8.5% 男性: 12.9% 女性: 2.8% (2014年)	男女計:6.4% 男性:9.8% 女性:2.3% (2019年)	総務省 「労働力調査」	C	【これまでの取組】 ・罰則付きの時間外労働の上限規制(大企業は平成31年4月1日施行、中小企業は令和2年4月1日施行)等を内容とする労働基準法の改正を含む働き方改革関連法が成立(平成30年7月6日公布)した。 ・中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図り、個別訪問支援や出張相談、セミナー等を実施している。 ・時間外労働等改善助成金(令和2年度からは働き方改革推進支援助成金)により生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む企業のインセンティブ強化を図っている。 ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成30年7月24日閣議決定)」を踏まえた取組を着実に推進している。 【目標未達の理由等】 目標未達の要因としては、働き方改革関連法による労働基準法の改正前までは、告示による上限の定めはあるものの、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して特別条項を設けることで、上限なく時間外労働が可能となっていたことが、長時間労働の一因となっていたことが考えられる。
36	年次有給休暇取得率	70% (2020年)	男女計: 47.6% 男性: 44.7% 女性: 53.3% (2014年、又は2013年会計年度)	男女計:56.3% 男性:53.7% 女性:60.7% (2019年、又は2018年会計年度)	厚生労働省 「就労条件総合調査」	C	【これまでの取組】 ・年5日間の年次有給休暇の時季指定を企業に義務付けること(平成31年4月1日施行)等を内容とする労働基準法の改正を含む働き方改革関連法が成立(平成30年7月6日公布)した。 ・年次有給休暇の取得促進のために、先進的な事例の収集やサイトによる情報発信、企業トップへの働きかけ、取得しやすい夏季等の時季に集中的な広報を実施するなどの取組を行っている。 ・働き方改革推進支援助成金(令和元年度までは時間外労働等改善助成金)により生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む企業のインセンティブ強化を図っている。 【目標未達の理由等】 年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりが課題

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
37	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	100% (2020年)	52.8% (2014年)	64.0% (2019年)	厚生労働省『『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査』	C	【これまでの取組】 ・労働時間等設定改善法及び労働時間等設定改善指針を改正(平成31年4月1日から適用)し、周知を図っている。 ・時間外労働等改善助成金(令和2年度からは働き方改革推進支援助成金)により、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む企業のインセンティブ強化を図っている。 【目標未達の理由等】 労使の自主的な取組が促進されるよう、周知や企業に対するインセンティブ付与を図る施策を一層進める必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
38	メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合	100% (2020年)	60.7% (2013年)	59.2% (2018年)	厚生労働省 「労働安全衛生調査(実態調査)」	D	【これまでの取組】 ストレスチェック制度の着実な履行の確保や事業場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導、個別訪問支援等の実施により、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進に努めてきた。 【目標未達の理由等】 労働者数50人以上の事業場では90.7%が取り組んでいたが、労働者数50人未満の小規模事業場では低調であった(30～49人:63.5%、10～29人:51.6%)ため。
39	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (2020年)	14.8% (2014年)	16.7% (2019年)	厚生労働省 「雇用均等基本調査」	C	【これまでの取組】短時間正社員制度の普及については、シンポジウムやホームページでの周知、導入支援コンサルティングの実施、制度導入・運用支援マニュアルの作成・配布等により、事業所における制度の導入・定着を推進してきた。 【目標未達の理由等】成果目標を達成できなかった要因としては、短時間正社員制度導入におけるメリットや具体的なノウハウについて、理解が進んでいないこと等が考えられる。短時間正社員制度が労働者が一人ひとりのライフスタイル、ライフステージに応じて活躍できる制度であり、優秀な人材の確保・定着の実現に有効な制度であることについて、引き続き、企業の理解を促していく。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
40	民間企業における男性の育児休業取得率	13% (2020年)	2.3% (2014年度)	7.48% (2019年度)	厚生労働省 「雇用均等基本調査」	C	【これまでの取組】 男性の育児休業取得を進めるため、育児休業制度等の個別周知や育児目的休暇の努力義務新設などの制度改革を行うとともに、男性労働者の育児参画に積極的な企業や管理職の表彰、企業向けのセミナーの開催、サイト運営等により、男性の育児参画についての周知啓発や情報発信を実施した。 【目標未達の理由等】 男性の育児休業取得が進まない理由としては「職場の雰囲気」等の要因が挙げられる。
41	男性の配偶者の出産直後の休暇取得率(※) (※)配偶者出産後2か月以内に半日又は1日以上休み(年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等)を取得した男性の割合	80% (2020年)	—	58.7% (2019年)	内閣府子ども・子育て本部作成	C ※2016年調査時(55.9%)より進捗	【これまでの取組】 ・配偶者の出産直後の休暇を希望する者が休暇を取得できるよう、ハンドブックの作成・配布等を行い、企業・団体等の意識改革や機運を醸成している。 ・育児目的休暇の導入を事業主の努力義務とすること等を内容とする育児・介護休業法を改正(平成29年3月31日公布、同年10月1日施行)した。 【目標未達の理由等】 令和元年度の内閣府委託調査(※)では、「配偶者出産休暇制度」、「男性の育児取得を促進する勤務先の取組」、「上司の理解」の3条件がそろった職場に勤務する男性の休暇取得率は88.6%となっており、職場の条件を整えることが、休暇取得を促進することが判明した。 これらを踏まえ、引き続き父親の休暇取得と休暇中の家事・育児参画を推進していく。 (※)内閣府委託事業「男性の子育て目的の休暇取得に関する調査研究」(株式会社インテージリサーチ)(令和元年9月)

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
42	次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数	3,000社 (2020年)	2,326社 (2015年)	3,312社 (2020年3月)	厚生労働省作成	A	—
43	6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (2020年)	1日当たり 67分 (2011年)	1日当たり83分 (2016年)	総務省「社会生活 基本調査」	C	【これまでの取組】 ・男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、男性の育児休業取得に向けた様々な情報を更新したハンドブックの配布、企業・労働者向けの動画を公開している。 ・「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」を開催し、男性による育児の促進を中心とした仕事と家庭の両立方策について検討を行い、2018年3月に報告書を取りまとめ公表した。 ・子育て世代の男性の家事への参画促進を目的とし、2017年6月から、「”おとう飯” 始めよう」キャンペーンを開始。HPやSNSでのレシピ等の提案、民間等と連携したイベントの実施、自治体への料理教室の実施の働きかけ等を行った。 ・関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して、配偶者の出産直後の子育てを目的とした休暇所得の促進を図る企業の理念に賛同する企業とも協力して、さんきゅうパパロゴマークを利用した広報啓発等を実施している。 【目標未達の理由等】 最新値は2016年のデータとなっており、進捗を評価することは困難である。なお、上記の施策に加え、地方自治体及び民間団体等においても男性の家事育児参画に関する各種取組が充実してきており、次回(2021年)の調査結果においては進捗が期待される。
44	25歳から44歳までの女性の就業率	77% (2020年)	70.8% (2014年)	女性:77.7% (2019年)	総務省「労働力調査(基本集計:長期時系列表)」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
45	第一子出産前後の女性の継続 就業率	55% (2020年)	40.3% (2010年)	53.1% (2015年)	国立社会保障・人口 問題研究所「出生 動向基本調査 (夫婦調査)」	C	【これまでの取組】 ・育児・介護休業法の周知や、育休復帰支援プランの策定支援や助成金の支給など、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う企業への支援を行った。 ・女性活躍推進法の着実な施行、女性の活躍状況に関する情報等の「見える化」の推進等を実施した。 ・中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を強化するとともに、中小企業と主婦等を含む女性人材とのマッチングに向けた取組や、中小企業側の女性人材受入れのための体制整備に対する支援を推進した。 【目標未達の理由等】 目標近くの水準まで進捗しており、引き続き施策を進めていく必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
【女性の登用】							
46	民間企業の係長相当職 (再掲)	25% (2020年)	16.2% (2014年)	18.9% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	【これまでの取組】 ・女性活躍推進法の着実な施行、女性の活躍状況に関する情報等の「見える化」の推進等を実施した。(厚生労働省) ・女性活躍推進に優れた上場企業を投資家にとって魅力ある銘柄として紹介する「なでしこ銘柄」を選定・発表している。選定にあたり企業に回答を求めている「女性活躍度調査」において、女性の人数やその開示等について設問化している。 【目標未達の理由等】 ・目標にはまだ達成していないが、着実に進捗はしており、引き続き施策を進めていく必要がある。(厚生労働省) ・今後も、女性活躍に積極的に取り組む企業が評価されるよう「なでしこ銘柄」の基準の見直し等を行っていく。
47	民間企業の課長相当職 (再掲)	15% (2020年)	9.2% (2014年)	11.4% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	同上
48	民間企業の部長相当職 (再掲)	10%程度 (2020年)	6.0% (2014年)	6.9% (2019年)	厚生労働省「賃金 構造基本統計調 査」	C	同上

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
【女性起業家】							
49	起業家に占める女性の割合 (再掲)	30%以上を維持 (2020年)	30.3% (2012年)	34.2% (2017年)	総務省 「就業構造基本調査」を中小企業庁において再編加工	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
3 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進							
50	自治会長に占める女性の割合	10% (2020年度)	4.9% (2015年 度)	6.1% (2020年度)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C	【これまでの取組】 全国の自治会における女性の参画の実態を把握するため調査を行った。 自治会関係者等を対象としたワークショップ開催、男女共同参画の視点から自治会運営を行うためのガイドラインを作成した。 全国の女性自治会長を集めて情報交換会、事例集の作成を行った。 【目標未達の理由等】 女性自治会長の割合は、年々少しづつであるが上昇しているものの、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていることなどにより未達成となったものである。引き続き、地方公共団体等を通じた情報提供・啓発活動を行うとともに、好事例の横展開等を図る。
51	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% (2020年)	-	都道府県：100% 市区：82.5% 町村：37.7% (2019年度)	内閣府男女局調べ	A C C	【これまでの取組】 地方公共団体向けに、推進計画の策定に関して想定される質問と回答をまとめた資料をHP上に公開し、地方公共団体に周知した。 【目標未達等の理由】 市区町村における策定が進まない要因として、女性活躍推進法に基づく推進計画は、男女共同参画計画と一体として策定しても良いこととされており、多くの地方公共団体(政令指定都市では8割)において、一体で策定されている。今後、男女計画改定のタイミングで推進計画の策定を検討している地方公共団体があると考えられる。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
52	家族経営協定の締結数	70,000件 (2020年度)	54,190件 (2013年 度)	58,799件 (2019年度)	農林水産省「家族 経営協定に関する 実態調査」	C	【これまでの取組】 都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等を促進した。 【目標未達の理由等】 新規件数の伸び悩みとしては、締結によるメリットが実感されていないこと、普及推進のためのリソースが足りないことが考えられる。 また、家族の理解が得られないことや、生活面で役割分担等を書面に記載することへの躊躇が課題でもあったと考えられる。
53	農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数:0 (2020年度) ・農業委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す (2020年度)	・女性委員が登用されていない組織数:644 (2013年 度) ・農業委員に占める女性の割合:6.3% (2013年 度)	・女性委員が登用されていない組織数:273 (2019年度) ・農業委員に占める女性の割合:12.1% (2019年度)	農林水産省「農業 委員への女性の参 画状況」	B	【これまでの取組】 2016年4月に施行された改正農業委員会法において、農業委員について年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定を設ける等により、女性の農業委員の割合は年々増加している。 【目標未達の理由等】 女性が農業委員としてどのように活動すべきかの知見や、女性の活動に対する地域の理解不足等の理由により、女性委員の応募につながらず、現場での登用が十分進んでいない。
54	農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数:0 (2020年度) ・役員に占める女性の割合:10%(早期)、更に15%を目指す	・女性役員が登用されていない組織数:213 (2013年 度) ・役員に占める女性の割合:8.1%	・女性役員が登用されていない組織数:100 (2019年7月) ・役員に占める女性の割合:8.4% (2019年7月)	農林水産省「総合 農協統計表」 全国農業協同組合 中央会調べ	C	【これまでの取組】 2016年4月の改正農協法において、農協理事について年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定を設ける等により、女性の農協理事等の割合は年々増加している。 【目標未達の理由等】 JA運営への参画にあたり、農業者から農協理事等に直接就任することは稀であり、その前段として組合員や総代に就任する等のステップを経ることが一般的である。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
		す (2020年度)	割合:0.1% (2013年 度)				地域における女性の農協理事等への参画の理解が十分浸透していないためと考えられる。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
4 科学技術・学術における男女共同参画の推進							
55	研究者の採用に占める女性の割合 (自然科学系)	自然科学系全体で30%、 理学系20%、 工学系15%、 農学系30%、 医学・歯学・薬学系合わせて30% ※科学技術基本計画について(答申)を踏まえた第5期科学技術基本計画(2016年度から2020年度まで)における値	自然科学系:25.4% 理学系:11.2% 工学系:8.0% 農学系:13.8% 医歯薬学系:24.3%(2012年)	自然科学系:28.5% 理学系:17.2% 工学系:11.0% 農学系:18.9% 医歯薬学系:25.3%(2018年)	文部科学省調べ 「大学における教育内容等の改革状況について」他	C	【これまでの取組】 大学や国立研究開発法人等において女性研究者の登用や活躍支援の取組を実施、一定程度進展した。 【目標未達の理由等】 各主体が目標達成に向け取組を一層積極的に推進するための動機付けが必ずしも十分でなかったことが要因として考えられる。 子育て中の研究者のニーズに対応すべく、大学内の保育施設等を充実促進する。
56	日本学術会議の会員に占める女性の割合	30% (2020年)	23.3% (2014年10月)	37.7% (2020年10月)	日本学術会議調べ	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
57	日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	30% (2020年)	22.3% (2014年10月)	31.5% (2020年10月)	日本学術会議調べ	A	—
58	大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	前年度以上 (毎年度)	理学部: 26.4% 工学部: 12.9% (2014年)	理学部:27.9% 工学部:15.4% (2019年)	文部科学省「学校基本調査」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
5 女性に対するあらゆる暴力の根絶							
59	配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:30% 女性:70% (2020年)	男性: 16.6% 女性: 50.3% (2014年)	男性:26.9% 女性:57.6% (2017年)	内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」	C	【これまでの取組】 平成13年度より、「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日～25日)を実施し、ポスターやリーフレットの作成・配布、インターネットテレビやラジオ番組等の各種媒体を使用した広報啓発を実施している。また、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施している。 【目標未達の理由等】 数値の原典である統計が、過去の被害全般を調査するもの(あなたはこれまでに、配偶者から受けたそのような行為(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。)であることから、直近の施策の影響が反映されにくい面があるため。なお、目標年である令和2年(平成32年)のデータは、令和3年3月に公表予定。
60	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男女とも70% (2020年)	男性: 30.4% 女性: 34.3% (2014年)	男性:69.2% 女性:73.7% (2017年)	内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」	A	—
	市町村における配偶者暴力相談	458か所	88か所	446か所			【これまでの取組】 配偶者暴力相談支援センターの設置検討や相談の質の向上を目指している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体の配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図っている。

4次計画における 成果目標	目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
					評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
61 市町村における配偶者暴力相談 支援センターの数	150か所 (2020年)	(2015年11 月)	119か所 (2020年4月)	定期調査	C	【目標未達の理由等】 ①DV防止法上、市町村に関しては、設置が努力義務である こと、②都道府県によっては、都道府県設置のセンターが複 数ある場合には、市町村が主体となるセンターを新たに設置 することの必要性が必ずしも理解されていないこと、などが 考えられる。
62 行政が関与する性犯罪・性暴力 被害者のためのワンストップ支援 センター設置数	各都道府県に 最低1か所 (2020年)	25か所 (2015年11 月)	47か所 (47都道府県) (2018年10月)	定期調査	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
6 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備							
63	健康寿命(男女別)	健康寿命を1歳 以上延伸 男性70.42歳→ 71.42歳 女性73.62歳→ 74.62歳 (平成22年→ 2020年)	男性:71.19 歳 女性:74.21 歳 (平成25 年)	男性:72.14歳 女性:74.79歳 (平成28年)	健康寿命延伸プラン(第2回2040年を 展望した社会保障・ 働き方改革本部資料)／第11回健康 日本21(第二次)推進 専門委員会資料	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
64	ハローワークによるひとり親家庭 の親の正社員就職者の数	前年度以上 (毎年度)	38,771件 (2014年 度)	男女計:28,814件 男性:1,526件 女性:27,288件 (2019年度)	厚生労働省職業安 定局調べ	D	【これまでの取組】 「母子家庭等就業・自立支援事業」を通じて、就業相談から 就業支援講習会、就業情報の提供等まで一貫した就業支援 サービスを行ったほか、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業」を通じて、高等学校を卒業していない ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のため の講座を受講する場合にその費用の一部を支給するなど の取組を行った。また、ハローワークにおいて、ひとり親家庭 の親へのきめ細かな職業相談、職業紹介を行った。 【目標未達の理由等】 全体的な新規求職者数及び一般就職件数が、対2014年度 比で、一般就職件数(2019年度):122,808件(▲26.2%)(2014 年度:166,428件)、新規求職者数(2019年度):392,780件(▲ 21.2%)(2014年度:498,643件)となっており、いずれも減少傾 向にあることから、ひとり親就職件数についても、同様に減 少傾向(ひとり親就職件数(2019年度):28,814件(▲25.7%) (2014年度:38,771件))であり、成果目標を達成できていない 要因と考える。 なお、減少幅については、一般就職件数と比較すると0.5ポイ ント小さく、4次計画における具体的な取り組みが、一定程度 寄与しているものと考え。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
65	弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	全都道府県・政令市・中核市 (2019年度)	77都道府 県市 (2016年度) ※計画策定 以降に調査	94都道府県市 (全体:101自治体) (2018年度)	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課 調べ	C ※2016年度の 数値から比較	【これまでの取組】 離婚時の養育費の取決めに促進するため、子どもの養育に関するパンフレットを作成し、自治体等に配布した。 また、2019年の民事執行法の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された(2020年4月1日施行)。この改正は、養育費の履行確保に資するものといえる。 【目標未達の理由等】 成果目標を達成できなかった要因としては、実施主体である地方自治体において、 ・予算確保がされなかった ・国の補助事業を活用せずに、独自に支援を行っている ・養育費相談は行っているが、弁護士による法的相談については、予算等の問題から弁護士による他の相談窓口を活用している 等の理由が考えられる。
66	20歳から34歳までの就業率	男女計:79% (2020年)	男女計: 76.1% 男性: 82.0% 女性: 69.9% (2014年)	男女計:81.1% 男性:84.9% 女性:76.9% (2019年)	総務省「労働力調査(基本集計)」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
67	フリーター数	男女計:124万人 (2020年)	男女計: 179万人 男性:80万人 女性:99万人 (2014年)	男女計:138万人 男性:66万人 女性:72万人 (2019年)	総務省「労働力調査(詳細集計)」	C	【これまでの取組】 わかものハローワーク等を中心に、フリーターからの正社員就職等を進めてきた。 【目標未達の理由等】 2014年までは180万人前後で推移していたフリーター数については、雇用情勢の改善等もあり、2015年以降の5年間で約40万人減少している。 本年(2020年)が目標達成期限となっていることから、引き続き支援に努めていく。
68	60歳から64歳までの就業率	男女計:67% (2020年)	男女計: 60.7% 男性: 74.3% 女性: 47.6% (2014年)	男女計:70.3% 男性:82.3% 女性:58.6% (2019年)	総務省「労働力調査(基本集計)」	A	—
69	障害者の実雇用率(民間企業)	2.0% (2020年)	1.88% (2015年6月)	2.11% (2019年6月)	厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
7 生涯を通じた女性の健康支援							
70	健康寿命(男女別) (再掲)	健康寿命を1歳以上延伸 男性70.42歳→71.42歳 女性73.62歳→74.62歳 (平成22年→2020年)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	男性:72.14歳 女性:74.79歳 (平成28年)	健康寿命延伸プラン(第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部資料)／第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料	A	—
71	子宮頸がん検診、乳がん検診受診	子宮頸がん:50% 乳がん:50% (平成28年度までに)	過去1年間の受診率 子宮頸がん:32.7% 乳がん:34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん:42.1% 乳がん:43.4%	過去2年間の受診率 子宮頸がん:43.7% 乳がん:47.4% (2019年)	がん検診受診率「国民生活基礎調査」	C	【これまでの取組】 受診率向上施策として科学的根拠が示されている、個別の受診勧奨(コール)・個別受診再勧奨(リコール)の実施やナッジ理論等を活用した効果的な受診勧奨等の取り組みを行っている。 【目標未達の理由】 個別受診勧奨を実施している市町村は約8割、個別受診再勧奨を未受診者の全員又は一部に実施している市町村は約5割となっている。受診率向上に向けて、着実な取り組みを促していく。なお、割合とは、個別受診勧奨及び個別受診再勧奨を実施している全自治体のうちの割合である。
72	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	平成17年に比べ 20%以上減少 (2016年までに)	現状:19.5 男性:27.6 女性:11.7 (2014年)	現状:15.7 男性:22.7 女性:9.1 (2019年)	2019年中における自殺の状況 (厚生労働省自殺対策推進室／警察庁生活安全局生活安全企画課) 厚生労働省「人口動態統計」 警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より厚生労働省作成	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
73	マタニティマークの認知度	男女計50% (2018年)	男女計: 45.6% 男性: 31.2% 女性: 57.6% (2014年)	男女計:58.1% 男性:46.6% 女性:69.8% (2018年)	2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21」国民運動促進に向けた情報共有のための仕組みの整備に関する調査研究 事業報告書	A	—
74	妊娠中の喫煙率・飲酒率	なくす (2018年)	喫煙率: 3.8% 飲酒率: 4.3% (2013年 度)	喫煙率:2.7% 飲酒率:1.2% (2017年度)	2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「健やか親子21」国民運動促進に向けた情報共有のための仕組みの整備に関する調査研究 事業報告書	C	【これまでの取組】 喫煙率・飲酒率ともに減少傾向ではあるものの、目標値は達成できておらず、母子手帳や健やか親子21を通して啓発をしているところである。 【目標未達の理由等】 妊娠中の喫煙率・飲酒率については、年々減少しているところである。母子健康手帳において、喫煙及び飲酒による胎児や乳児への影響について普及啓発を行っており、引き続き妊娠中の喫煙率0%を目指して取り組んでいく。
75	不妊専門相談センターの数	全都道府県・指定都市・中核市で実施(2020年度)	63都道府県市(2015年度)	81都道府県市(2020年度)	厚生労働省 全国の不妊専門相談センター一覧	C	【これまでの取組】 不妊専門相談センターは、全ての都道府県に設置されているが、指定都市・中核市の単位では設置が進んでいない状況にある。全国の不妊専門相談センターの実施状況を調査し、未設置自治体の状況などを把握することで、都道府県と市との間での共同設置等を進めるなど未設置自治体への設置を促している。 【目標未達の理由等】 中核市などでは、市内のニーズが少ないことなどが考えられる。 都道府県が設置しているセンターで、十分に対応できている。このため、都道府県と市との間での共同設置等を進めることにより、引き続き、設置を促していく。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
76	25歳から44歳までの就業医師に 占める女性の割合	31% (2020年)	30.1% (2014年)	31.8% (2018年)	女性の政策・方針 決定参画状況調べ (2019年度) 厚生労働省「医師・ 歯科医師・薬剤師 統計」	A	—
77	運動習慣のあるもの 20～64歳(男女別)	男性:33% 女性:30% (2020年)	男性: 20.9% 女性: 17.5% (2014年)	男性:21.6% 女性:16.6% (2018年)	厚生労働省「2018 年 国民健康・栄養 調査」	D	【これまでの取組】 スマート・ライフ・プロジェクトにおいて具体的な運動量の増加 を促す「プラス・テン」の周知・啓発を行っている。また、健康 増進施設認定制度に基づく運動型健康増進施設の認定・普 及を行っている。 【目標未達の理由等】 運動習慣の獲得を推進するためには、運動型健康増進施設 の活用促進等、地域において適切に運動ができる環境の整 備を一層進めていく必要がある。 スマート・ライフ・プロジェクト等を通して日常生活の中におけ る身体活動量の維持・増加の啓発に努める必要がある。
78	運動習慣のあるもの 65歳以上(男女別)	男性:56% 女性:46% (2020年)	男性: 42.4% 女 性:35.7% (2014年)	男性:42.9% 女性:36.5% (2018年)	厚生労働省「2018 年 国民健康・栄養 調査」	C	【これまでの取組】 スマート・ライフ・プロジェクトにおいて具体的な運動量の増加 を促す「プラス・テン」の周知・啓発を行っている。また、健康 増進施設認定制度に基づく運動型健康増進施設の認定・普 及を行っている。 【目標未達の理由等】 運動習慣の獲得を推進するためには、運動型健康増進施設 の活用促進等、地域において適切に運動ができる環境の整 備を一層進めていく必要がある。 スマート・ライフ・プロジェクト等を通して日常生活の中におけ る身体活動量の維持・増加の啓発に努める必要がある。
79	運動習慣のあるもの 1週間の総運動時間が60分以上 の児童生徒の割合(男女別)	中学校女子: 80% 中学校男子: 95% 小学校女子: 90% 小学校男子: 95% (2020年)	中学校女 子:79.0% 中学校男 子:92.9% 小学校女 子:87.0% 小学校男 子:93.4% (2015年)	中学校女子:80.3% 中学校男子:92.5% 小学校女子:87.0% 小学校男子:92.4% (2019年)	スポーツ庁「全国体 力・運動能力、運動 習慣等調査」	C	【これまでの取組】 具体的取組については、全世代(特に成人)を対象としてお り、児童・生徒に限定された施策は特にない。 【目標未達の理由等】 上記理由より、目標未達の理由等は特に分析していないた め。

4次計画における 成果目標	目標値 (期限)	計画策定時 の数值 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
					評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
8 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立							
80	都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	30% (2020年)	13.2% (2015年)	16.1% (2020年)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	【これまでの取組】 毎年、都道府県及び政令市向けに実施している男女共同参画主管課長会議及び初任者研修において、女性委員の割合が高い事例を情報提供している。 地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨防災基本計画に盛り込み、災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て6回通知した。 災害対策基本法第15条第5項に新たに加えられた第8号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは女性等の代表者を想定している旨通知し、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を促した。 地方防災会議への女性の参画拡大について、平成25年に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に盛り込み、地方公共団体に周知した。また、同取組指針を改定して、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成し、引き続き、周知・浸透に取り組んでいる。 【目標未達の理由等】 地方防災会議における女性委員比率については、成果目標に届かないものの、増加傾向にあり、都道府県、市町村共に推進されている状況にある。しかしながら、都道府県ごと、市町村ごとの推進状況をみると、40%を超える地方公共団体がある一方、市町村では女性委員がいない防災会議も多く残っており、取組状況の差が生じている。また、防災分野の対応は男性が中心であるという固定的な性別役割分担意識が存在することも、要因の一つだと考えられる。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
81	市町村防災会議の委員に占める 女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数:0 (2020年) ・委員に占める女性の割合:10%(早期)、更に30%を目指す (2020年)	・女性委員が登用されていない組織数:515 (2014年) ・委員に占める女性の割合:7.7% (2015年)	・女性委員が登用されていない組織数:348 (2020年) ・委員に占める女性の割合:8.8% (2020年)	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」	C	【これまでの取組】 ・毎年、都道府県及び政令市向けに実施している男女共同参画主管課長会議及び初任者研修において、女性委員の割合が高い事例を情報提供している。 ・地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨防災基本計画に盛り込み、災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て6回通知した。 ・災害対策基本法第15条第5項に新たに加えられた第8号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは女性等の代表者を想定している旨通知し、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を促した。 ・地方防災会議への女性の参画拡大について、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に盛り込み、地方公共団体に周知した。また、同取組指針を改定して、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成し、引き続き、周知・浸透に取り組んでいる。 【目標未達の理由等】 地方防災会議における女性委員比率については、成果目標に届かないものの、増加傾向にあり、都道府県、市町村共に推進されている状況にある。しかしながら、都道府県ごと、市町村ごとの推進状況をみると、40%を超える地方公共団体がある一方、市町村では女性委員がいない防災会議も多く残っており、取組状況の差が生じている。また、防災分野の対応は男性が中心であるという固定的な性別役割分担意識が存在することも、要因の一つだと考えられる。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
82	消防吏員に占める女性の割合 (再掲)	5% (2026年度当 初)	2.4% (2015年 度)	2.9% (2019年度)	消防庁「消防防災・ 震災対策現況調 査」	C	【これまでの取組】 消防庁では、女性の採用・登用の拡大への取組や女性消防吏員の比率が高まるよう、主に以下の取組を実施している。 ・女性を対象とした説明会(ワンデイ・インターンシップ)の実施 ・女性消防吏員の活躍の情報を総合的に提供するポータルサイトの運営等の更新 ・女性活躍推進に関する取組事業の支援 ・女性活躍推進アドバイザーによる講演 ・女性専用施設(浴室、仮眠室等)の整備を特別交付税にて措置 ・消防大学校における「女性活躍推進コース」等の実施 ・女性活躍ガイドブックの作成による周知 これらの取組により、2015年度から31年度までの間に、女性のいない消防本部が110本部減少して178本部となり、全国の女性消防吏員が886名増加するなど、取組が進んでいる。 【目標未達の理由等】 圧倒的に男性職員が多い組織においては、男性中心の組織文化が形成され、女性消防吏員が様々な分野で活躍できにくい状況を生み出していると考えられる。上記の取組を進めてきたが、成果目標には現時点で達成に至っておらず、引き続き取組を推進する必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
83	消防団員に占める女性の割合	10%を目標とし つつ、当面5% (2026年度)	2.5% (2014年 度)	3.2% (2019年度)	消防庁「消防防災・ 震災対策現況調 査」	C	【これまでの取組】 消防庁では、女性の入団促進に向け、主に以下の取組を実施している。 ・総務大臣から全ての都道府県知事及び市町村長に対して書簡を送付し、女性の加入促進に向けた積極的な取組を依頼 ・消防庁長官から都道府県知事等に対して通知を発出し、女性の加入促進を促すとともに、消防団員に占める女性の割合等について全国的な目標を設定することにより地方公共団体における取組を促進 ・女性団員数が相当数増加した消防団に対する総務大臣感謝状の授与 ・地方公共団体が企業や大学等と連携して実施する女性・若者等の加入促進事業への支援及び当該取組をまとめた事例集の作成・配布 ・女性の加入促進を図るためのポータルサイトの開設 ・女性向けの団員募集リーフレットの作成・配布 ・「全国女性消防操法大会」の開催 ・「全国女性消防団員活性化大会」の開催 【目標未達の理由等】 消防団活動において、女性団員が担うことが多い、火災予防の啓発活動、住宅防火対策の普及、応急手当の普及等の活動の必要性の浸透が十分でないことが要因と考えられる。上記の取組により、2015年度から2019年度までの間に、女性団員が約4千人、女性のいる消防団が180団増加するなどの成果は出ているものの、現時点で成果目標の達成には至っておらず、引き続き取組を推進する必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備							
84	保育所等待機児童数	解消をめざす (2017年度末)	23,167人 (2015年4月)	12,439人 (2020年4月)	厚生労働省「保育 所等関連状況取り まとめ」	C	【これまでの取組】 待機児童解消加速化プランにより、2013年度から2017年度末までの5年間で約53.5万人分(※)の保育の受け皿を拡大(政府目標50万人分を達成)。 ※市区町村による受け皿拡大量:約47.6万人分 企業主導型保育事業による受け皿拡大量:約6万人分 【目標未達の理由等】 待機児童解消加速化プランにより、平成24年度から平成29年度末までの5年間で53万人の保育の受け皿拡大を達成したが、25歳から44歳の女性の就業率や1・2歳児の保育利用率の上昇、保育の申込者数の伸びが同プラン策定時よりも高い伸び率となってしまったもの。 →○女性就業率 加速化プラン前と比べて2.1倍の伸び率 +0.6ポイント／年(H21-24)→ +1.25ポイント／年(H24-28) ○申込者数 加速化プラン前と比べて1.9倍の伸び率 +4.8万人／年(H22-25) → +9.0万人／年(H25-28) ○1・2歳児の保育利用率 加速化プラン前と比べて1.9倍の伸び率 +1.5ポイント／年(H22-25) → +2.9ポイント／年(H25-28)

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
85	放課後児童クラブの利用を希望 するが利用できない児童数	解消をめざす (2019年度末)	9,945人 (2014年5 月)	18,261人 (2019年5月)	厚生労働省「放課 後児童健全育成事 業(放課後児童クラ ブ)の実施状況につ いて」	D	【これまでの取組】 平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づ き、放課後児童クラブの約30万人分の追加的な受け皿を整 備し、約122万人分の受け皿を確保する目標に対し、令和元 年5月1日時点で登録児童数が約130万人となり、受け皿整 備の目標は達成。 【目標未達の理由等】 平成27年4月以降、対象児童が6年生までであることを法令 上明確化したことにより、利用申込件数が増加したことや、 保育サービスの提供拡大や子育て世代の女性の就業率の 上昇などに応じて、放課後児童クラブの利用割合も高まって いることなどが考えられる。 令和元年5月1日時点において、放課後児童クラブの登録児 童数約130万人、放課後児童クラブ数25,881か所となり、い ずれも過去最高を更新しているが、上記理由等により待機児 童数は増加している。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
86	地域子育て支援拠点事業	8,000か所 (2019年度)	6,538か所 (2016年 度)	7,578か所 (2019年度)	厚生労働省調べ	C	【これまでの取組】 「地域子育て支援拠点事業」を通じて、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を行った。 【目標未達の理由等】 市町村によっては、人員・場所等の確保が予定よりも進まなかったこと等が成果目標を達成できなかった要因として考えられる。
87	高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	25% (2020年度)	19% (2013年 度)	29.1% (2019年度)	国土交通省調べ	A	—

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進							
88	大学学部段階修了者の男女割合	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (2020年)	男性54.9% 女性45.1% 9.8ポイント差 (2013年)	男性:53.8% 女性:46.2% 7.6ポイント差 (2018年)	OECD Education at a Glance	C	【これまでの取組】 高校生が主体的に将来を選択する能力・態度を身に付けるため、キャリア形成に係る教材の作成や、教員研修プログラム開発のための調査研究を実施。 大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座、キャリア相談会を開催した。 【目標未達の理由】 大学学部段階修了者における男女差は年々縮小しているが、専攻分野別に見ると理学・工学系分野に女性比率が少ない等偏りがあり、引き続き男女割合の差を縮めていく取組が必要である。
89	都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0 (2020年)	121	64 (2019年)	文部科学省「教育行政調査」	C	【これまでの取組】 都道府県教育委員会等を通じて域内市町村教育委員会等に対して、女性活躍の推進及び計画の趣旨を周知した。 【目標未達の理由】 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数は半減はしたものの、まだ十分に全国の教育委員会に計画の趣旨が浸透していない可能性がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
90	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	20%以上 (2020年)	15.0%	18.6% (2019年)	文部科学省「公立 学校教職員の人事 行政状況調査」	C	【これまでの取組】 教職員を対象とした「学校における男女共同参画研修」を実施し、女性教員の活躍推進についての事例報告やディスカッション等を実施。 人事行政状況調査において、管理職に占める女性の比率や教職員の育児休業等の取得状況について調査し、都道府県・政令市ごとに公表。 女性管理職増加への取組や働きながら出産や育児、介護がしやすい環境の整備を図ることについて、周知を行うとともに、女性管理職の割合が高い県市の取組のうち好事例と思われるものについて、文部科学省が行っている各都道府県等の人事担当者を集めた研修会において周知した。 【目標不達の理由】 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合については、上昇傾向にあるものの、女性教員が管理職を志向する割合が低い要因として、 ・仕事と家庭生活における役割との両立が困難 ・自分では管理職になるには力量不足と感じている ・女性への家事・育児の負担が大きい ・育児や介護を担うと管理職からも、管理職になるための機会を提供されにくい傾向 ・管理職の入り口のモデルとなる副校長・教頭の長時間労働等の課題がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
91	大学の教員に占める女性の割合 うち准教授	25%(早期)、更 に30%を目指 す (2020年)	22.6% (2014年)	25.1% (2019年)	文部科学省「学校 基本調査」	B	【これまでの取組】 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進する大学の取組を支援。 【目標不達の理由】 我が国の女性教員数は増加傾向にあるが、その割合は、主要国と比較して、なお低い水準。 教員が研究教育活動を継続する上で、出産・育児・介護等との両立が困難。 教員の業績評価に当たって、育児・介護に対する配慮が不足しているとの指摘。 結果として、女性教員の上位職への登用が進んでいないため、引き続き支援に関する取組を充実していく必要がある。
92	大学の教員に占める女性の割合 うち教授等 (学長、副学長及び教授)	17%(早期)、更 に20%を目指 す (2020年)	14.4% (2014年)	17.2% (2019年)	文部科学省「学校 基本調査」	B	【これまでの取組み】 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進する大学の取組を支援した。 【目標不達の理由】 我が国の女性教員数は増加傾向にあるが、その割合は、主要国と比較して、なお低い水準。 教員が研究教育活動を継続する上で、出産・育児・介護等との両立が困難。 教員の業績評価に当たって、育児・介護に対する配慮が不足しているとの指摘。 結果として、女性教員の上位職への登用が進んでいないため、引き続き支援に関する取組を充実していく必要がある。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
93	「男女共同参画社会」という用語 の周知度	男女とも100% (2020年)	男性: 66.3% 女性: 61.3% (平成24年)	男性: 67.4% 女性: 61.5% (2019年)	内閣府「男女共同 参画社会に関する 世論調査」	C	【これまでの取組】 男女共同参画に関する施策の広報啓発を通じて、用語の周知を図ってきた。 【目標未達の理由】 この用語の周知度は全体で60%を超えており、十分に高い水準であると考えられる。 (参考: 18～29歳では約80%、30～49歳では約70%)

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献							
94	「女子差別撤廃条約」という用語 の周知度	50%以上 (2020年)	34.8% (2012年)	34.7% (2019年)	内閣府「男女共同 参画社会に関する 世論調査」	D	【これまでの取組】 内閣府男女共同参画局ホームページに、政府報告や女子差別撤廃委員会の総括所見、総括所見に対する政府コメントなどを掲載しているほか、男女共同参画会議や重点方針専門調査会において議題として取り上げることなどにより、周知を図っている。 【目標未達の理由等】 「女子差別撤廃条約の用語の周知度」は、令和元年度の世論調査で、全体で34.7%だったものの、年代別に見ると、29歳以下の若い世代の認知度は、この10年間概ね4～5割となっており、30歳代の認知度は10年前の32.3%から2019年は39.8%に上昇している。
95	国連関係機関の日本人職員数 (専門職以上)	1,000人以上 (2025年)	766人 (2015年)	912人 (2020年)	外務省調べ	C	【これまでの取組】 国連をはじめとする国際機関への就職を目指す日本人に対し、JPO派遣制度(若手人材を国際機関に派遣する制度)実施、空席ポスト情報の提供、就職セミナーの開催等、各種支援を実施。
96	在外公館の公使、参事官以上に 占める女性の割合	10% (2020年)	5.4% (2015年)	7.4% 男女計:543人 男:503人 女:40人 (2020年7月)	外務省調べ	C	【これまでの取組】 ベビーシッター利用補助、単身子連れでの在外赴任の際の住居手当支給(配偶者帯同時と同等に)、在外公館におけるフレックスタイム制度導入等、在外勤務におけるワークライフバランスの推進を実施。 【目標未達の理由等】 在外公館の公使、参事官以上になる年次の職員に占める女性職員の数が少ないことが目標未達の要因として考えられる。他方、在外公館の主要ポストにおける女性の割合は年々増加してきており、引き続き、適材適所の考えに基づき、優秀な人材から登用していく方針。

4次計画における 成果目標		目標値 (期限)	計画策定時 の数値 (時点)	最新値 (時点)	出典	達成度評価	
						評価 A 成果目標を達成 B 早期目標を達成 C 策定時より進捗 D 策定時から進捗 していない	成果目標を達成できていない(B～D)の場合の要因
12 推進体制の整備・強化							
97	男女計画の策定率(市町村)	市区:100% 町村:70% (2020年)	市区:97.0% 町村:52.6% (2015年)	市区:98.3% 町村:69.5% (2020年)	内閣府「地方公共 団体における男女 共同参画社会の形 成または女性に関 する施策の推進状 況」	C C	【これまでの取組】 地方公共団体に対する計画策定に向けた情報提供やアドバイザー派遣等の実施により、市町村男女共同参画計画の策定が進むよう取組を進めてきた。 【目標未達等の理由】 策定市区町村数は増加しており、さらに、80の市区町村が策定を検討中であることから、引き続き施策を進めていく必要がある。
98	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (再掲)	都道府県: 100% 市区:100% 町村:70% (2020年)	—	都道府県:100% 市区:82.5% 町村:37.7% (2019年度)	内閣府男女局調べ	A C C	【これまでの取組】 地方公共団体向けに、推進計画の策定に関して想定される質問と回答をまとめた資料をHP上に公開し、地方公共団体に周知した。 【目標未達等の理由】 市区町村における策定が進まない要因として、女性活躍推進法に基づく推進計画は、男女共同参画計画と一体として策定しても良いこととされており、多くの地方公共団体(政令指定都市では8割)において、一体で策定されている。今後、男女計画改定のタイミングで推進計画の策定を検討している地方公共団体があると考えられる。

第5次男女共同参画基本計画における
女性の登用・採用に関する成果目標一覧(全58項目)

項目	現状	成果目標 (期限)
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	36.8% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	35.4% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用試験(技術系区分)からの採用者に占める女性の割合	—	30% (2025年度)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(本省)	26.5% (2020年7月)	30% (2025年度末)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	22.8% (2019年7月)	35% (2025年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.3% (2020年7月)	17% (2025年度末)
本省課室長相当職	5.9% (2020年7月)	10% (2025年度末)
指定職相当	4.4% (2020年7月)	8% (2025年度末)
検察官(検事)に占める女性の割合	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	40.7% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
審議会等専門委員等	30.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	36.6% (2019年度)	40% (2025年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	33.6% (2019年度)	40% (2025年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	22.6% (2020年)	30% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	20.4% (2020年)	25% (2025年度末)
本庁課長相当職	12.2% (2020年)	16% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	7.0% (2020年)	10% (2025年度末)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 35.0% [政令指定都市 26.5%] (2020年)	40% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 29.2% [政令指定都市 22.6%] (2020年)	33% (2025年度末)
本庁課長相当職	市町村 17.8% [政令指定都市16.9%] (2020年)	22% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 10.1% [政令指定都市 10.8%] (2020年)	14% (2025年度末)
地方警察官に占める女性の割合	10.2% (2020年4月)	12%程度 (2026年度当初)
消防吏員に占める女性の割合(注1)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	33.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
市町村の審議会等委員	27.1% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	15.4% (2020年)	18% (2025年度末)
役員	14.4% (2020年)	20% (2025年度末)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職	6.9% (2019年)	12% (2025年)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合 ^(注2)	—	12% (2022年) ^(注3)
起業家に占める女性の割合 ^(注4)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)
(※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8% (2017年)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第3分野 地域における男女共同参画の推進		
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	273/1,703 (2019年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%(早期)、更に30%を目指す (2025年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合		
女性役員が登用されていない組織数	107/639 (2018年度)	0 (2025年度)
役員に占める女性の割合	8.0% (2018年度)	10%(早期)、更に15%を目指す (2025年度)
土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合		
女性理事が登用されていない組織数	3,737/3,900 (2016年度)	0 (2025年度)
理事に占める女性の割合	0.6% (2016年度)	10% (2025年度)
認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		
大学の理工系の教員(講師以上)に占める女性の割合	理学系:8.0% 工学系:4.9% (2016年)	理学系:12.0% 工学系:9.0% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系:17.2% 工学系:11.0% 農学系:18.9% 医歯薬学系:25.3% 人文科学系:37.7% 社会科学系:25.8% (2018年)	理学系:20% 工学系:15% 農学系:30% 医歯薬学系:30% 人文科学系:45% 社会科学系:30% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第7分野 生涯を通じた健康支援		
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	40% (20年代の可能な限り早期に)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
消防団員に占める女性の割合(注5)	3.2% (2019年度)	10%を目標としつつ、 当面5%(2026年度)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
教授等 (学長, 副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20%(早期)、更に23%を目指す (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		
在外公館の各役職段階に占める女性の割合		
公使、参事官以上	7.4% (2020年7月)	10% (2025年)
特命全権大使、総領事	5.3% (2020年7月)	8% (2025年)

- (注1) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。
- (注2) 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。
- (注3) 5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。
- (注4) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。
- (注5) 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

【別添資料 3】

1 警察における配偶者からの暴力事案への対応状況

		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
配偶者暴力からの暴力事案等の相談等件数		59,072	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207	82,643
加害者への指導警告		25,598	31,752	39,851	44,361	51,172	55,519	57,147
基 づ く 対 応	配偶者暴力防止法に 警察本部長等の援助	20,741	21,642	21,271	21,904	21,846	25,539	23,112
	保護命令違反の検挙件数	120	106	104	80	71	71	76
	裁判所からの保護命令通知	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663	1,460
刑法犯、他の特別法犯の検挙		6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702

警察庁調べ

2 警察におけるストーカー事案への対応状況

			2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
ストーカー事案認知件数			22, 823	21, 968	22, 737	23, 079	21, 556	20, 912	20, 189
加害者への指導警告			9, 426	9, 858	11, 598	12, 264	11, 210	11, 643	11, 347
ス ト ー カ ー 規 制 法 の 適 用	警告		3, 171	3, 375	3, 562	3, 265	2, 451	2, 052	2, 146
	禁止命令等		149	145	173	662	1, 157	1, 375	1, 543
	警察本部長等の援助		7, 649	8, 139	8, 252	9, 007	7, 647	8, 069	8, 151
	検 挙	ストーカー 行為罪	598	647	735	884	762	748	868
		禁止命令等 違反	15	30	34	42	108	116	117
刑法・特別法犯検挙			1, 917	1, 872	1, 919	1, 699	1, 594	1, 491	1, 518

警察庁調べ

1 殺人、強制性交等、暴行、傷害、強制わいせつ(うち数:女(被害者))都道府県別 認知件数

	2014年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女	2015年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女
全国総数	68,729	30,877	1,054	423	1,250	1,250	32,372	12,849	26,653	9,169	7,400	7,186	66,581	30,459	933	390	1,167	1,167	32,543	13,481	25,183	8,825	6,755	6,596
北海道	2,455	1,179	34	11	41	41	1,296	569	856	332	228	226	2,365	1,248	36	17	39	39	1,207	569	787	332	296	291
青森	440	232	7	5	5	5	247	125	130	51	51	46	431	208	4	1	12	12	244	113	143	54	28	28
岩手	314	147	9	3	3	3	119	48	129	40	54	53	287	142	7	1	5	5	106	49	128	46	41	41
宮城	1,054	522	10	3	16	16	402	173	456	162	170	168	1,055	528	16	6	23	23	428	182	404	139	184	178
秋田	260	114	3	2	2	2	135	57	104	38	16	15	289	144	7	3	5	5	176	87	86	37	15	12
山形	685	374	5	2	4	4	460	256	184	80	32	32	637	358	5	4	2	2	428	253	178	75	24	24
福島	765	373	9	4	14	14	325	164	357	131	60	60	737	386	8	4	10	10	327	197	318	102	74	73
東京	9,200	3,435	127	62	193	193	4,572	1,231	3,309	997	999	952	9,118	3,565	102	41	179	179	4,825	1,511	3,204	1,067	808	767
茨城	1,548	796	22	10	11	11	789	451	599	200	127	124	1,775	987	19	4	32	32	1,062	668	563	188	99	95
栃木	1,015	542	15	9	10	10	600	338	333	131	57	54	811	412	11	5	14	14	445	236	307	123	34	34
群馬	1,539	873	21	9	17	17	958	574	485	215	58	58	1,527	863	19	9	7	7	1,047	618	413	189	41	40
埼玉	4,662	2,397	73	30	79	79	2,322	1,134	1,677	659	511	495	4,113	2,069	57	25	72	72	2,011	975	1,530	564	443	433
千葉	3,321	1,474	70	33	80	80	1,331	562	1,495	466	345	333	3,244	1,472	45	17	46	46	1,359	591	1,477	512	317	306
神奈川	5,111	1,907	62	24	91	91	2,688	816	1,752	478	518	498	4,832	1,755	58	29	90	90	2,564	729	1,679	473	441	434
新潟	1,115	537	17	7	11	11	759	374	282	100	46	45	1,107	532	14	8	10	10	731	354	294	103	58	57
山梨	303	141	5	3	5	5	115	44	145	56	33	33	292	136	6	3	4	4	113	44	145	61	24	24
長野	618	297	9	3	9	9	329	148	211	79	60	58	640	308	12	5	13	13	348	150	187	61	80	79
静岡	1,674	769	30	13	33	33	800	332	661	248	150	143	1,821	867	28	17	20	20	926	413	727	298	120	119
富山	362	135	3	2	1	1	172	54	157	49	29	29	339	136	3	0	4	4	174	67	141	48	17	17
石川	420	211	6	1	11	11	201	89	139	49	63	61	480	234	10	5	6	6	244	110	165	58	55	55
福井	315	156	4	1	4	4	161	67	115	53	31	31	296	151	10	6	7	7	151	66	104	48	24	24
岐阜	986	545	6	3	11	11	560	327	335	130	74	74	1,005	564	13	4	11	11	641	374	267	102	73	73
愛知	3,656	1,565	47	18	90	90	1,670	588	1,453	486	396	383	3,693	1,684	47	18	57	57	1,773	669	1,457	587	359	353
三重	517	210	7	1	12	12	155	60	289	83	54	54	468	215	9	7	14	14	170	73	232	78	43	43
滋賀	580	249	10	6	12	12	253	88	226	68	79	75	540	233	7	3	7	7	220	68	220	70	86	85
京都	1,411	614	29	8	20	20	549	175	612	215	201	196	1,318	586	17	7	25	25	571	222	536	164	169	168
大阪	6,842	3,098	150	52	134	134	2,100	685	3,269	1,055	1,189	1,172	6,448	2,810	118	46	130	130	2,019	662	3,097	908	1,084	1,064
兵庫	4,040	1,700	51	20	66	66	2,021	699	1,537	563	365	352	4,118	1,813	42	10	65	65	2,150	805	1,464	548	397	385
奈良	584	284	6	3	11	11	247	86	241	105	79	79	540	262	10	7	4	4	224	89	229	89	73	73
和歌山	652	318	9	4	12	12	365	178	231	89	35	35	650	316	11	3	5	5	405	196	187	72	42	40
鳥取	123	56	3	2	3	3	47	14	54	21	16	16	143	72	6	5	6	6	56	21	53	18	22	22
島根	157	73	5	3	3	3	71	25	56	20	22	22	141	78	4	3	1	1	54	29	54	17	28	28
岡山	1,036	495	14	6	23	23	526	253	423	168	50	45	998	498	12	1	21	21	517	252	397	174	51	50
広島	1,504	679	25	7	24	24	704	257	588	230	163	161	1,334	619	19	7	29	29	675	266	473	184	138	133
山口	576	269	6	2	14	14	289	136	224	77	43	40	516	226	10	4	13	13	261	119	205	64	27	26
徳島	211	76	4	1	5	5	70	19	113	32	19	19	215	92	7	4	2	2	66	30	120	37	20	19
香川	631	289	10	1	14	14	270	108	286	116	51	50	445	218	9	3	12	12	175	74	203	85	46	44
愛媛	690	336	12	3	8	8	269	109	291	109	110	107	607	309	13	6	12	12	281	126	243	107	58	58
高知	254	113	9	1	5	5	90	52	129	36	21	19	217	91	3	2	7	7	91	36	101	33	15	13
福岡	3,066	1,503	43	16	62	62	1,463	626	1,061	369	437	430	3,213	1,614	40	16	84	84	1,518	665	1,079	366	492	483
佐賀	334	163	4	2	10	10	132	60	151	54	37	37	335	154	5	2	8	8	133	58	162	59	27	27
長崎	562	232	5	2	5	5	348	116	155	60	49	49	459	167	7	2	6	6	254	69	156	54	36	36
熊本	922	452	13	7	13	13	527	250	291	112	78	70	884	423	8	3	18	18	499	227	294	111	65	64
大分	359	163	9	6	10	10	165	67	152	57	23	23	275	107	4	2	1	1	121	44	124	37	25	23
宮崎	498	263	7	4	19	19	196	87	211	88	65	65	485	236	4	1	4	4	194	83	221	86	62	62
鹿児島	488	182	10	2	14	14	217	74	208	56	39	36	546	244	9	5	10	10	276	124	208	62	43	43
沖縄	874	339	19	6	10	10	287	104	491	156	67	63	792	327	22	9	15	15	283	118	421	135	51	50

	2016年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女	2017年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女
全国総数	64,250	29,244	895	376	989	989	31,813	13,242	24,365	8,696	6,188	5,941	62,137	28,662	920	390	1,109	1,094	31,013	13,122	23,286	8,446	5,809	5,610
北海道	2,541	1,316	30	16	37	37	1,393	681	863	369	218	213	2,858	1,504	24	11	39	39	1,746	893	860	380	189	181
青森	431	212	4	3	5	5	250	125	138	45	34	34	439	228	7	4	10	10	273	145	120	40	29	29
岩手	258	135	7	3	3	3	90	45	125	52	33	32	220	107	9	5	4	4	92	39	91	36	24	23
宮城	973	463	17	8	20	20	477	211	343	112	116	112	823	415	10	4	14	14	371	176	295	92	133	129
秋田	238	103	4	3	5	5	136	54	83	31	10	10	186	85	7	4	4	4	93	36	68	27	14	14
山形	686	360	7	2	4	4	491	267	151	54	33	33	542	290	3	3	6	6	384	213	132	51	17	17
福島	599	304	9	0	10	10	250	145	280	101	50	48	562	294	10	3	10	10	232	129	237	79	73	73
東京	8,903	3,453	81	43	138	138	4,734	1,442	3,149	1,064	801	766	8,454	3,198	99	45	173	168	4,529	1,368	2,939	934	714	683
茨城	1,717	950	19	6	26	26	1,059	631	490	182	123	105	1,683	900	17	6	28	28	1,017	588	518	186	103	92
栃木	823	391	15	8	11	11	443	224	303	99	51	49	800	419	19	8	11	10	424	246	304	114	42	41
群馬	1,406	797	12	5	13	13	930	564	405	170	46	45	1,272	732	12	4	13	13	794	504	399	162	54	49
埼玉	3,865	1,870	66	22	57	57	1,874	894	1,432	482	436	415	4,125	2,163	48	16	61	59	1,987	1,042	1,551	584	478	462
千葉	3,124	1,413	50	27	43	43	1,200	458	1,416	482	415	403	2,655	1,179	57	24	55	55	943	345	1,295	459	305	296
神奈川	4,544	1,658	57	27	58	58	2,332	642	1,617	480	480	451	3,940	1,447	66	28	65	63	1,958	547	1,433	408	418	401
新潟	1,023	508	10	3	14	14	680	336	259	96	60	59	993	464	11	6	13	13	640	286	262	93	67	66
山梨	245	105	6	2	0	0	103	41	116	44	20	18	266	131	1	0	1	1	127	59	104	39	33	32
長野	607	309	13	7	18	18	322	142	195	83	59	59	599	295	7	3	7	7	297	129	215	83	73	73
静岡	2,157	1,069	32	10	25	25	1,215	600	741	297	144	137	1,879	968	34	19	30	28	1,038	521	642	274	135	126
富山	360	116	1	1	3	3	204	54	138	45	14	13	423	170	7	2	5	5	257	91	122	40	32	32
石川	365	187	5	4	5	5	208	96	113	48	34	34	337	170	10	5	5	5	156	66	120	48	46	46
福井	293	148	1	0	11	11	152	71	113	50	16	16	310	165	6	5	2	2	195	107	99	43	8	8
岐阜	913	486	14	6	11	11	597	324	242	97	49	48	868	448	10	1	10	10	554	302	265	107	29	28
愛知	3,853	1,742	60	32	65	65	1,819	704	1,557	601	352	340	3,848	1,808	58	26	81	81	1,839	729	1,499	613	371	359
三重	523	248	6	4	14	14	189	98	266	85	48	47	514	255	9	5	13	13	208	108	248	93	36	36
滋賀	520	237	8	3	8	8	224	70	192	71	88	85	496	204	13	2	10	10	200	56	201	65	72	71
京都	1,224	520	14	4	18	18	548	194	505	168	139	136	1,108	504	11	5	15	15	476	162	448	165	158	157
大阪	5,707	2,531	110	36	100	100	1,812	595	2,749	900	936	900	5,492	2,392	106	46	117	117	1,740	584	2,752	894	777	751
兵庫	3,988	1,780	43	19	52	52	2,109	852	1,465	548	319	309	4,326	1,945	58	26	52	51	2,354	918	1,502	604	360	346
奈良	504	244	7	4	9	9	206	80	213	83	69	68	520	234	16	7	6	6	237	97	213	77	48	47
和歌山	540	251	7	2	5	5	319	146	179	75	30	23	621	297	11	5	9	9	373	177	196	74	32	32
鳥取	133	58	3	1	2	2	53	16	50	15	25	24	157	62	4	1	4	4	62	18	73	28	14	11
島根	129	56	3	2	2	2	48	17	61	21	15	14	130	65	2	2	1	1	41	19	65	22	21	21
岡山	979	497	18	11	20	20	490	237	401	183	50	46	878	461	13	6	14	14	448	242	357	155	46	44
広島	1,182	532	18	4	26	26	550	222	486	181	102	99	1,251	566	22	10	18	18	616	247	471	175	124	116
山口	484	242	5	2	13	13	247	126	191	74	28	27	476	214	8	5	7	7	229	97	197	71	35	34
徳島	196	88	3	2	2	2	60	30	103	27	28	27	165	59	4	1	5	5	60	18	81	20	15	15
香川	409	190	7	3	17	17	147	52	205	88	33	30	378	194	9	3	6	6	131	59	185	80	47	46
愛媛	635	318	7	2	3	3	354	193	223	73	48	47	497	247	13	6	14	14	266	124	170	73	34	30
高知	204	93	6	3	4	4	85	33	92	39	17	14	180	84	7	3	6	6	58	25	96	38	13	12
福岡	3,259	1,616	56	20	56	56	1,657	765	1,111	404	379	371	3,223	1,625	38	13	90	89	1,832	847	942	361	321	315
佐賀	281	143	4	1	3	3	131	73	128	52	15	14	316	175	5	1	3	3	158	92	120	50	30	29
長崎	461	184	5	2	5	5	252	82	165	61	34	34	445	185	2	1	3	3	254	93	150	52	36	36
熊本	811	396	11	2	15	15	439	219	293	109	53	51	701	331	9	3	19	19	351	170	265	84	57	55
大分	275	107	3	0	4	4	121	49	135	43	12	11	332	126	5	2	6	6	147	52	154	46	20	20
宮崎	474	249	4	2	8	8	216	101	192	85	54	53	517	279	3	1	9	9	267	139	199	91	39	39
鹿児島	529	209	9	1	8	8	272	102	200	59	40	39	438	194	9	3	8	7	234	97	156	56	31	31
沖縄	879	360	18	8	13	13	325	139	491	168	32	32	894	384	11	1	27	27	325	120	475	180	56	56

	2018年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女	2019年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女
全国総数	61,447	29,030	915	374	1,307	1,251	31,362	13,819	22,523	8,434	5,340	5,152	58,719	28,258	950	409	1,405	1,355	30,276	13,605	21,188	8,128	4,900	4,761
北海道	2,998	1,638	37	16	40	38	1,937	1,065	830	366	154	153	2,791	1,517	33	16	39	39	1,813	981	758	333	148	148
青森	426	216	8	6	5	5	274	140	119	46	20	19	347	180	9	5	8	8	206	108	101	36	23	23
岩手	219	103	5	2	7	7	85	34	97	35	25	25	240	129	10	3	6	6	93	44	100	46	31	30
宮城	924	482	9	4	14	13	490	231	291	121	120	113	964	471	12	4	22	22	513	248	338	122	79	75
秋田	224	106	2	2	3	3	102	45	95	35	22	21	139	57	5	3	3	2	46	14	74	27	11	11
山形	586	324	2	2	9	9	427	242	124	48	24	23	567	325	5	4	3	3	400	236	133	56	26	26
福島	531	261	10	4	12	12	224	126	253	87	32	32	634	308	5	1	11	11	331	183	252	79	35	34
東京	8,788	3,538	91	37	211	204	4,668	1,478	3,033	1,066	785	753	7,947	3,292	108	49	244	233	4,221	1,370	2,690	973	684	667
茨城	1,573	853	25	8	36	32	926	549	484	166	102	98	1,304	708	22	9	20	18	756	435	428	171	78	75
栃木	644	328	11	4	12	12	325	175	256	99	40	38	575	292	17	10	19	19	276	137	240	103	23	23
群馬	1,162	677	16	8	20	20	745	459	335	145	46	45	1,142	659	13	4	22	21	704	436	359	156	44	42
埼玉	3,866	1,984	39	13	61	59	1,931	961	1,426	555	409	396	3,983	2,107	78	37	82	81	1,989	994	1,374	547	460	448
千葉	2,576	1,145	51	18	65	62	976	343	1,166	414	318	308	2,511	1,158	47	18	70	70	942	362	1,191	456	261	252
神奈川	3,403	1,330	68	27	79	73	1,527	433	1,302	379	427	418	3,007	1,145	51	21	74	71	1,354	392	1,211	351	317	310
新潟	970	503	17	10	20	20	650	338	235	87	48	48	907	475	15	6	17	17	632	332	194	73	49	47
山梨	241	123	2	1	2	2	95	43	107	42	35	35	210	93	4	3	5	5	73	29	109	38	19	18
長野	669	349	12	5	7	5	369	186	222	95	59	58	531	264	11	7	12	12	260	131	202	68	46	46
静岡	1,946	981	30	9	36	36	1,112	539	633	268	135	129	1,998	1,040	34	14	31	31	1,153	587	640	273	140	135
富山	479	208	9	4	5	5	284	121	157	54	24	24	482	238	11	6	3	3	301	151	149	60	18	18
石川	329	161	8	5	8	7	161	75	116	38	36	36	339	178	2	2	8	8	171	85	123	50	35	33
福井	343	161	7	3	7	7	218	103	99	36	12	12	446	241	9	3	2	2	290	161	134	64	11	11
岐阜	866	475	8	4	11	11	595	343	212	77	40	40	1,050	560	14	7	11	11	727	391	254	109	44	42
愛知	3,937	1,899	57	20	77	73	2,051	888	1,440	619	312	299	3,764	1,798	64	34	116	113	1,886	762	1,402	598	296	291
三重	523	258	6	0	17	15	236	127	224	76	40	40	497	240	6	2	14	12	227	119	215	75	35	32
滋賀	500	214	12	6	12	11	197	63	215	70	64	64	441	205	9	3	14	13	181	70	179	61	58	58
京都	1,138	490	15	10	31	28	478	158	492	176	122	118	946	394	10	5	29	29	436	142	380	128	91	90
大阪	5,232	2,294	114	49	150	144	1,655	548	2,623	898	690	655	4,845	2,148	133	46	136	133	1,584	565	2,387	811	605	593
兵庫	4,441	2,081	57	21	88	88	2,466	1,056	1,523	627	307	289	3,958	1,878	44	15	89	84	2,186	925	1,301	532	338	322
奈良	522	234	6	3	5	5	246	97	205	72	60	57	560	309	6	3	11	11	267	128	209	101	67	66
和歌山	505	245	4	2	8	8	286	147	191	72	16	16	503	261	6	3	3	3	313	158	154	71	27	26
鳥取	212	95	3	1	5	5	96	37	91	35	17	17	164	80	4	1	3	2	70	29	74	36	13	12
島根	125	65	4	2	9	8	35	11	59	26	18	18	110	51	4	2	5	5	45	17	45	17	11	10
岡山	830	424	8	2	18	18	396	208	374	163	34	33	845	447	13	6	31	27	410	217	350	157	41	40
広島	1,295	608	22	6	31	29	649	269	475	189	118	115	1,289	623	15	6	46	43	658	266	443	192	127	116
山口	403	184	10	7	8	8	206	92	162	60	17	17	411	190	12	4	8	7	194	97	179	64	18	18
徳島	135	64	8	4	3	3	43	19	68	25	13	13	121	50	3	1	4	4	37	13	69	24	8	8
香川	359	168	6	3	10	9	145	57	172	74	26	25	438	229	7	3	18	15	139	62	241	118	33	31
愛媛	593	328	6	3	7	6	318	180	219	96	43	43	532	248	4	1	5	5	262	133	211	61	50	48
高知	193	91	4	2	2	2	66	28	108	47	13	12	221	105	7	3	1	1	90	46	101	34	22	21
福岡	3,341	1,796	43	13	93	92	1,992	1,081	925	335	288	275	3,728	2,077	37	19	88	84	2,510	1,400	860	347	233	227
佐賀	269	125	6	2	9	8	131	59	106	40	17	16	235	121	6	2	3	3	114	56	85	33	27	27
長崎	438	180	8	4	8	8	258	89	133	49	31	30	414	160	5	2	7	7	216	64	156	58	30	29
熊本	679	308	5	2	10	6	368	159	248	96	48	45	657	319	6	3	16	16	363	167	235	97	37	36
大分	295	136	6	4	8	7	103	33	142	56	36	36	309	144	7	4	12	12	121	48	144	55	25	25
宮崎	483	251	7	1	9	9	262	141	176	71	29	29	381	176	2	1	9	9	215	99	133	46	22	21
鹿児島	453	209	14	5	13	13	264	120	132	41	30	30	464	197	9	2	10	9	243	92	160	52	42	42
沖縄	783	337	17	10	6	6	294	123	428	162	38	36	772	371	16	6	15	15	258	123	421	169	62	58

	2020年	うち)女	殺人	うち)女	強制性交等	うち)女	暴行	うち)女	傷害	うち)女	強制わいせつ	うち)女
全国総数	53,015	25,426	929	416	1,332	1,260	27,637	12,472	18,963	7,283	4,154	3,995
北海道	2,489	1,360	36	20	44	44	1,556	854	699	306	154	136
青森	328	163	4	3	12	12	184	86	104	38	24	24
岩手	212	102	5	3	12	12	96	40	81	29	18	18
宮城	877	457	19	10	18	16	487	258	284	104	69	69
秋田	157	57	2	2	2	2	70	22	70	18	13	13
山形	510	289	4	3	13	13	354	203	119	51	20	19
福島	530	284	8	4	5	5	303	172	182	71	32	32
東京	6,663	2,801	105	45	231	211	3,571	1,195	2,209	821	547	529
茨城	1,084	564	22	10	33	32	535	298	401	132	93	92
栃木	479	242	11	5	16	16	193	92	229	99	30	30
群馬	1,072	620	12	4	20	17	650	419	352	144	38	36
埼玉	3,491	1,704	76	36	75	74	1,805	842	1,260	487	275	265
千葉	2,175	944	53	21	71	67	819	290	1,025	377	207	189
神奈川	2,808	1,119	58	25	80	76	1,272	360	1,076	346	322	312
新潟	804	449	14	7	21	20	558	311	171	72	40	39
山梨	199	89	7	7	6	6	71	25	100	38	15	13
長野	462	225	9	3	8	7	206	100	193	70	46	45
静岡	1,826	942	26	12	39	37	1,095	563	568	234	98	96
富山	589	299	8	3	2	2	407	205	152	70	20	19
石川	339	196	7	5	10	9	179	99	113	53	30	30
福井	411	241	1	1	8	7	264	155	116	60	22	18
岐阜	983	540	11	5	5	5	707	404	214	81	46	45
愛知	3,274	1,587	76	27	78	78	1,633	702	1,234	532	253	248
三重	440	233	12	5	15	15	197	112	189	75	27	26
滋賀	369	163	3	3	15	14	164	51	143	53	44	42
京都	917	413	13	5	29	29	416	132	338	128	121	119
大阪	4,562	1,980	104	38	152	138	1,560	539	2,225	762	521	503
兵庫	3,705	1,737	47	22	63	62	2,059	855	1,252	525	284	273
奈良	482	248	13	7	20	20	216	89	176	75	57	57
和歌山	457	239	11	5	3	3	299	163	121	46	23	22
鳥取	203	79	4	2	5	5	100	34	80	24	14	14
島根	126	63	1	1	2	2	52	20	55	24	16	16
岡山	753	363	20	8	16	15	390	188	283	110	44	42
広島	1,107	507	17	10	28	23	534	224	441	171	87	79
山口	337	162	4	2	10	10	165	63	129	60	29	27
徳島	132	63	2	0	8	7	41	15	71	31	10	10
香川	375	196	4	1	15	14	112	48	208	97	36	36
愛媛	473	218	8	3	8	8	251	119	177	61	29	27
高知	202	82	5	2	3	2	91	35	80	22	23	21
福岡	3,500	1,945	35	15	55	53	2,499	1,426	738	283	173	168
佐賀	284	137	5	2	5	5	144	73	113	40	17	17
長崎	350	151	7	5	7	7	186	60	121	53	29	26
熊本	605	313	11	4	18	16	317	162	215	87	44	44
大分	301	126	5	2	10	9	125	53	144	49	17	13
宮崎	380	197	9	4	8	7	186	96	149	62	28	28
鹿児島	436	190	5	2	11	11	241	98	149	49	30	30
沖縄	757	347	10	7	17	17	277	122	414	163	39	38

警察庁調べ

2 殺人、強制性交等、暴行、傷害、強制わいせつ 都道府県別 検挙件数

	2014年	殺人	強制性交等	暴行	傷害	強制わいせつ	2015年	殺人	強制性交等	暴行	傷害	強制わいせつ	2016年	殺人	強制性交等	暴行	傷害	強制わいせつ	2017年	殺人	強制性交等	暴行	傷害	強制わいせつ
全国総数	51,226	1,010	1,100	24,427	20,389	4,300	51,108	938	1,114	25,210	19,717	4,129	51,105	901	970	25,428	19,599	4,207	50,700	930	1,027	25,372	19,051	4,320
北海道	1,850	34	41	967	676	132	1,903	37	38	1,007	666	155	2,083	27	39	1,146	708	163	2,417	23	32	1,526	719	117
青森	347	6	5	202	108	26	343	4	13	198	105	23	339	5	5	195	117	17	374	7	9	245	95	18
岩手	286	8	4	111	126	37	240	8	7	96	104	25	230	6	2	85	112	25	216	10	5	85	92	24
宮城	772	10	14	291	344	113	805	12	23	299	341	130	771	18	20	381	266	86	698	10	14	315	238	121
秋田	239	3	1	133	92	10	289	6	6	174	85	18	226	5	6	130	76	9	187	8	5	94	68	12
山形	650	3	4	452	169	22	589	5	2	413	158	11	657	8	3	480	145	21	532	3	6	373	126	24
福島	575	8	6	226	299	36	577	9	13	233	262	60	443	9	8	174	227	25	446	10	10	166	203	57
東京	6,419	124	169	3,033	2,420	673	6,565	113	163	3,287	2,468	534	6,726	81	149	3,379	2,473	644	6,585	104	167	3,281	2,427	606
茨城	1,135	24	11	558	460	82	1,409	17	27	863	435	67	1,442	19	27	896	423	77	1,438	18	26	894	425	75
栃木	830	19	12	454	298	47	617	11	15	315	251	25	666	17	10	346	255	38	620	18	9	325	242	26
群馬	1,340	19	17	841	409	54	1,380	21	7	951	364	37	1,282	13	11	859	365	34	1,196	10	14	759	360	53
埼玉	3,551	71	73	1,675	1,419	313	3,016	56	65	1,384	1,238	273	3,039	65	54	1,380	1,254	286	3,165	49	61	1,395	1,284	376
千葉	2,203	59	64	791	1,089	200	2,150	52	59	807	1,045	187	2,173	54	35	778	1,094	212	1,952	59	42	699	981	171
神奈川	4,161	59	90	2,255	1,390	367	3,967	58	91	2,138	1,307	373	3,725	57	66	1,936	1,300	366	3,191	61	54	1,572	1,148	356
新潟	995	18	11	681	249	36	953	13	9	646	252	33	944	10	16	643	238	37	904	11	12	602	238	41
山梨	228	4	5	86	114	19	230	6	4	98	114	8	218	6	0	93	104	15	219	1	3	115	85	15
長野	539	8	9	307	184	31	543	13	9	314	160	47	503	13	17	282	145	46	473	7	9	257	171	29
静岡	1,389	29	25	688	561	86	1,590	28	27	845	605	85	1,912	32	21	1,122	652	85	1,656	30	23	976	545	82
富山	245	3	1	138	92	11	272	4	4	157	101	6	332	1	2	184	134	11	404	7	5	246	120	26
石川	402	6	10	194	135	57	422	10	7	220	147	38	350	4	4	193	113	36	294	11	3	146	107	27
福井	297	4	5	155	117	16	295	10	8	152	103	22	287	1	12	153	103	18	300	6	2	187	97	8
岐阜	789	5	7	495	246	36	869	15	9	581	229	35	816	13	11	554	198	40	759	10	8	506	215	20
愛知	2,548	50	73	1,181	1,046	198	2,824	45	69	1,368	1,122	220	2,932	61	62	1,411	1,183	215	3,055	65	68	1,477	1,194	251
三重	356	8	14	120	181	33	369	8	15	126	192	28	403	6	16	131	203	47	397	10	19	151	188	29
滋賀	415	7	12	185	166	45	415	6	8	169	198	34	394	8	7	163	156	60	411	11	5	171	172	52
京都	1,010	29	17	383	490	91	1,015	15	17	418	450	115	967	14	23	435	406	89	916	13	11	383	403	106
大阪	3,719	133	96	1,143	1,925	422	3,698	114	89	1,203	1,865	427	3,643	109	84	1,079	1,887	484	3,771	104	117	1,125	1,884	541
兵庫	3,089	54	50	1,520	1,232	233	3,090	35	60	1,651	1,158	186	3,248	43	46	1,723	1,209	227	3,690	56	43	2,041	1,301	249
奈良	502	5	13	224	225	35	465	10	5	200	213	37	432	8	5	185	187	47	487	15	7	215	208	42
和歌山	572	9	8	330	193	32	588	10	7	374	161	36	480	8	9	287	149	27	523	11	7	319	162	24
鳥取	100	4	2	41	41	12	133	6	8	51	47	21	112	3	1	40	47	21	136	3	4	54	64	11
島根	125	5	3	63	49	5	126	4	2	43	51	26	117	1	1	51	53	11	113	4	2	31	57	19
岡山	910	14	20	430	402	44	827	12	23	417	334	41	908	18	20	448	375	47	800	13	12	403	328	44
広島	1,161	23	21	556	470	91	1,114	21	29	557	421	86	977	18	25	474	382	78	1,022	24	17	521	391	69
山口	450	6	13	217	180	34	424	10	14	213	158	29	359	5	14	173	146	21	409	8	7	195	164	35
徳島	180	4	5	62	92	17	162	7	2	52	89	12	173	3	2	54	85	29	143	4	5	53	64	17
香川	463	8	11	188	215	41	434	11	12	174	194	43	364	7	16	127	179	35	349	9	8	122	163	47
愛媛	566	11	7	243	245	60	555	14	11	272	229	29	580	7	4	333	204	32	466	12	12	247	170	25
高知	178	9	4	49	105	11	178	3	2	65	95	13	168	6	7	60	80	15	164	7	7	46	92	12
福岡	2,133	43	64	1,062	722	242	2,397	42	77	1,144	817	317	2,467	53	50	1,307	792	265	2,661	43	81	1,517	768	252
佐賀	304	4	11	129	129	31	308	5	6	131	143	23	261	4	3	126	116	12	289	5	4	154	103	23
長崎	505	3	5	320	150	27	408	7	4	237	135	25	404	5	9	225	146	19	383	4	3	232	131	13
熊本	812	12	12	484	246	58	758	7	19	420	261	51	714	12	12	375	268	47	617	8	19	332	215	43
大分	318	9	12	151	125	21	237	4	1	106	101	25	250	3	5	121	111	10	274	5	5	121	123	20
宮崎	386	6	18	159	175	28	402	5	7	154	195	41	388	4	7	191	156	30	430	3	8	206	180	33
鹿児島	457	12	13	202	195	35	481	7	7	245	194	28	500	12	10	259	194	25	383	9	9	219	127	19
沖縄	725	18	12	252	393	50	676	22	14	242	354	44	700	19	14	261	383	23	785	11	28	273	413	60

	2018年	殺人	強制性交 等	暴行	傷害	強制わい せつ	2019年	殺人	強制性交 等	暴行	傷害	強制わい せつ	2020年	殺人	強制性交 等	暴行	傷害	強制わい せつ
全国総数	51,323	886	1,190	26,212	18,747	4,288	49,798	945	1,311	25,556	17,987	3,999	47,181	913	1,297	24,315	16,890	3,766
北海道	2,691	39	43	1,758	725	126	2,509	35	37	1,678	652	107	2,257	34	40	1,451	601	131
青森	377	6	5	251	94	21	327	9	7	199	91	21	316	4	11	187	94	20
岩手	197	4	4	79	91	19	219	9	8	85	93	24	203	6	12	94	76	15
宮城	805	9	13	430	246	107	802	12	20	431	280	59	782	19	20	435	250	58
秋田	202	2	2	98	82	18	130	5	1	45	73	6	152	2	2	61	73	14
山形	567	3	8	420	119	17	548	5	4	388	129	22	513	4	13	357	117	22
福島	461	9	13	205	206	28	541	5	10	279	213	34	509	8	7	266	195	33
東京	6,904	95	208	3,424	2,501	676	6,308	103	234	3,063	2,291	617	5,682	103	234	2,788	2,029	528
茨城	1,331	23	25	803	397	83	1,046	18	23	615	339	51	948	23	31	477	349	68
栃木	544	12	12	271	219	30	458	16	14	212	189	27	464	11	15	191	221	26
群馬	1,082	17	20	698	302	45	1,072	14	21	674	319	44	989	11	21	620	301	36
埼玉	3,117	38	54	1,487	1,226	312	3,239	78	73	1,525	1,171	392	3,016	71	74	1,479	1,128	264
千葉	1,879	49	46	675	902	207	1,877	48	71	642	932	184	1,810	51	69	626	880	184
神奈川	2,740	59	70	1,261	995	355	2,467	51	72	1,082	981	281	2,511	55	75	1,124	964	293
新潟	899	17	20	595	217	50	868	14	17	601	198	38	740	13	18	521	156	32
山梨	221	3	2	83	99	34	187	3	2	72	96	14	199	7	8	69	96	19
長野	596	10	5	359	171	51	462	12	10	247	152	41	412	8	7	189	174	34
静岡	1,719	28	25	998	579	89	1,820	41	28	1,099	573	79	1,704	27	33	1,040	524	80
富山	417	8	4	261	121	23	456	11	4	288	143	10	540	9	1	386	128	16
石川	285	8	9	141	101	26	316	2	6	167	114	27	313	7	10	161	103	32
福井	318	7	7	202	90	12	429	8	2	280	128	11	416	1	8	270	115	22
岐阜	809	9	9	560	198	33	953	14	11	692	204	32	927	12	5	676	200	34
愛知	3,198	52	72	1,683	1,153	238	3,177	57	110	1,624	1,150	236	2,851	74	80	1,391	1,077	229
三重	415	4	24	195	163	29	419	8	11	197	170	33	376	11	16	178	147	24
滋賀	401	14	12	144	179	52	383	10	12	159	150	52	322	7	16	138	121	40
京都	957	16	30	396	390	125	821	9	23	373	349	67	823	13	24	381	315	90
大阪	3,850	112	136	1,133	1,952	517	3,561	127	116	1,025	1,843	450	3,697	103	138	1,124	1,875	457
兵庫	3,947	54	70	2,177	1,386	260	3,577	48	84	1,995	1,173	277	3,405	44	75	1,897	1,143	246
奈良	461	6	6	228	178	43	520	6	10	251	198	55	458	14	19	207	168	50
和歌山	460	4	8	266	161	21	447	5	3	278	143	18	431	11	4	278	111	27
鳥取	200	4	4	92	88	12	147	4	3	72	59	9	192	3	4	94	75	16
島根	124	3	9	36	59	17	108	4	4	41	47	12	118	2	2	46	55	13
岡山	744	9	17	346	339	33	758	12	29	345	335	37	667	21	16	349	236	45
広島	1,043	21	27	534	393	68	1,101	14	44	574	381	88	993	18	26	476	393	80
山口	352	10	8	163	154	17	347	12	8	158	153	16	305	4	10	154	106	31
徳島	126	8	3	35	70	10	108	3	3	29	64	9	111	2	7	37	55	10
香川	328	6	9	133	154	26	389	7	19	125	210	28	388	4	14	118	212	40
愛媛	564	7	9	308	205	35	505	4	5	256	202	38	442	7	8	241	162	24
高知	164	2	3	50	96	13	173	8	1	68	79	17	178	4	3	85	66	20
福岡	2,744	42	75	1,683	722	222	3,313	38	94	2,229	733	219	3,151	35	48	2,296	601	171
佐賀	260	5	9	127	105	14	211	7	3	109	68	24	277	5	5	136	113	18
長崎	401	6	9	232	131	23	375	6	5	200	143	21	334	8	4	180	112	30
熊本	617	4	11	340	225	37	618	7	12	344	217	38	546	9	15	281	207	34
大分	273	6	9	105	122	31	267	7	10	98	121	31	252	4	12	98	122	16
宮崎	455	6	8	262	155	24	359	3	9	202	127	18	345	9	8	176	126	26
鹿児島	402	14	12	235	113	28	399	10	6	216	136	31	408	5	10	230	138	25
沖縄	676	16	6	250	373	31	681	16	12	224	375	54	708	10	19	256	380	43

3 殺人、強姦性交等、暴行、傷害、強制わいせつ(うち数:女)被害者の年齢別 認知件数

	総数		0歳～5歳		6歳～12歳		13歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳以上		年 齢 不 明	被害者 なし
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女		
2014年	68,729	30,877	358	192	2,294	1,445	11,081	6,002	9,661	5,347	7,897	3,841	12,687	5,355	10,920	4,202	6,253	1,949	2,522	705	2,160	634	2,888	1,205	1	7
殺人	1,054	423	52	30	31	8	50	22	71	31	62	22	143	46	166	51	126	52	88	33	76	33	181	95	1	7
強姦性交等	1,250	1,250	3	3	74	74	429	429	361	361	176	176	126	126	55	55	12	12	4	4	1	1	9	9	0	0
暴行	32,372	12,849	86	34	772	352	4,177	2,058	4,144	1,941	3,666	1,606	6,539	2,549	5,717	2,081	3,390	983	1,355	375	1,139	314	1,387	556	0	0
傷害	26,653	9,169	150	71	389	97	3,800	925	3,284	1,225	3,104	1,156	5,241	2,004	4,748	1,782	2,649	827	1,059	277	934	276	1,295	529	0	0
強制わいせつ	7,400	7,186	67	54	1,028	914	2,625	2,568	1,801	1,789	889	881	638	630	234	233	76	75	16	16	10	10	16	16	0	0
2015年	66,581	30,459	412	206	2,058	1,247	9,557	5,294	9,364	5,316	7,490	3,758	12,429	5,447	11,133	4,428	6,532	2,090	2,360	669	2,195	673	3,039	1,331	0	12
殺人	933	390	48	23	34	15	43	22	55	24	52	21	108	35	145	51	105	36	65	29	73	26	193	108	0	12
強姦性交等	1,167	1,167	5	5	59	59	368	368	347	347	177	177	130	130	51	51	13	13	5	5	4	4	8	8	0	0
暴行	32,543	13,481	125	47	761	326	3,749	1,894	4,116	2,070	3,556	1,591	6,434	2,653	6,100	2,373	3,652	1,156	1,304	365	1,262	381	1,484	625	0	0
傷害	25,183	8,825	159	62	398	108	3,082	745	3,180	1,225	2,819	1,092	5,140	2,019	4,564	1,682	2,689	813	972	256	845	252	1,335	571	0	0
強制わいせつ	6,755	6,596	75	69	806	739	2,315	2,265	1,666	1,650	886	877	617	610	273	271	73	72	14	14	11	10	19	19	0	0
2016年	64,250	29,244	434	192	2,139	1,232	8,312	4,552	8,924	4,965	7,146	3,619	12,280	5,399	10,998	4,444	6,553	2,131	2,225	651	2,205	711	3,028	1,348	0	6
殺人	895	376	47	20	27	11	44	20	66	38	47	22	120	33	142	51	99	36	50	24	67	23	180	98	0	6
強姦性交等	989	989	-	-	69	69	288	288	313	313	136	136	115	115	43	43	18	18	1	1	1	1	5	5	0	0
暴行	31,813	13,242	138	48	768	314	3,345	1,615	3,864	1,893	3,422	1,572	6,581	2,766	6,087	2,434	3,663	1,157	1,256	360	1,227	399	1,462	684	0	0
傷害	24,365	8,696	191	74	440	136	2,640	701	3,151	1,211	2,757	1,112	4,864	1,891	4,466	1,661	2,682	830	905	253	901	279	1,368	548	0	0
強制わいせつ	6,188	5,941	58	50	835	702	1,995	1,928	1,530	1,510	784	777	600	594	260	255	91	90	13	13	9	9	13	13	0	0
2017年	62,137	28,662	466	217	2,108	1,289	7,881	4,380	8,364	4,742	6,816	3,467	11,550	5,185	10,801	4,424	6,755	2,245	2,130	620	2,098	695	3,162	1,398	0	6
殺人	920	390	47	22	18	11	33	12	55	28	55	31	107	36	156	45	108	38	57	26	76	33	202	108	0	6
強姦性交等	1,109	1,094	3	1	88	83	351	346	308	306	158	157	116	116	60	60	13	13	2	2	3	3	7	7	0	0
暴行	31,013	13,122	131	52	721	310	3,120	1,526	3,825	1,940	3,320	1,541	6,118	2,631	5,928	2,386	3,839	1,275	1,226	358	1,142	380	1,643	723	0	0
傷害	23,286	8,446	228	89	385	105	2,539	707	2,843	1,145	2,565	1,028	4,621	1,820	4,403	1,682	2,703	830	838	227	866	268	1,295	545	0	0
強制わいせつ	5,809	5,610	57	53	896	780	1,838	1,789	1,333	1,323	718	710	588	582	254	251	92	89	7	7	11	11	15	15	0	0
2018年	61,447	29,030	475	219	2,178	1,226	7,586	4,086	8,341	4,848	6,637	3,523	11,295	5,339	10,537	4,452	6,846	2,382	1,976	637	2,133	769	3,433	1,549	0	10
殺人	915	374	37	18	20	5	42	28	69	30	57	18	119	40	144	46	118	43	57	20	61	26	181	100	0	10
強姦性交等	1,307	1,251	5	5	146	118	388	372	346	341	161	158	158	155	67	66	14	14	4	4	3	3	15	15	0	0
暴行	31,362	13,819	159	63	799	324	3,079	1,482	3,789	2,011	3,342	1,653	6,084	2,810	5,925	2,441	3,986	1,350	1,155	393	1,227	457	1,817	835	0	0
傷害	22,523	8,434	228	90	486	141	2,502	683	2,833	1,180	2,405	1,029	4,373	1,781	4,093	1,599	2,630	878	751	211	823	264	1,399	578	0	0
強制わいせつ	5,340	5,152	46	43	727	638	1,575	1,521	1,304	1,286	672	665	561	553	308	300	98	97	9	9	19	19	21	21	0	0
2019年	58,719	28,258	573	230	2,414	1,374	7,024	3,813	7,854	4,598	6,462	3,549	10,572	5,093	9,981	4,406	6,583	2,300	1,819	596	1,864	640	3,567	1,659	0	6
殺人	950	409	49	20	28	18	48	23	65	29	56	25	107	33	136	49	135	50	51	12	53	21	216	129	0	6
強姦性交等	1,405	1,355	9	4	164	146	443	424	371	367	189	188	136	133	64	64	14	14	4	4	3	3	8	8	0	0
暴行	30,276	13,605	189	62	855	351	2,932	1,360	3,701	1,973	3,208	1,661	5,905	2,818	5,697	2,458	3,754	1,304	1,080	367	1,094	388	1,861	863	0	0
傷害	21,188	8,128	284	104	678	237	2,153	600	2,568	1,096	2,386	1,056	3,902	1,590	3,805	1,559	2,584	838	670	199	702	216	1,456	633	0	0
強制わいせつ	4,900	4,761	42	40	689	622	1,448	1,406	1,149	1,133	623	619	522	519	279	276	96	94	14	14	12	12	26	26	0	0
2020年	53,015	25,426	651	274	2,273	1,203	5,904	3,143	6,781	4,010	5,747	3,158	9,494	4,523	8,729	3,871	6,294	2,310	1,837	624	1,671	565	3,628	1,745	1	5
殺人	929	416	42	23	21	10	36	18	71	27	78	33	112	45	135	54	129	46	52	20	48	22	199	118	1	5
強姦性交等	1,332	1,260	9	8	167	132	402	388	324	314	171	163	152	150	59	57	25	25	8	8	2	2	13	13	0	0
暴行	27,637	12,472	228	84	801	302	2,473	1,138	3,128	1,708	2,984	1,597	5,310	2,426	5,077	2,246	3,618	1,340	1,084	359	1,009	355	1,925	917	0	0
傷害	18,963	7,283	305	114	643	190	1,842	487	2,309	1,022	1,991	849	3,474	1,457	3,243	1,302	2,430	809	679	224	600	175	1,447	654	0	0
強制わいせつ	4,154	3,995	67	45	641	569	1,151	1,112	949	939	523	516	446	445	215	212	92	90	14	13	12	11	44	43	0	0

警察庁調べ

4 殺人、強制的性交等、暴行、傷害、強制わいせつ 被害者の国籍別 認知件数

	総数	アジア州												ヨーロッパ州								南北アメリカ州					アフリカ州	オセアニア州	無国籍	国籍不明	被害者なし
		日本	韓国・朝鮮	中国	イラン	インド	タイ	パキスタン	フィリピン	イスラエル	その他	イギリス	イタリア	オランダ	ロシア	ドイツ	フランス	その他	アメリカ	カナダ	ブラジル	その他									
2014年	68,729	68,349	66,839	465	452	9	15	48	25	347	2	147	47	10	1	0	10	1	7	18	287	44	2	150	91	24	8	1	6	7	
殺人	1,054	1,036	1,006	9	9	0	0	1	1	3	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	4	3	1	0	0	2	7	
強制的性交等	1,250	1,237	1,217	4	6	0	0	2	0	6	0	2	5	0	0	0	0	0	2	3	8	2	0	4	2	0	0	0	0	0	
暴行	32,372	32,207	31,553	178	210	5	7	16	11	165	1	61	21	4	0	0	5	0	2	10	132	19	1	75	37	8	3	0	1	0	
傷害	26,653	26,490	25,745	261	204	4	8	28	13	156	1	70	15	5	1	0	4	1	0	4	124	22	1	56	45	15	5	1	3	0	
強制わいせつ	7,400	7,379	7,318	13	23	0	0	1	0	17	0	7	5	1	0	0	0	0	3	1	16	1	0	11	4	0	0	0	0	0	
2015年	66,581	66,174	64,609	431	509	7	5	47	17	357	1	191	61	10	3	2	13	2	7	24	285	36	5	164	80	21	9	3	16	12	
殺人	933	916	880	10	7	0	0	2	0	7	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	1	12	
強制的性交等	1,167	1,154	1,135	2	8	0	0	0	0	6	0	3	7	2	0	0	1	1	1	2	5	2	0	1	2	0	1	0	0	0	
暴行	32,543	32,367	31,654	169	270	1	3	24	8	166	0	72	15	3	1	0	4	0	3	4	137	14	4	76	43	13	5	1	5	0	
傷害	25,183	25,015	24,279	237	201	6	2	21	8	166	1	94	31	4	2	1	7	1	3	13	117	11	1	78	27	8	2	2	8	0	
強制わいせつ	6,755	6,722	6,661	13	23	0	0	0	1	12	0	12	8	1	0	1	1	0	0	5	22	9	0	7	6	0	1	0	2	0	
2016年	64,250	63,804	62,232	399	532	13	8	39	21	325	1	234	47	6	0	1	15	2	6	17	342	35	2	195	110	32	6	0	13	6	
殺人	895	882	842	10	16	1	0	1	0	3	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	2	3	0	0	0	1	6	
強制的性交等	989	981	967	3	5	0	0	0	0	4	0	2	3	1	0	0	0	0	0	2	5	0	0	3	2	0	0	0	0	0	
暴行	31,813	31,620	30,894	183	243	7	6	14	14	152	0	107	15	3	0	1	6	0	0	5	161	20	1	95	45	9	2	0	6	0	
傷害	24,365	24,156	23,433	194	236	5	2	21	7	150	1	107	23	1	0	0	7	1	5	9	154	11	0	89	54	23	3	0	6	0	
強制わいせつ	6,188	6,165	6,096	9	32	0	0	3	0	16	0	9	6	1	0	0	2	1	1	1	16	4	0	6	6	0	1	0	0	0	
2017年	62,137	61,748	60,117	398	522	14	9	45	30	341	2	270	51	5	1	1	14	2	7	21	291	28	3	173	87	24	7	0	10	6	
殺人	920	908	863	8	18	2	0	0	0	4	0	13	1	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	2	0	0	0	0	2	6	
強制的性交等	1,109	1,104	1,081	5	9	0	0	0	0	4	0	5	1	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	2	1	0	0	0	0	0	
暴行	31,013	30,838	30,089	174	235	5	4	20	14	189	2	106	24	3	0	1	8	1	1	10	133	13	1	71	48	9	4	0	5	0	
傷害	23,286	23,110	22,380	196	230	7	5	24	16	125	0	127	24	2	1	0	6	1	4	10	133	12	0	89	32	15	2	0	2	0	
強制わいせつ	5,809	5,788	5,704	15	30	0	0	1	0	19	0	19	1	0	0	0	0	0	0	1	18	2	1	9	6	0	1	0	1	0	
2018年	61,447	61,026	59,406	382	495	13	11	44	21	338	2	314	58	10	2	0	8	3	5	30	324	31	10	175	108	15	9	0	5	10	
殺人	915	895	848	8	16	1	0	3	0	3	0	16	1	0	0	0	0	0	0	1	7	2	1	3	1	0	0	0	2	10	
強制的性交等	1,307	1,294	1,274	1	9	0	0	0	0	5	0	5	2	1	0	0	0	0	1	0	11	1	1	6	3	0	0	0	0	0	
暴行	31,362	31,170	30,430	161	250	4	2	21	8	146	2	146	21	4	2	0	1	1	1	12	158	13	5	85	55	6	6	0	1	0	
傷害	22,523	22,352	21,626	201	192	8	9	18	13	156	0	129	24	4	0	0	5	1	2	12	133	11	2	75	45	9	3	0	2	0	
強制わいせつ	5,340	5,315	5,228	11	28	0	0	2	0	28	0	18	10	1	0	0	2	1	1	5	15	4	1	6	4	0	0	0	0	0	
2019年	58,719	58,268	56,712	352	462	10	13	35	15	352	0	317	62	12	0	3	15	1	4	27	348	26	7	208	107	14	10	0	11	6	
殺人	950	938	888	12	16	1	0	1	1	3	0	16	1	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	3	1	0	0	0	1	6	
強制的性交等	1,405	1,389	1,369	3	7	0	0	1	0	2	0	7	3	1	0	0	0	1	1	0	13	2	0	9	2	0	0	0	0	0	
暴行	30,276	30,046	29,337	150	195	4	6	18	9	203	0	124	40	6	0	3	8	0	2	21	176	9	3	104	60	6	4	0	4	0	
傷害	21,188	21,020	20,326	178	211	5	6	13	5	122	0	154	15	4	0	0	5	0	0	6	137	13	3	82	39	5	6	0	5	0	
強制わいせつ	4,900	4,875	4,792	9	33	0	1	2	0	22	0	16	3	1	0	0	2	0	0	0	18	2	1	10	5	3	0	0	1	0	
2020年	53,015	52,607	51,117	307	472	10	7	34	22	289	0	349	63	5	1	1	21	4	5	26	302	23	3	181	95	18	10	1	9	5	
殺人	929	916	863	8	11	0	0	0	1	1	0	32	1	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	6	0	1	0	0	0	5	
強制的性交等	1,332	1,319	1,287	4	9	0	0	2	0	12	0	5	2	1	0	0	0	0	0	1	10	1	0	4	5	0	1	0	0	0	
暴行	27,637	27,431	26,723	153	227	3	2	13	9	156	0	145	33	2	1	0	9	3	3	15	163	14	2	101	46	3	4	1	2	0	
傷害	18,963	18,799	18,171	133	191	7	5	17	11	111	0	153	25	2	0	1	11	1	2	8	113	6	0	64	43	14	5	0	7	0	
強制わいせつ	4,154	4,142	4,073	9	34	0	0	2	1	9	0	14	2	0	0	0	1	0	0	1	10	2	1	6	1	0	0	0	0	0	

警察庁調べ

5 女性被害(被害者性別) 被疑者と被害者の関係別(配偶者と配偶者以外) 検挙件数

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
計	総数	21,942	22,661	22,813	23,323	24,263	24,158	22,737
	配偶者	5,383	6,057	6,284	6,429	6,966	6,999	5,221
	配偶者以外	16,559	16,604	16,529	16,894	17,297	17,159	17,516
殺人	総数	365	344	329	341	316	353	349
	配偶者	90	82	87	87	84	85	75
	配偶者以外	275	262	242	254	232	268	274
強姦性交等	総数	1,029	1,059	926	966	1,117	1,229	1,211
	配偶者	3	3	3	4	5	13	7
	配偶者以外	1,026	1,056	923	962	1,112	1,216	1,204
暴行	総数	9,150	10,032	10,330	10,662	11,470	11,603	10,994
	配偶者	2,750	3,467	3,705	3,855	4,386	4,481	3,459
	配偶者以外	6,400	6,565	6,625	6,807	7,084	7,122	7,535
傷害	総数	7,431	7,360	7,334	7,324	7,298	7,161	6,615
	配偶者	2,538	2,504	2,486	2,482	2,490	2,420	1,679
	配偶者以外	4,893	4,856	4,848	4,842	4,808	4,741	4,936
強制わいせつ	総数	3,967	3,866	3,894	4,030	4,062	3,812	3,568
	配偶者	2	1	3	1	1	0	1
	配偶者以外	3,965	3,865	3,891	4,029	4,061	3,812	3,567

警察庁調べ

※解決事件を除く。

注釈

強制性交等：改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び同法第181条第3項の集団強姦致死傷並びに改正刑法による改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等、同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。

強制わいせつ：強制わいせつ等致死傷、準強制わいせつ、及び改正後の刑法第179条第1項の監護者わいせつをいう。

殺人：殺人、殺人未遂および殺人予備

傷害：傷害および傷害致死

配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等について

(最高裁判所事務総局民事局)

1 事件数

	終局件数	
	総数	認容（保護命令発令）
平成 22 年	3,114	2,434
平成 23 年	2,739	2,137
平成 24 年	3,152	2,482
平成 25 年	2,984	2,312
平成 26 年	3,125	2,528
平成 27 年	2,970	2,400
平成 28 年	2,632	2,082
平成 29 年	2,293	1,826
平成 30 年	2,177	1,700
令和元年 (平成 31 年)	1,998	1,591
合 計	27,184	21,492

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間（平成22年1月～令和元年12月）	12.7日
-------------------------------------	-------

* 「認容」には、一部認容の事案を含む。

起訴された者（32 人）の罪名・裁判結果等

（令和 2 年 12 月 31 日現在）

	罪名	裁判結果
1	恐喝未遂	懲役 2 年、5 年間執行猶予、付保護観察
2	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 2 年、3 年間執行猶予、罰金 30 万円
3	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 2 年、3 年間執行猶予、罰金 30 万円
4	出入国管理及び難民認定法違反	罰金 50 万円
5	売春防止法違反	懲役 1 年、3 年間執行猶予、罰金 20 万円
6	恐喝、恐喝未遂、職業安定法違反	懲役 3 年、5 年間執行猶予
7	児童福祉法違反	懲役 1 年、3 年間執行猶予
8	わいせつ略取、強制性交等、逮捕監禁致傷	懲役 7 年
9	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	懲役 2 年、4 年間執行猶予
10	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	懲役 2 年 6 月、4 年間執行猶予
11	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、出入国管理及び難民認定法違反	懲役 2 年、3 年間執行猶予
12	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、出入国管理及び難民認定法違反	懲役 2 年 6 月、4 年間執行猶予
13	詐欺幫助、窃盗幫助、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反、電子計算機使用詐欺幫助	懲役 2 年 6 月
14	職業安定法違反、千葉県青少年健全育成条例違反	懲役 1 年 6 月、3 年間執行猶予
15	児童福祉法違反	懲役 1 年 6 月、罰金 80 万円
16	職業安定法違反	懲役 1 年
17	わいせつ誘拐、強制性交等、準強制性交等、準強制性交等未遂、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中
18	児童福祉法違反、売春防止法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及	懲役 2 年、4 年間執行猶予、罰金 30 万円

	び処罰並びに児童の保護等に関する法律 違反	
19	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 1 年、3 年間執行猶予、罰金 10 万円
20	児童福祉法違反、風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律違反	懲役 1 年 6 月、3 年間執行猶予、罰金 50 万 円
21	児童福祉法違反、売春防止法違反、建造 物侵入、窃盗	懲役 3 年、5 年間執行猶予、罰金 50 万円
22	強制性交等致傷、わいせつ略取、逮捕監 禁致傷	懲役 10 年
23	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律違反、児童福祉法違反	懲役 2 年、4 年間執行猶予、罰金 100 万円
24	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 2 年、4 年間執行猶予、罰金 30 万円
25	売春防止法違反、職業安定法違反	懲役 10 月
26	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 1 年 6 月、3 年間執行猶予、罰金 20 万円
27	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役 1 年 6 月、3 年間執行猶予、罰金 20 万円
28	わいせつ誘拐、わいせつ略取、監禁	懲役 2 年
29	わいせつ略取、監禁致傷、強制性交等致 傷、窃盗	懲役 8 年
30	脅迫、職業安定法違反、児童福祉法違反	懲役 2 年 4 月、罰金 30 万円
31	愛知県青少年保護育成条例違反、詐欺、 傷害、わいせつ誘拐	懲役 5 年
32	わいせつ略取、身の代金略取、拐取者身 の代金要求、逮捕監禁、強制わいせつ、 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規 制及び処罰並びに児童の保護等に関する 法律違反	公判係属中

法務省調べ

女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移

【別添資料7】

1. 国・地方公共団体等	2016年 (平成28年) 対前 年差	2017年 (平成29年) 対前 年差	2018年 (平成30年) 対前 年差	2019年 (平成31年／令和元年) 対前 年差	2020年 (令和2年) 対前 年差	備考
(1)国の立法・司法・行政						
(立法)						
国会議員(衆議院)	9.3 -0.2	10.1 0.8	10.1 0.0	9.9 -0.2	9.9 0.0	衆議院HPより内閣府確認 各年12月現在 令和2年度は2月現在
国会議員(参議院)	20.7 5.0	20.7 0.0	20.7 0.0	22.9 2.2	22.6 -0.3	参議院HPより内閣府確認 各年12月現在 令和2年度は2月現在
衆議院議員の候補者	- -	17.8 1.2	- -	- -	- -	総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」 2017年10月現在
参議院議員の候補者	24.7 0.5	- -	- -	28.1 3.4	- -	総務省「参議院議員通常選挙結果調」 2016年7月、2019年7月現在(2019年は速報値)
(行政)						
内閣総理大臣・国務大臣	15.0 0.0	10.0 -5.0	5.0 -5.0	15.0 10.0	9.5 -5.5	内閣府調べ 2016年9月1日、2017年11月1日、2018年10月2日、2019年10月31日、2021年1月19日現在
内閣官房副長官・副大臣	3.6 0.0	7.1 3.5	17.9 10.8	7.1 -10.8	10.7 3.6	内閣府調べ 2016年8月5日、2018年1月29日、2018年10月4日、2019年10月31日、2021年1月19日現在
大臣政務官	11.1 -3.7	7.4 -3.7	3.7 -3.7	22.2 18.5	11.1 -11.1	内閣府調べ 2016年8月5日、2017年11月2日、2018年10月4日、2019年10月31日、2020年9月18日現在
本省課室長相当職以上の国家公務員	4.3 -	4.5 0.2	5.0 0.5	5.2 0.2	5.8 0.6	2015年は内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より(7月1日現在)、2016年以降は内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」(各年7月1日現在)より内閣府算定
指定職相当の国家公務員	3.6 0.6	3.8 0.2	3.9 0.1	4.2 0.3	4.4 0.2	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より(2015年は11月1日現在、2016年以降は各年7月31日現在)
本省課室長相当職の国家公務員	4.1 0.6	4.4 0.3	4.9 0.5	5.3 0.4	5.9 0.6	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より 7月1日現在
地方機関課長・本省課長補佐相当職の国家公務員	9.4 0.8	10.1 0.7	10.8 0.7	11.6 0.8	12.3 0.7	内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より 7月1日現在
係長相当職(本省)の国家公務員	23.9 1.7	24.2 0.3	25.0 0.8	25.6 0.6	26.5 0.9	2015年は内閣人事局調べ、2016年からは内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より 7月1日現在
国家公務員採用試験採用者	34.5 3.0	33.4 -1.1	34.0 0.6	35.4 1.4	36.8 1.4	内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」 各年4月1日時点の採用者数
国家公務員採用者(総合職試験等)	33.5 -0.8	34.5 1.0	32.5 -2.0	34.5 2.0	35.4 0.9	内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」 各年4月1日時点の採用者数
(審議会)						
国の審議会等委員	37.1 0.4	37.4 0.3	37.6 0.2	39.6 2.0	40.7 1.1	内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 各年9月30日現在
国の審議会等専門委員等	27.7 2.9	26.8 -0.9	26.5 -0.3	28.3 1.8	30.3 2.0	内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」 各年9月30日現在
(司法)						
裁判官	20.7 0.7	21.3 0.6	21.7 0.4	22.2 0.5	22.6 0.4	最高裁判所調べ 前年12月現在
指定職相当以上の判事	21.5 1.0	22.2 0.7	22.7 0.5	23.6 0.9	24.2 0.6	最高裁判所調べ 前年12月現在
最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官	13.0 -4.4	17.4 4.4	13.0 -4.4	17.4 4.4	13.0 -4.4	最高裁判所調べ 前年12月現在
検察官	17.1 0.5	17.7 0.6	18.8 1.1	19.2 0.4	19.7 0.5	法務省調べ 各年3月31日現在
検察官(検事)	22.9 0.5	23.5 0.6	24.6 1.1	25.0 0.4	25.4 0.4	法務省調べ 各年3月31日現在
指定職相当以上の検事	16.0 1.2	17.1 1.1	18.3 1.2	19.4 1.1	20.8 1.4	法務省調べ 各年7月1日現在

検事総長・次長検事・検事長	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	法務省調べ 各年7月1日現在
1. 国・地方公共団体等 (前ページの続き)	2016年 (平成28年) 対前 年差	2017年 (平成29年) 対前 年差	2018年 (平成30年) 対前 年差	2019年 (平成31年／令和元年) 対前 年差	2020年 (令和2年) 対前 年差	備考
(政党役員)						
自由民主党	13.8 3.3	13.4 -0.4	14.1 0.7	12.0 -2.1	11.3 -0.7	自由民主党事務局調べ 2015年9月、2017年11月、2018年11月その他各年10月現在
立憲民主党	 	16.7 -	33.3 16.6	22.2 -11.1	20.0 -2.2	立憲民主党事務局調べ 2017年10月、2018年11月現在、2019年10月現在
公明党	20.0 3.8	20.0 0.0	24.2 4.2	24.2 0.0	21.6 -2.6	公明党事務局調べ 2020年は9月、各年10月現在
日本維新の会	3.6 -	4.2 0.6	4.3 0.1	4.5 0.2	4.3 -0.2	日本維新の会事務局調べ 2017年12月、2020年9月、各年10月現在
日本共産党	21.3 0.1	22.4 1.1	22.4 0.0	22.4 0.0	27.6 5.2	日本共産党事務局調べ 2020年1月、各年10月現在
国民民主党	 	 	16.2 -	19.2 3.0	31.3 12.1	国民民主党事務局調べ 2018年11月、各年10月現在
社会民主党	10.0 0.0	11.1 1.1	12.5 1.4	12.5 0.0	28.6 16.1	社会民主党事務局調べ 各年10月現在
NHKから自国民を守る党	 	 	 	0.0 -	0.0 0.0	NHKから国民を守る党事務局調べ 各年10月現在
れいわ新選組	 	 	 	0.0 -	33.3 33.3	れいわ新選組事務局調べ 各年10月現在
(2) 地方公共団体						
(議会)						
都道府県議会議員	9.9 0.1	10.1 0.2	10.0 -0.1	11.4 1.4	 	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別 人員調べ」 各年12月31日現在
市区議会議員	14.6 0.1	14.9 0.3	15.3 0.4	16.6 1.3	 	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別 人員調べ」 各年12月31日現在
町村議会議員	9.8 0.3	9.9 0.1	10.1 0.2	11.1 1.0	 	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別 人員調べ」 各年12月31日現在
(行政)						
都道府県知事	4.3 0.0	6.4 2.1	6.4 0.0	4.3 -2.1	4.3 0.0	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月現在
都道府県副知事	7.5 1.0	8.2 0.7	7.3 -0.9	5.3 -2.0	6.5 1.2	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月現在
市区長	2.2 0.1	2.3 0.1	2.6 0.3	3.2 0.6	3.2 0.0	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月現在
副市区町村長	1.1 0.3	1.3 0.2	1.6 0.3	1.8 0.2	2.0 0.2	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月現在
町村長	0.5 0.0	0.6 0.1	0.6 0.0	0.9 0.3	0.9 0.0	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月現在
都道府県の本庁課長相当職以上の 職員	8.5 0.8	9.0 0.5	9.7 0.7	10.3 0.6	11.1 0.8	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
都道府県の本庁部局長・次長相当 職の職員	5.5 0.6	5.9 0.4	6.4 0.5	6.4 0.0	7.0 0.6	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
都道府県の本庁課長相当職の職 員	9.3 0.8	9.8 0.5	10.5 0.7	11.3 0.8	12.2 0.9	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
都道府県の本庁課長補佐相当職 の職員	17.5 1.1	18.4 0.9	19.0 0.6	19.6 0.6	20.4 0.8	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
都道府県の本庁係長相当職の職 員	21.7 1.2	22.2 0.5	22.6 0.4	22.2 -0.4	22.6 0.4	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
都道府県の地方公務員採用試験 (全体)からの採用者	34.4 2.5	35.3 0.9	35.1 -0.2	35.3 0.2	36.6 1.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推進状況」 各年、前年度の採用者数

都道府県の地方公務員採用者（大卒程度）	28.9 2.2	30.6 1.7	31.7 1.1	32.7 1.0	33.6 0.9	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年、前年度の採用者数
市区町村の本庁課長相当職以上の職員	13.5 0.9	14.1 0.6	14.7 0.6	15.3 0.6	15.8 0.5	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在

1. 国・地方公共団体等 (前ページの続き)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年／令和元年)	2020年 (令和2年)	備考
	対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差	対前 年差	
市区町村の本庁部局長・次長相当職の職員	7.5 0.6	8.0 0.5	8.8 0.8	9.5 0.7	10.1 0.6	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
市区町村の本庁課長相当職の職員	15.6 1.1	16.2 1.3	16.7 0.5	17.2 0.5	17.8 0.6	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
市区町村の本庁課長補佐相当職の職員	27.3 1.1	28.1 0.8	28.5 0.4	28.8 0.3	29.2 0.4	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
市区町村の本庁係長相当職の職員	32.9 1.3	33.5 0.6	34.0 0.5	34.6 0.6	35.0 0.4	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
政令指定都市の地方公務員採用試験からの採用者	44.2 2.8	43.9 -0.3	45.7 1.8	45.3 -0.4	44.2 -1.1	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年、前年度の採用者数
地方警察官に占める女性の割合	8.5 0.4	8.9 0.4	9.4 0.5	9.8 0.4	10.2 0.4	警察庁人事課調べ 各年4月1日現在
消防吏員	2.5 0.1	2.6 0.1	2.7 0.1	2.9 0.2	3.0 0.1	消防庁「消防防災・震災対策現況調査」 各年4月1日現在
女性消防吏員のいない消防本部の数	264 -24	245 -19	209 -36	178 -31	154 -24	消防庁「消防防災・震災対策現況調査」 各年4月1日現在
(審議会)						
都道府県審議会委員	31.2 0.6	31.9 0.7	32.6 0.7	33.0 0.4	33.3 0.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
市区町村審議会委員	26.0 0.4	26.2 0.2	26.6 0.4	26.8 0.2	27.1 0.3	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 各年4月1日現在
(3)独立行政法人等						
独立行政法人・特殊法人・認可法人の部長相当職及び課長相当職の職員	14.1 0.6	14.3 0.2	14.6 0.3	14.7 0.1	15.4 0.7	内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」 各年4月1日現在
独立行政法人・特殊法人・認可法人の役員	13.1 2.6	13.4 0.3	13.7 0.3	14.1 0.4	14.4 0.3	内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」 各年4月1日現在

第5次男女共同参画基本計画 (説明資料)

～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

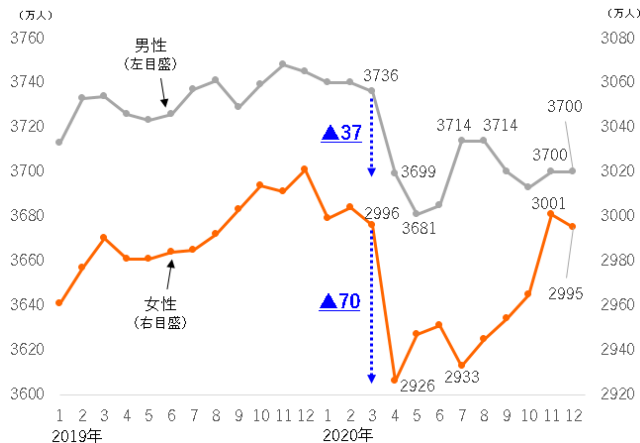
〔令和2年12月25日
閣議決定〕
〔別添資料8-1〕

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）

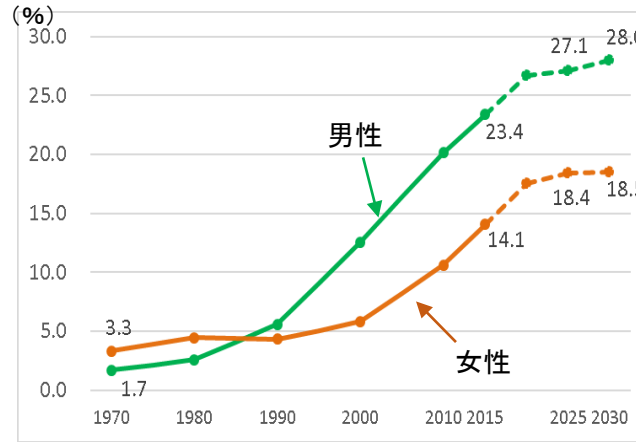
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

就業者数の推移



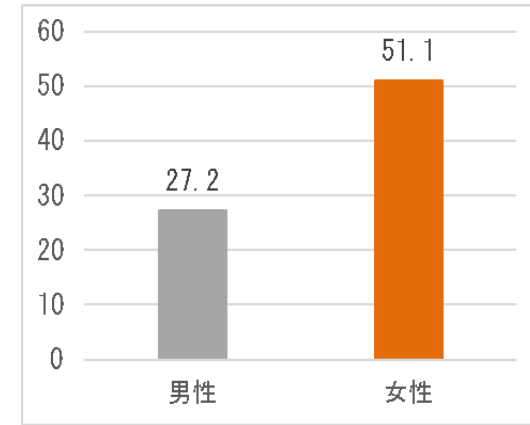
（出典）総務省「労働力調査（基本集計）」

50歳時の未婚割合



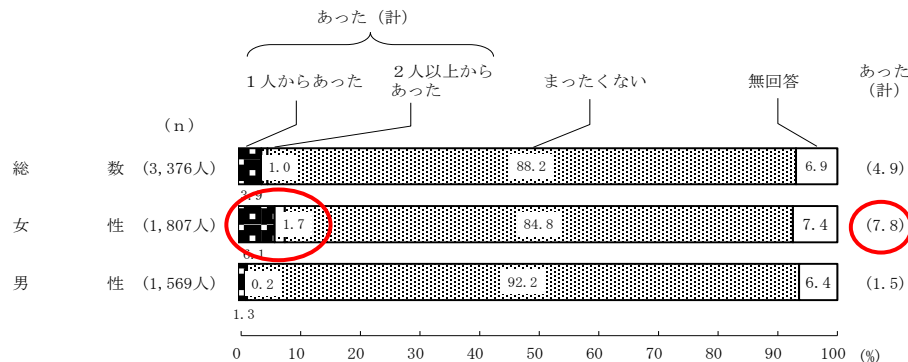
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2020）」、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018（平成30）年推計）」より作成。

90歳まで生存する者の割合



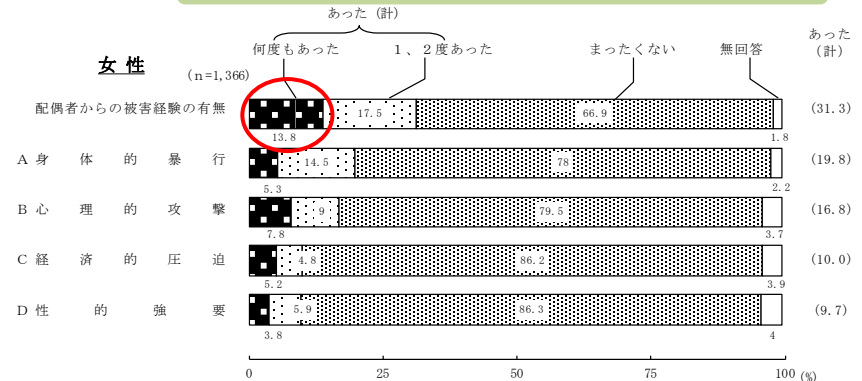
（出典）令和元年に出生した者が90歳まで生存する割合を、厚生労働省「簡易生命表」より作成。

無理やりに性交等された被害経験の有無



（出典）内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

配偶者からの暴力の被害経験



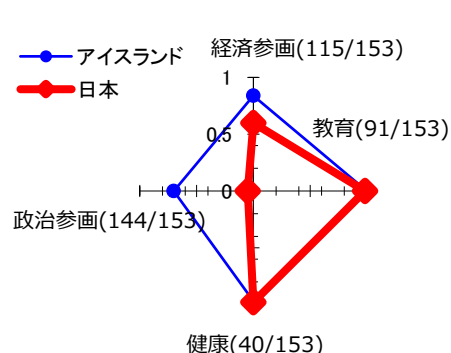
（出典）内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」
※配偶者：婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）を含む。

第2部 政策編

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本認識のポイント

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



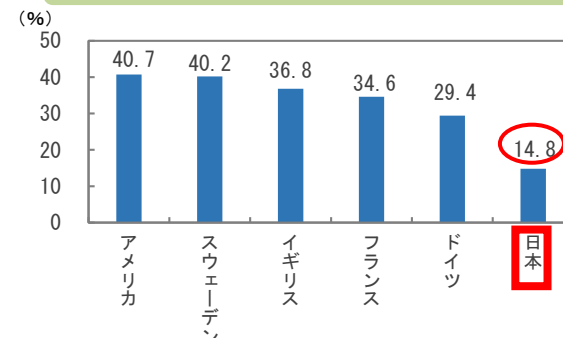
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・ 法的候補者クォータ制 ・ 政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・ 政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・ 政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・ 法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟 (2020年10月時点)
下院又は一院制議会における女性議員割合。

管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO
「ILOSTAT」(2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- 女性は我が国の人口の51.3%、有権者の51.7%を占めている。政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、持続可能な社会、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。
- 政府は、2003年に「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきた。この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった。4次計画では、女性活躍推進法の改正や、政治分野における男女共同参画推進法の成立など各主体の取組が始まった。
- しかしながら、我が国の指導的地位への女性の参画は、国際的に見て非常に遅れている。全体として30%の水準に到達しそうとは言えないものの、それに向けた道筋をつけてきた。政治分野では、政治分野における男女共同参画推進法に基づく取組が進んできている。経済分野では、女性就業者数や上場企業の女性役員が増加するなど、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

- 2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。

【進捗が遅れている要因】

政治分野

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

社会全体

- ・ 固定的な性別役割分担意識

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

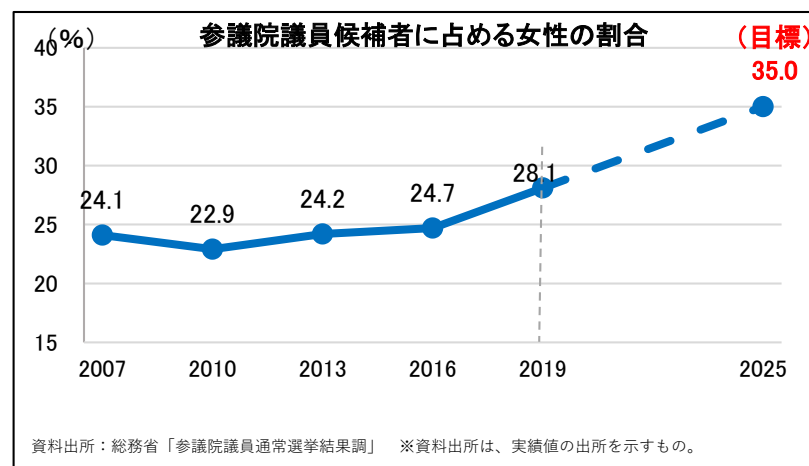
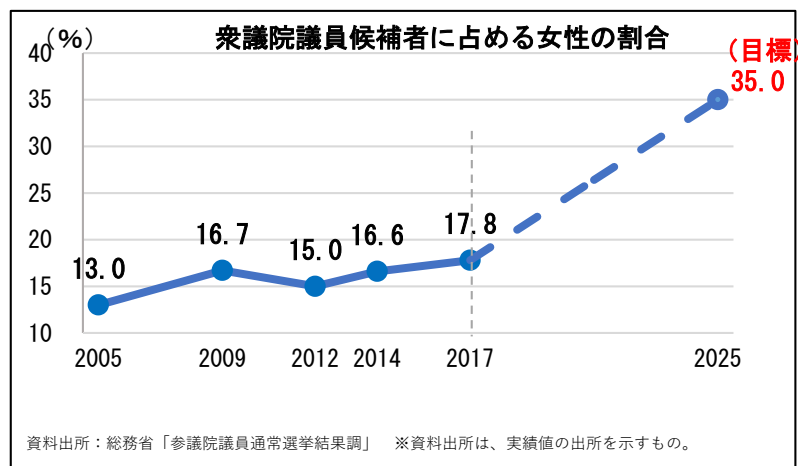
主な具体的取組と成果目標 ～政治分野～

【政党における取組の促進】

- ・ 政党に対し、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、**国政選挙における女性候補者の割合を高めることを要請。**その際、**衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を35%以上とすることを努力目標として念頭に置く。**
- ・ **各政党における取組状況を調査・公表する。**

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8%（2017年）	35%（2025年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。



【地方議会における取組の促進】

- ・ 出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、**三議長会に対し標準会議規則の改正を要請。**
- ・ **政治に参画しようとする女性の育成やネットワーク構築等の場の提供を検討。**

項目	現状	目標（期限）
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0%（2019年）	35%（2025年）

※政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

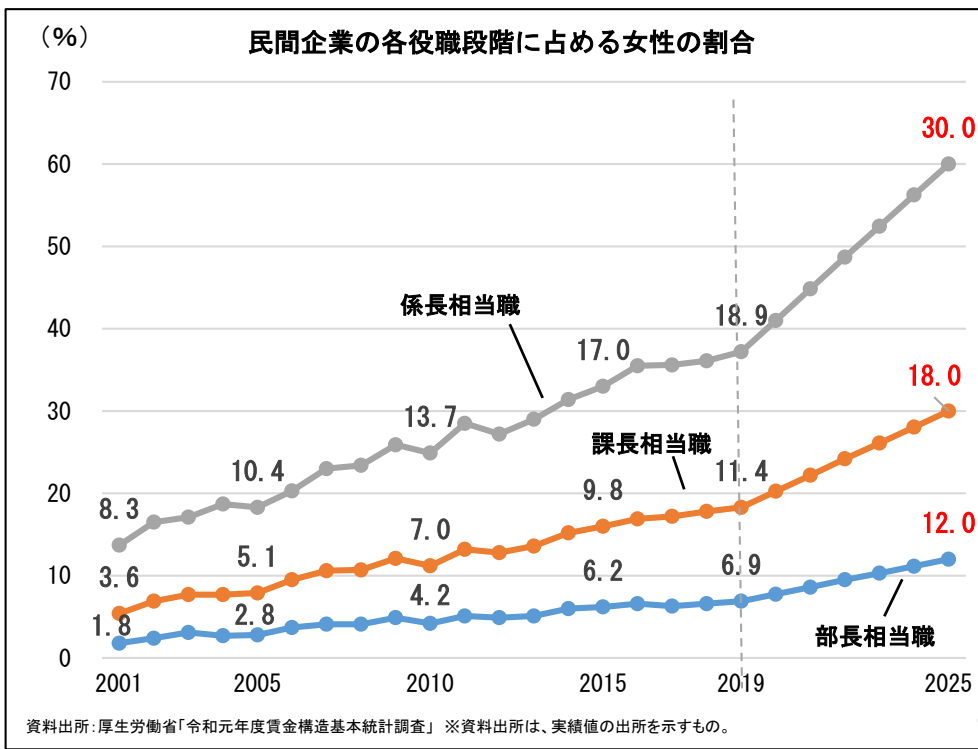
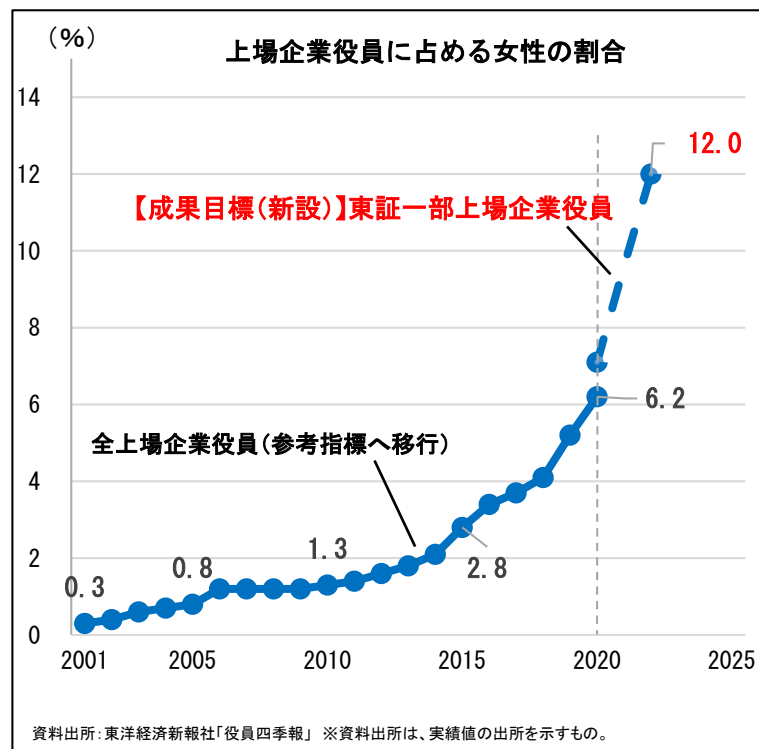
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な具体的取組と成果目標 ～経済分野～

- 改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図る。企業向けの相談会・説明会の実施や個別企業訪問により女性活躍の取組を行う中小企業を支援する。
- 企業における女性の活躍に関し、投資判断に有効な企業情報の開示を促進するため、有価証券報告書等において企業の判断で行う情報開示の好事例を収集し、周知する。また、企業のガバナンスにおけるジェンダー平等の確保の重要性に鑑み、有価証券報告書等における開示の在り方を含め、コーポレートガバナンスの改善に向けてジェンダーの視点も踏まえた検討を行う。
- 有価証券報告書に掲載された女性役員に係る情報の集計及び開示の取組や女性役員の登用が進んでいない要因の調査等を通じ、女性活躍に積極的に取り組む企業が評価されることや、企業における女性役員登用・育成の課題の克服につながるよう努める。

項目	現状	成果目標（期限）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	18.9%（2019年）	30%（2025年）
課長相当職	11.4%（2019年）	18%（2025年）
部長相当職	6.9%（2019年）	12%（2025年）
東証一部上場企業役員に占める女性の割合※1	—	12%（2022年）※2

※1 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。
 ※2 5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。



第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な具体的取組と成果目標 ～司法分野～

【検察官】

- ・女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を進める。

項目	現状	成果目標(期限)
検察官(検事)に占める女性の割合	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)

【裁判官】

- ・最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する。
- ・出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性裁判官や、様々な役割を担って各裁判所で活躍する女性裁判官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を要請する。

【弁護士】

- ・出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなっていく教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を要請する。

主な具体的取組と成果目標 ～行政分野～

【国家公務員・地方公務員】

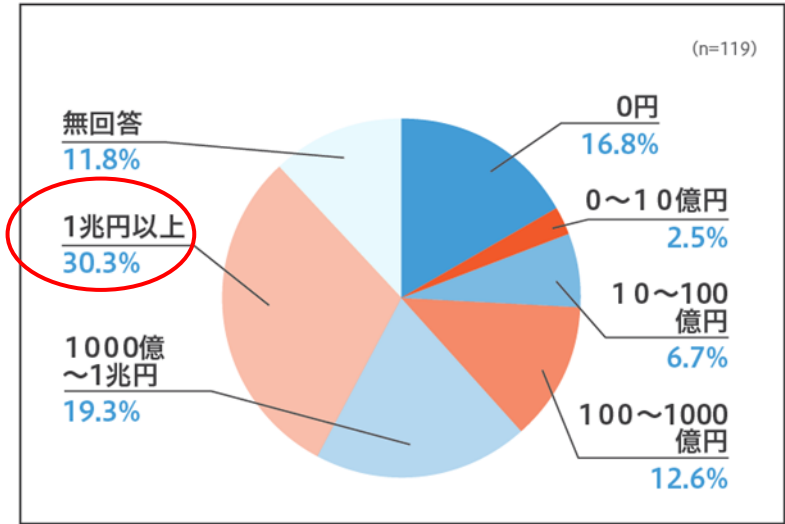
- ・女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与による育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は超えてから将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める。
- ・男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進する。

項目	現状	成果目標(期限)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(本省)	26.5%(2020年7月)	30%(2025年度末)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	22.8%(2019年7月)	35%(2025年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.3%(2020年7月)	17%(2025年度末)
本省課室長相当職	5.9%(2020年7月)	10%(2025年度末)
指定職相当	4.4%(2020年7月)	8%(2025年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	12.4%(2018年度)	30%(2025年)
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0%(2019年度)	30%(2025年)

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

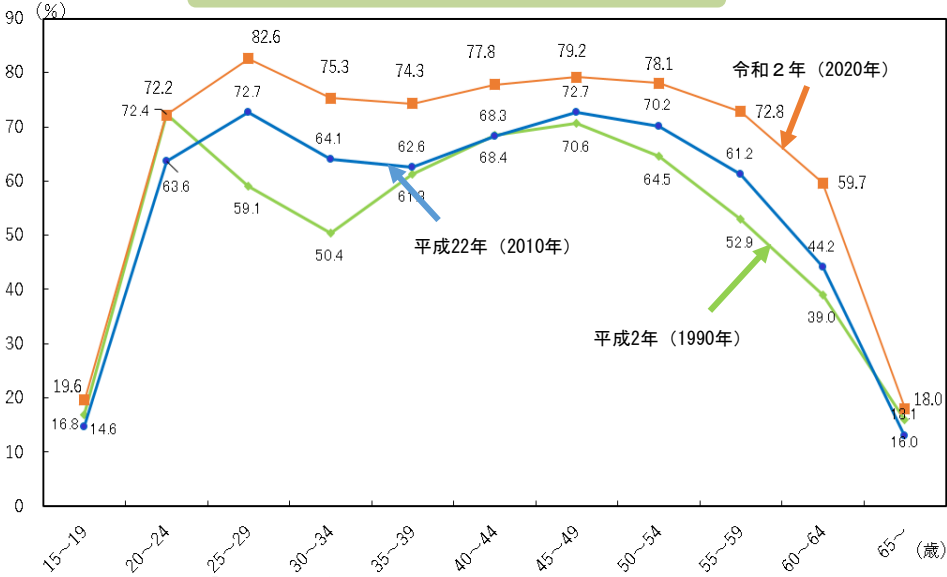
基本認識のポイント

ESG投資の広まり



(出典) 内閣府「ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究アンケート調査」(2019年)

女性の就業率(年齢階級別)



(出典) 総務省「労働力調査(基本集計:長期時系列表)」

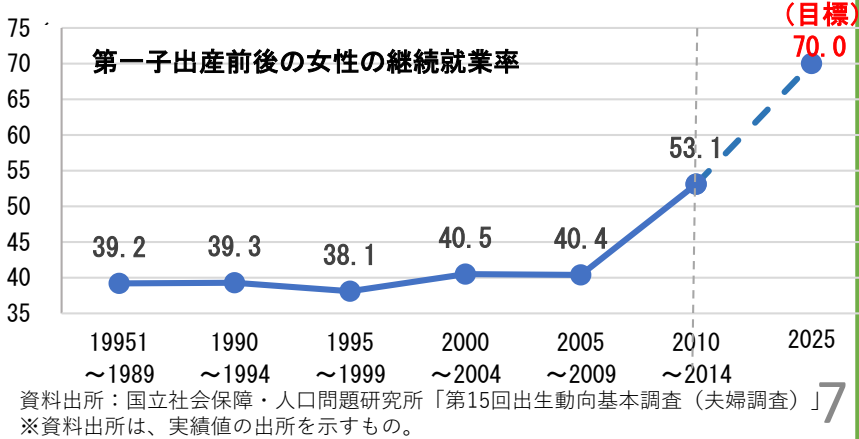
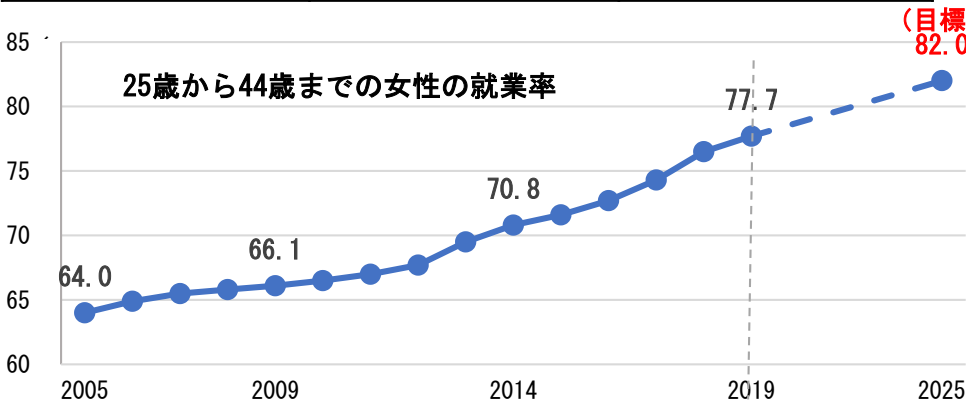
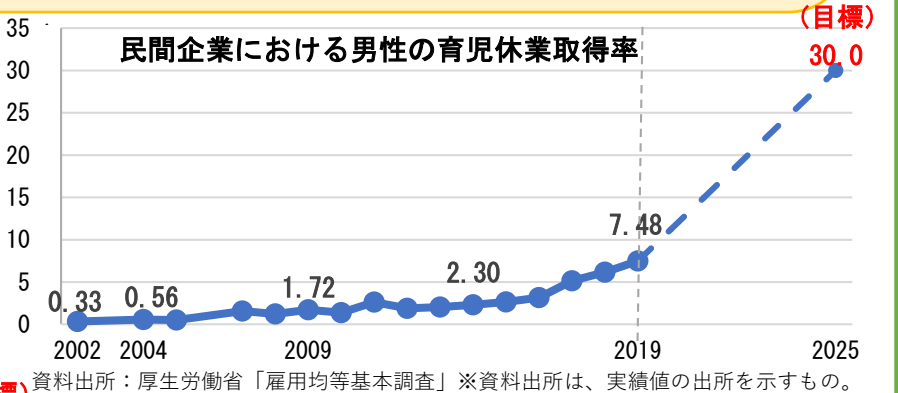
- 働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、**個人の幸福(well-being)の根幹**。**我が国社会経済の活力向上の観点からも、我が国企業が国内外の人材や投資家から選ばれるためにも極めて重要。**
- 働きたい人全てが、**仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要。**
- 性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメント等、**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠の前提**。また、**就活セクハラ**は、就職をしたいという学生の弱みに付け込むような行為。その防止に向けた取組を行うことは重要。
- 非正規雇用労働者の待遇改善**に取り組むとともに、**正規雇用労働者への転換**に向けた一層の取組が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大**により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、必要に応じ適切な対応を行うことが重要。**テレワークの活用**を全国的に一層促進することも重要。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

主な具体的取組と成果目標

- ・ 男性の育児休業の取得促進のために、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について事業主へ義務づけること等を検討し、今通常国会に必要な法案の提出を図る。
- ・ 就活セクハラ防止のため、実態を把握するとともに、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応する。また大学等の対応事例について学生支援担当者が集まる会議等を通じて周知啓発を行う。
- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の円滑な施行に取り組み、同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る。
- ・ 非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進するため、正規雇用労働者転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、助成等により企業の取組を支援する。
- ・ 再就職希望者を含む社会人等の就労、スキルアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるためのリカレント教育を推進し、学び直し等の充実を図る。

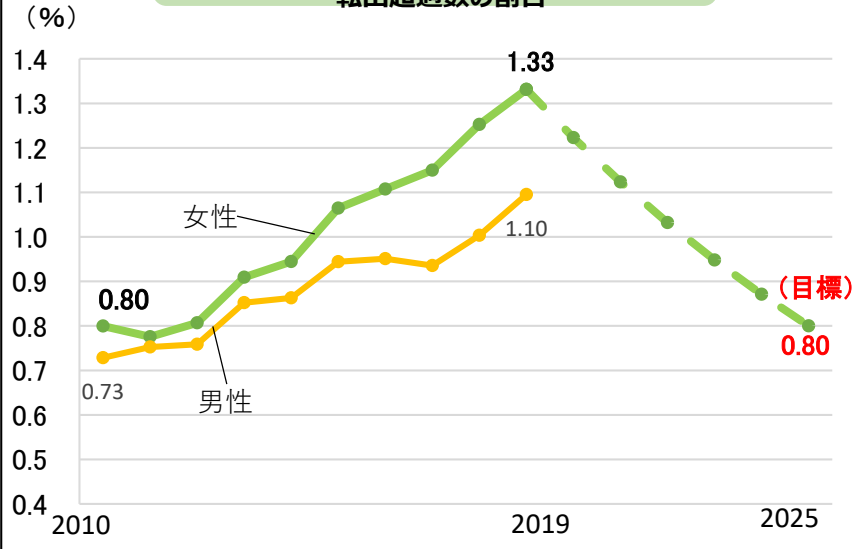
項目	現状	成果目標（期限）
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48%（2019年度）	30%（2025年）
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%（2019年）	82%（2025年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1%（2015年）	70%（2025年）



第3分野 地域における男女共同参画の推進

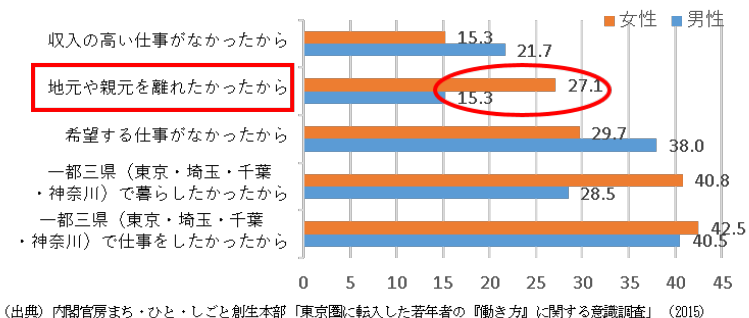
基本認識のポイント

地域における10～20代女性の人口に対する
転出超過数の割合



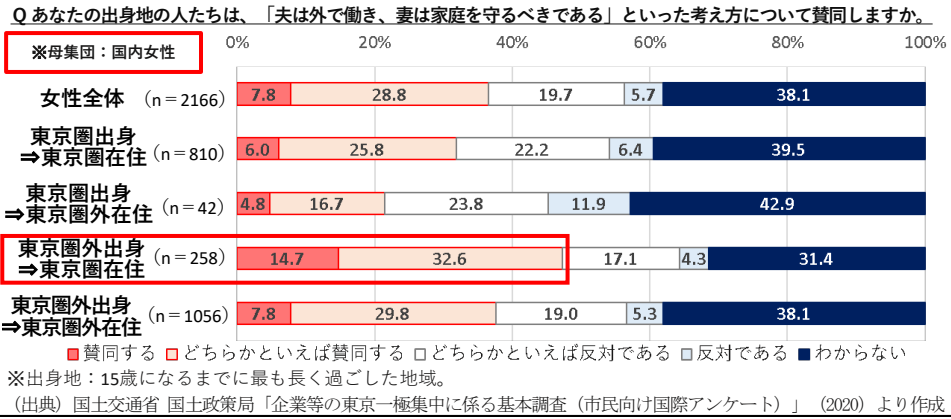
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。
※ 割合の算出にあたっては、地域の転出超過数を地域の人口で除している。
(地域の転出超過数/地域の人口)
地域：3大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏)を除く36都道府県
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

地元の就職先を選ばなかった理由 (%)
(女性の回答が多かった上位5項目)



(出典) 内閣府まち・ひと・しごと創生本部「東京圏に転入した若年者の『働き方』に関する意識調査」(2015)

自分の出身地の人たちについての固定的性別役割分担意識に関する認識



○地方部では**深刻な人口流出や少子高齢化**に直面。また、近年、**若い女性の大都市圏への転入超過**が増大。地方出身者が地元の就職先を選ばなかった理由として、女性では「**地元や親元を離れたかった**」が高くなっている。その背景として、**固定的な性別役割分担意識等が根強く存在**しており女性の居場所と出番を奪っていることなどが考えられる。**女性にとって魅力的な地域を作らなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない**。地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な人材の確保・定着につながり、**地域経済の持続的な発展**にとって不可欠。

○一方で、田園回帰の動きも見られ、**地方と関わる都市部の女性は増加**しており、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの活用など、**地方の女性の働き方に関する新たな可能性もたらされている**。

○就農人口が減少する中で、**農林水産業の持続性の確保**のために女性活躍に向けた支援が不可欠。また、地域活動(PTA、自治会・町内会等)では、多様化する課題の解決に、**多様な担い手が必要であり、性別により役割を固定化しないことが重要**。

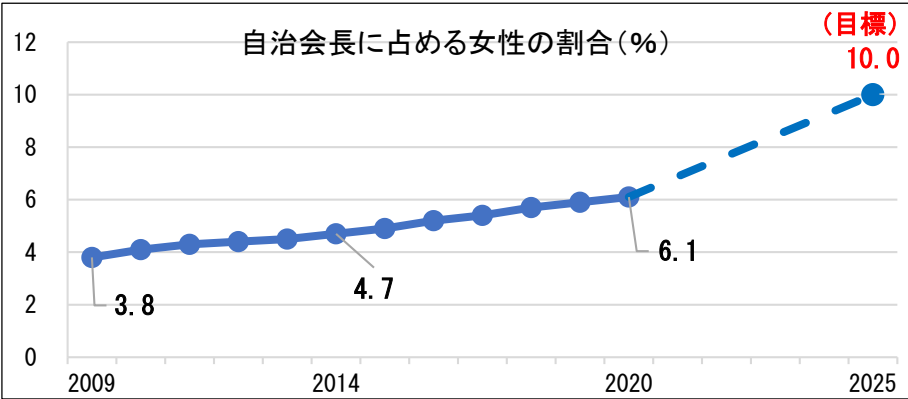
第3分野 地域における男女共同参画の推進

主な具体的取組と成果目標

- ・ 地方公共団体が、女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金等で支援する。
- ・ 農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組により、農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進を図るとともに、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用などにより、農林水産業において女性が能力を発揮できる環境を整備する。
- ・ 自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。また、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。

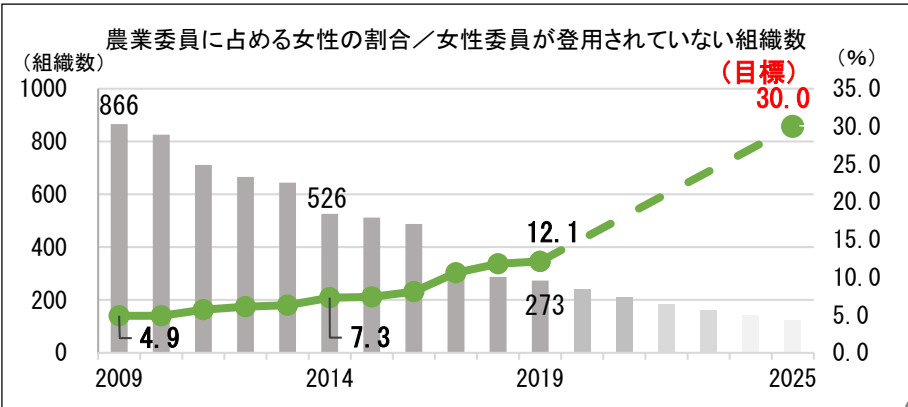
有効求人倍率（令和2年12月）	
全体	1.03
情報処理・通信技術者	1.23
一般事務	0.27

（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」



資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

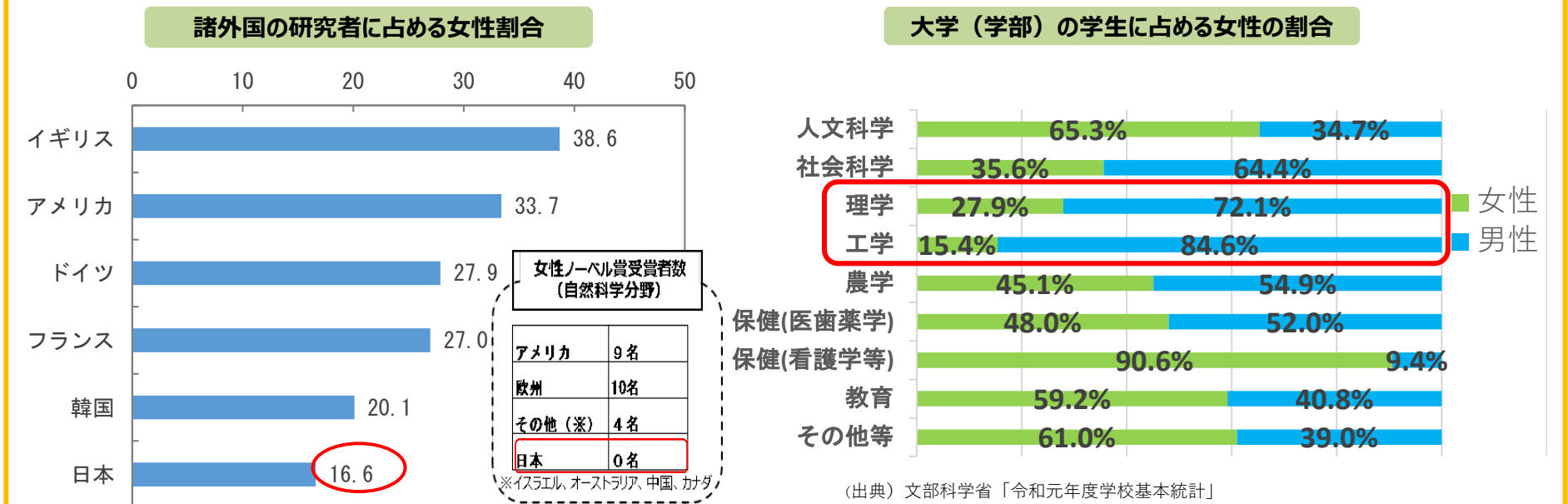
項目	現状	成果目標 (期限)
地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	1.33% (2019年)	0.80% (2025年)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	273/1,703 (2019年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%（早期）、 更に30%を目指す (2025年度)



資料出所：農林水産省調べ「農業委員への女性の参画状況」※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本認識のポイント



(出典) 総務省「科学技術研究調査」(令和元年), OECD“Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators”

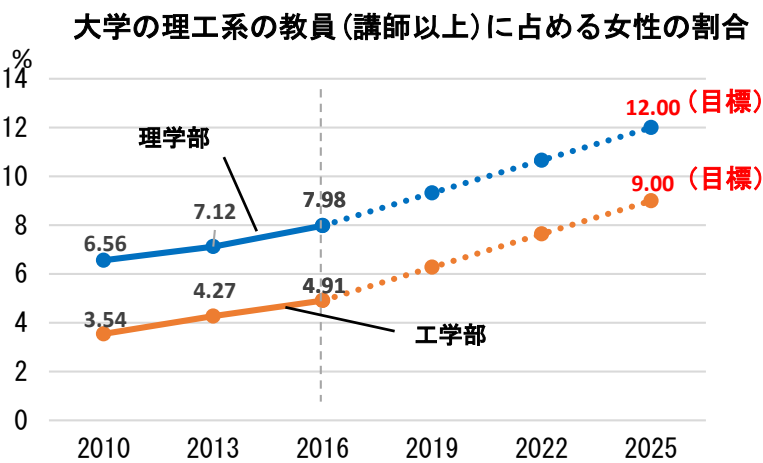
(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計」

- 最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要。
- 体格や身体の構造と機能の違い、加齢に伴う変化など、性差を考慮した研究・技術開発が求められる。これはイノベーションの創出にもつながる。多様な視点や発想を取り入れていくことが必要であり、差別的扱いを受けることなく女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できる環境の整備が求められる。
- 研究職・技術職に占める女性の割合は低水準にとどまっている。大学・大学院生の理工系の女性比率も低い。女性の更なる参画拡大のため、経営層や現場のトップ、上位職への女性登用推進に向けた大学、研究機関、学術団体、企業などへの積極的改善措置の取組支援が必要。
- 研究者・技術者が活動を継続できるよう、男女双方に対する研究等と育児・介護等の両立支援は不可欠。
- 次代を担う女性の科学技術人材を育成することも重要。

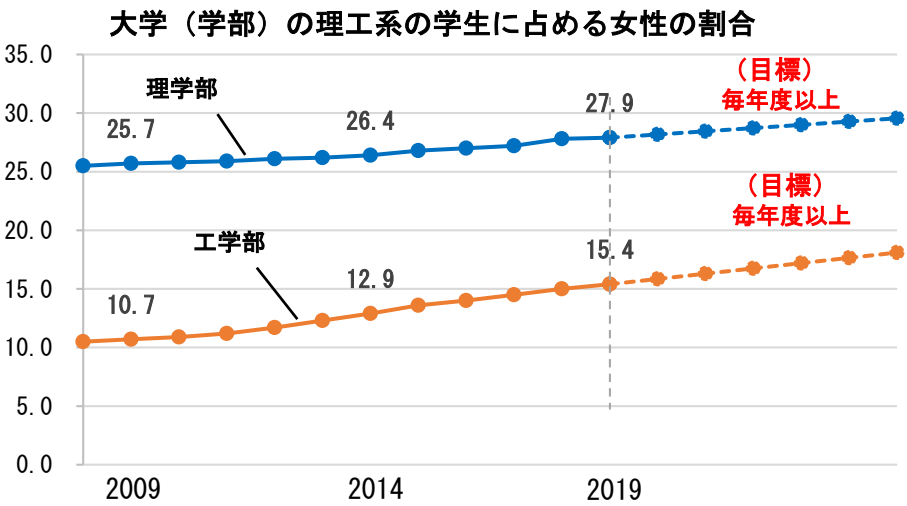
主な具体的取組と成果目標

- ・ 科学技術・学術関連機関の理事長・学長・研究所所長の女性比率を把握し、公表する。
- ・ 国が関与する競争的研究費の採択条件に、事業の特性も踏まえつつ、男女共同参画の視点の有無と取組状況や、出産・育児・介護等に配慮した取組を評価する項目の設定を進める。
- ・ 若手研究者のポスト拡大に向けた施策や、若手研究者向けの研究費等の採択において、育児・介護等により研究から一時的に離脱した者に対して配慮した応募要件となるよう促す。
- ・ 大学や研究機関に対して、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。
- ・ 大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対して、理工系進路選択のメリット、理工系分野の仕事内容やキャリアに関する理解を促すとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払しょくに取り組み、女子生徒の理工系進路選択を促進する。

項目	現状	成果目標（期限）
大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合	理学系：8.0%、工学系：4.9% (2016年)	理学系：12.0%、工学系：9.0% (2025年)
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：27.9%、工学部：15.4% (2019年)	前年度以上 (毎年度)



資料出所：文部科学省「教員統計調査」
※資料出所は、実績値の出所を示すもの

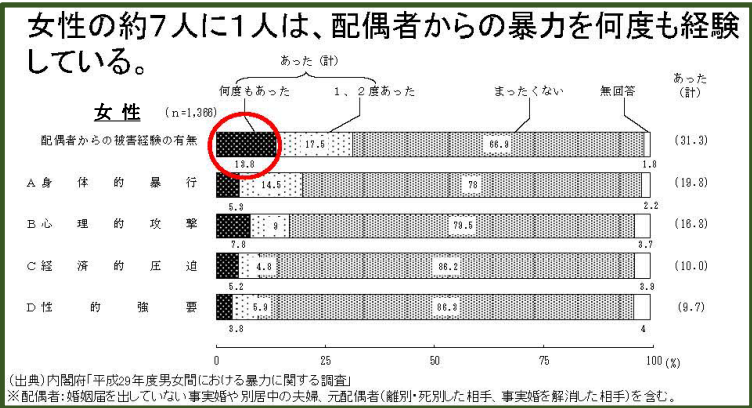


資料出所：文部科学省「学校基本統計」（各年5月1日現在）
※資料出所は、実績値の出所を示すもの

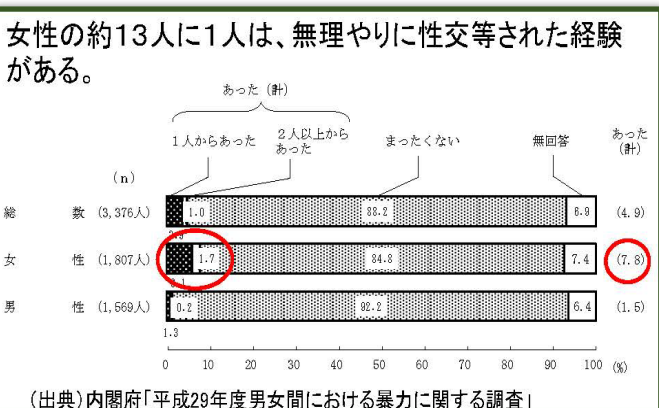
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本認識のポイント

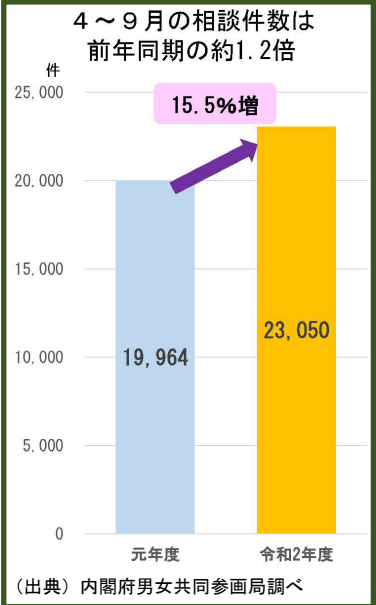
配偶者からの暴力の被害経験



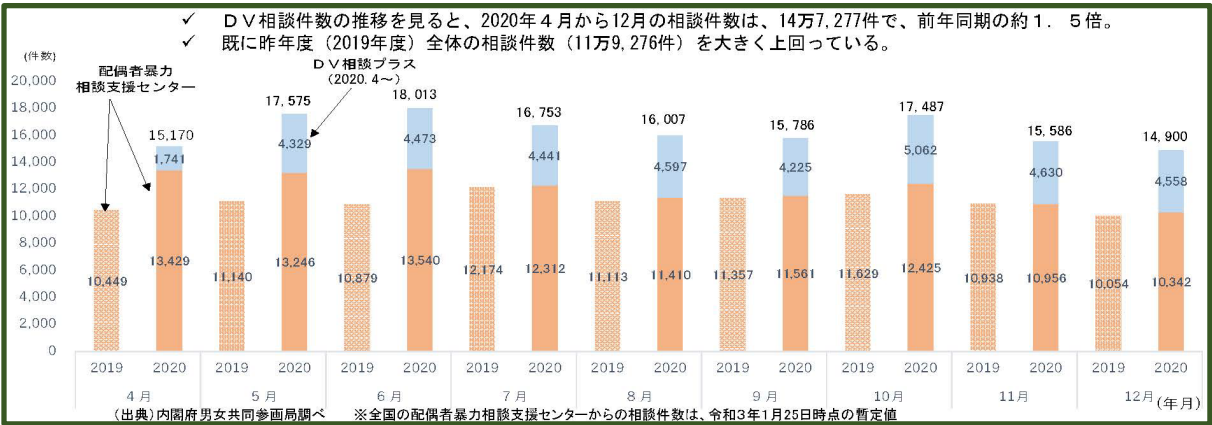
無理やりに性交された経験



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数
(令和2年4～9月)



DV相談件数 (令和2年4月～12月)



- 女性に対する暴力は、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害**である。その予防と被害回復のための取組を推進し、**暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。**
- 女性に対する暴力根絶には、**社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。**被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、**被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。**
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、**相談体制の整備を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要。**

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

主な具体的取組と成果目標（性犯罪・性暴力対策）

- ・ 性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた事項に関して令和2年度を目途に検討を行い、令和3年度以降にその結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を推進するとともに、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、被害者が相談につながりやすい体制の整備を図る。
- ・ 生命の尊さを学び生命（いのち）を大切にする教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。
- ・ 児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底するとともに、教員免許状の管理の在り方について、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。
- ・ 教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、そこで働く際に性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、防止のために必要な環境整備を図る。
- ・ SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。

項目	現状	成果目標（期限）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

〇目的

- ・ 被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・ 被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・ 警察への届出の促進・被害の潜在化防止

〇求められる核となる機能

- ・ 支援のコーディネート・相談
- ・ 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

〇運営主体（都道府県、公益社団法人、民間団体等）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号

ワンストップ支援センター
全国共通短縮番号

「#8891」

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通短縮番号

8 8 9 1

はやくワンストップ

都道府県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、令和2年10月1日から全国共通短縮番号が10月1日からはじまります。既に地方から届出のワンストップ支援センターにつながります。
※詳しくは「はやくワンストップ」と見てください。

① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力に関する相談・通報、医療・証拠採取などを行います。
② 全国共通短縮番号は、一時的に112番に代わります。

女性に対する暴力をなくす運動
(令和2年度)
重点テーマ「性暴力を、なくそう」

勝手にYESと
思い込むのはNO!



家に居ても



はっきり断ると言われても



どんな場面でも



おどろかされても



継続していても、恋人同士でも



二人きりで食事しても

相手の同意のない性的な行為は、
性暴力です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、全国共通短縮番号から相談！

内線 03-3568-8891

外線 03-3568-8103

ワンストップ支援センター

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

主な具体的取組と成果目標（DV対策）

- ・ 配偶者等からの暴力の防止に関し、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行い、所要の措置を講ずる。
- ・ 被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組を推進するなど、被害者支援の充実を図る。
- ・ 全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知やSNS等を活用した相談等を推進する。
- ・ 加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携したプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。
- ・ 配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関の連携協力を推進する。

項目	現状	成果目標 (期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

DV相談ナビ（全国共通短縮番号）

DV相談プラス

DV相談ナビ

はれれば

#8008

ひとりで悩んでいませんか？

相談ナビ

相談ナビ

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

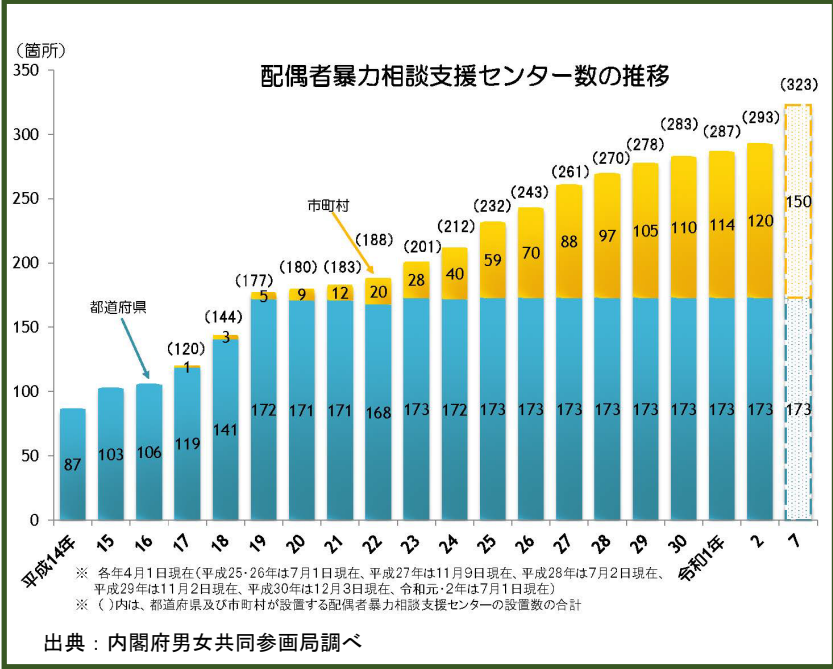
DV相談プラス

令和2年4月20日開始

SNS相談
メール相談

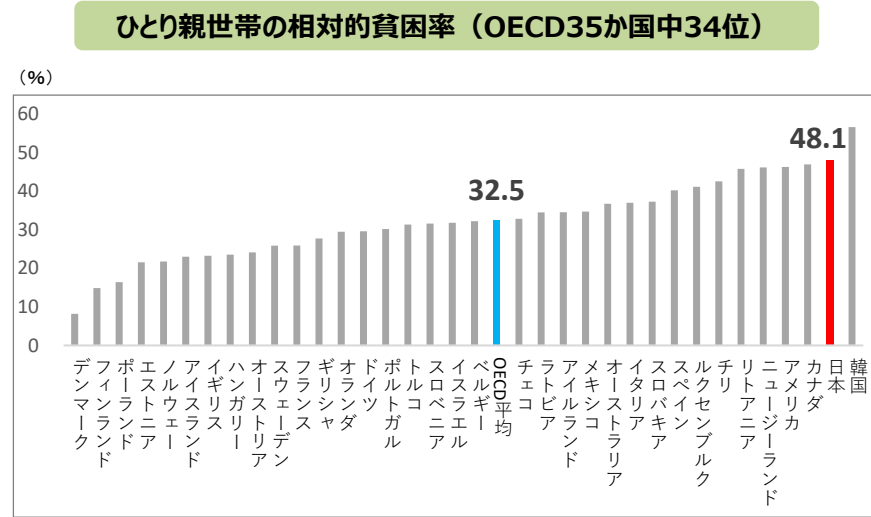
24時間電話相談
0120-279-889

同行支援、保護 等



第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

基本認識のポイント



（出所）・日本の相対的貧困率は、厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」
・OECD、Family Databaseの加盟国の最新データに日本の2018年のデータを当てはめて順位化したもの

ひとり親世帯の就業状況等			
平成28年(2016年)	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
	雇者のうち 正規	47.7%	89.7%
	雇者のうち 非正規	52.3%	10.3%
平均年間 就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与と所得 女性280万円 男性521万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

（出所）・母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）」
・一般世帯は総務省「労働力調査（平成28年）15～64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査（平成28年）」

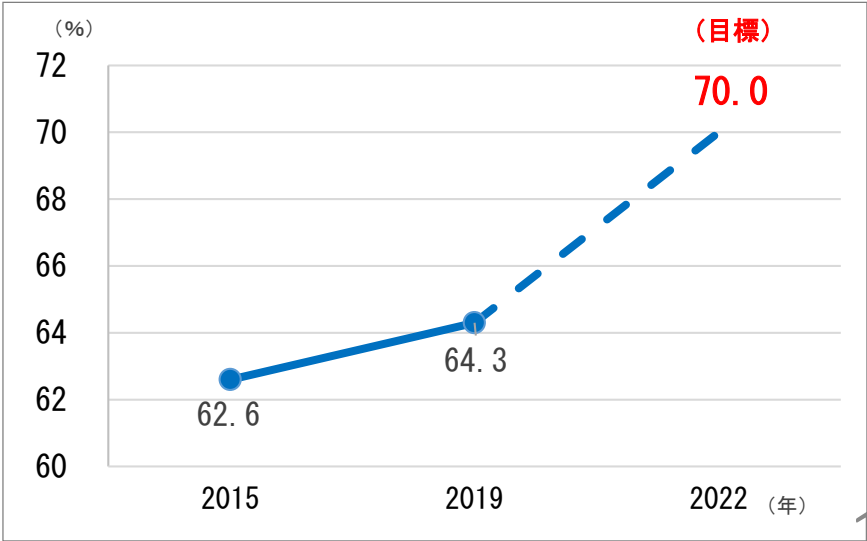
- 経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、**女性は貧困等生活上の困難に陥りやすい**。
- 我が国のひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%（平成30（2018）年）で、OECD35か国中34位となっている。
- セーフティネットの機能として、**貧困等生活上の困難に対する多様な支援**を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努める必要がある。
- 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしている。
平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化。平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。様々な属性の人々についての正しい理解を広め、**社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める**ことが必要である。

主な具体的取組と成果目標

- ・ひとり親家庭等への総合的な支援を展開するとともに、支援情報の提供を行う。
- ・養育費の取決め等を促進するため、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発等を行う。実効性の高い法的支援・解決の在り方等について分析を行うための自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究や、国民各層の声を幅広く聴くためのシンポジウムの開催等によって、養育費の支払確保に向けた調査・検討を進めるとともに、養育費制度を見直すための法改正を検討する。
- ・年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65歳までの高年齢者雇用確保措置・70歳までの就業確保措置の着実・円滑な実施や、65歳以上の者の再就職支援、シルバー人材センターを通じた多様な就業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発のための支援を行う。
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律や障害者雇用対策基本方針等を踏まえた就労支援を行う。
- ・女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

項目	現状	成果目標 (期限)
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	70% (2022年度)
65歳から69歳までの就業率	—	男女計： 51.6% (2025年)
障害者の実雇用率 (民間企業)	2.11% (2019年6月)	2.3% (2022年)

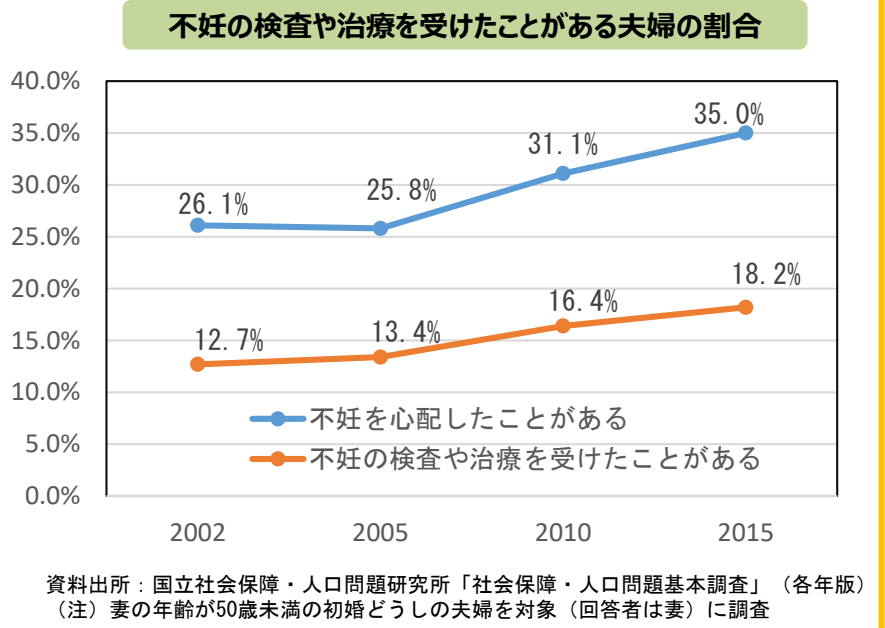
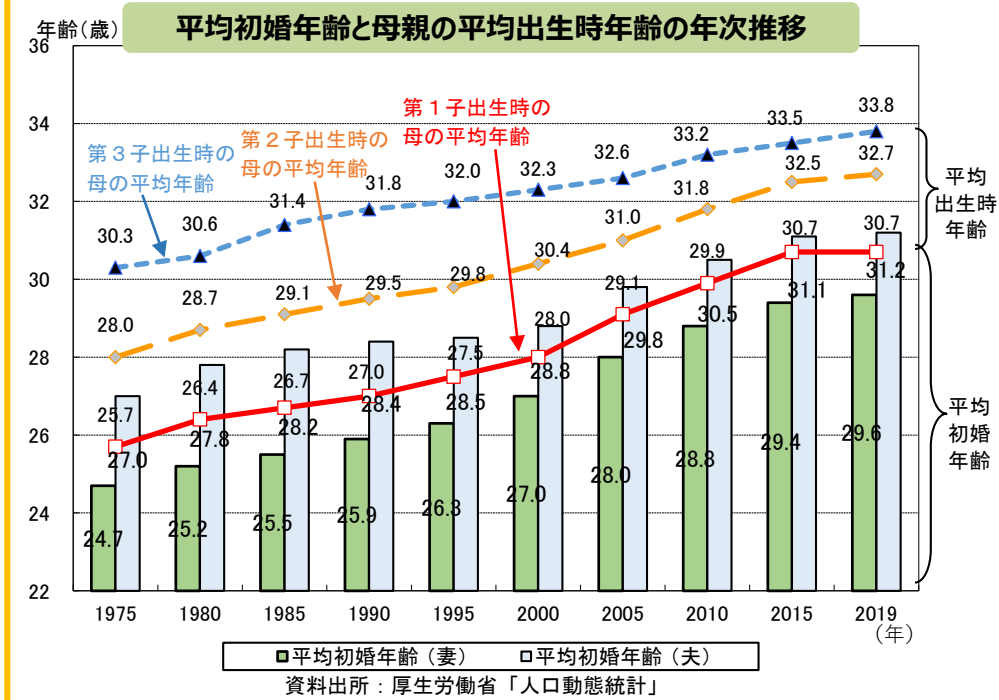
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合



(出所)法務省民事局調べ ※出所は、実績値の出所を示すもの。

第7分野 生涯を通じた健康支援

基本認識のポイント

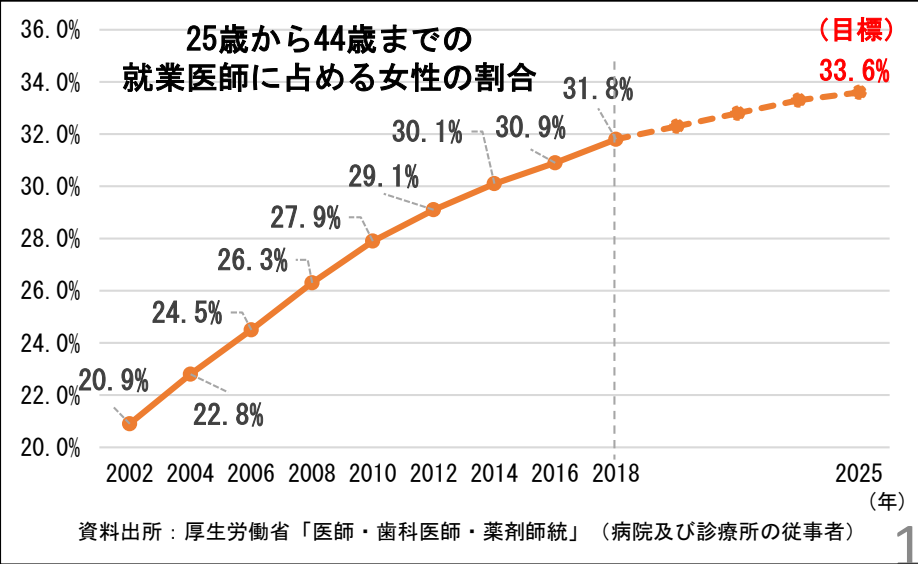
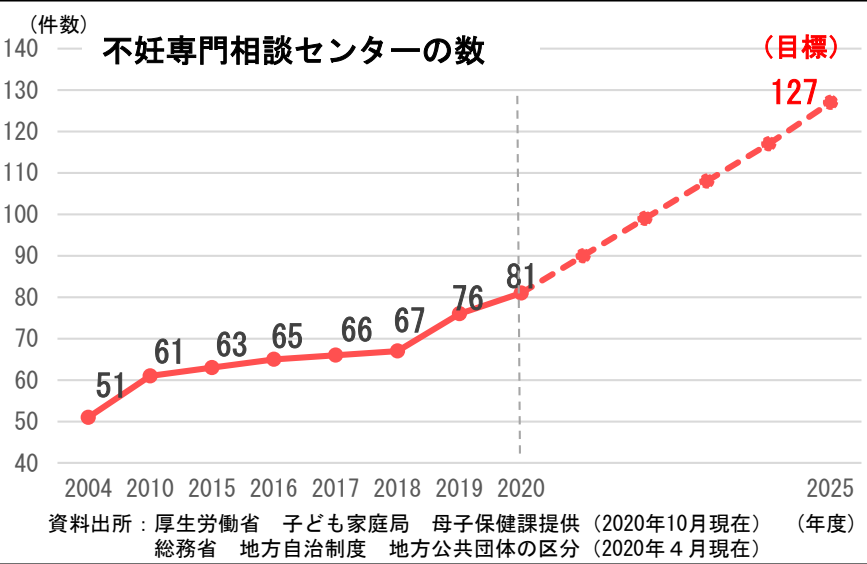


- 男女が互いの**身体的性差を十分に理解**し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提。
- 女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**」の視点が殊に重要。
- 健康の社会的決定要因とその影響は男女で異なる。**性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要**。
- 近年、**生涯出産数の減少**による月経回数数の増加、**晩婚化**等による**初産年齢の上昇**、**平均寿命の伸長**など様々な要因により女性の疾病構造が変化。
- 不妊治療**を希望する男女が増えており、**経済的負担の軽減**や、**仕事との両立支援**が求められる。
- 人生100年時代**を見据え、**更なる活躍や健康寿命の延伸のために、更年期前後からの健康支援**が重要。
- 新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える**妊産婦が安心して出産や育児をできるよう**、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが重要。
- 医師の働き方改革**を進めるとともに、政策・方針決定過程への**女性の参画拡大**を働きかける。
- 女性スポーツ競技者が、健康で活躍できる環境を整備するとともに、引退後も活躍できるような支援**が必要。

主な具体的取組と成果目標

- ・子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。
- ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できるよう検討する。
- ・不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備を進める。
- ・若年層に対して、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることを含む、健康に関する包括的な教育・普及啓発を実施し、相談体制を整備する。
- ・職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築を促進する。
- ・女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革や、指導的地位に占める割合を高める等取組を推進する。
- ・「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の割合（40％）達成に向けた具体策の策定を支援する。
- ・競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。また、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス教育の実施を推進する。

項目	現状	成果目標（期限）
不妊専門相談センターの数	81都道府県市 （2020年度）	全都道府県・指定都市・中核市 （2025年度）
25歳から44歳までの 就業医師に占める女性の割合	31.8% （2018年）	33.6% （20年代の可能な限り早期に）

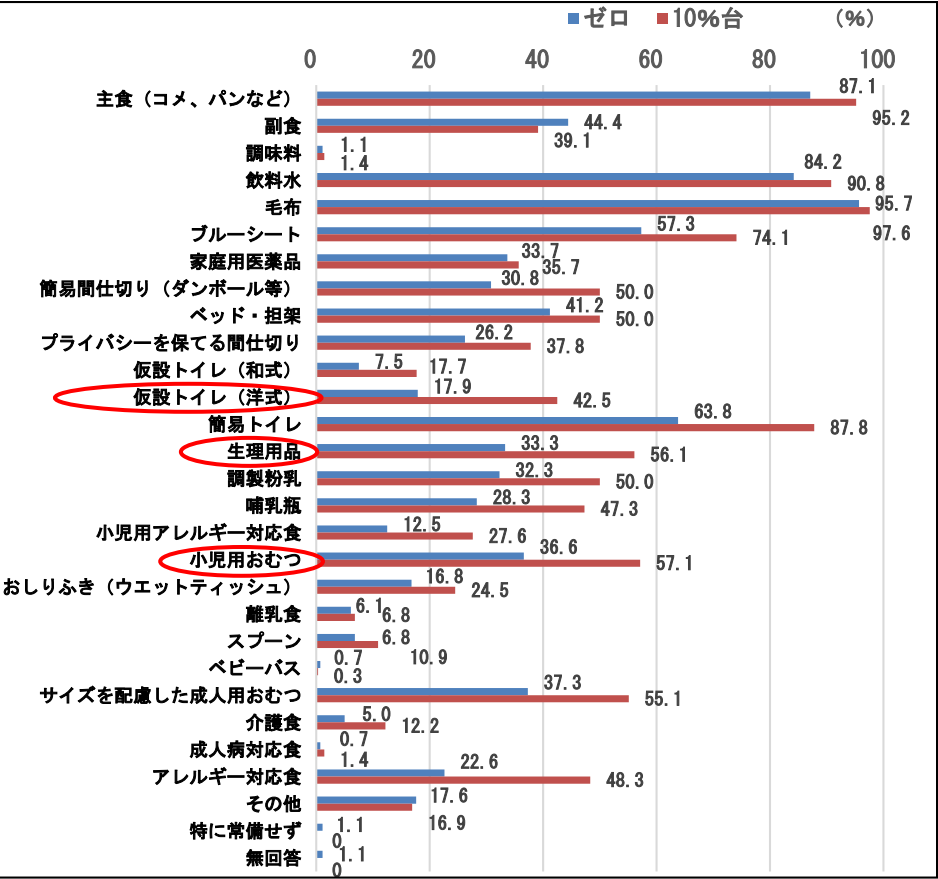


基本認識のポイント

- 人口の51.3%は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- 非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダー課題（家事・育児・介護の女性への集中、DV、性被害・性暴力など）が拡大・強化される。よって平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要。
- しかし、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況。
- このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であるという認識を共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。

防災会議の女性委員の割合による常時備蓄の状況

地域防災計画での常備備蓄の内容について、市区町村の防災会議における女性委員割合の比率がゼロと10%台を比較すると、女性委員割合が高い方が、各種生活用品を常備備蓄とする比率が高い。



- ・生理用品（女性委員比率ゼロ：33.3%、同10%台：56.1%）
- ・小児用おむつ（ゼロ：36.6%、10%台：57.1%）
- ・洋式仮設トイレ（ゼロ：17.9%、10%台：42.5%）

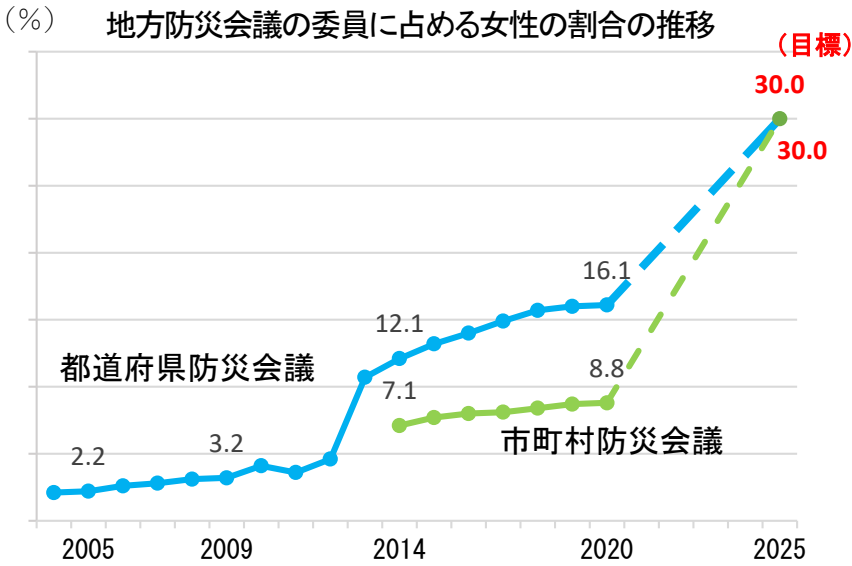
主な具体的取組と成果目標

- ・都道府県防災会議における女性委員の割合について、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進する。
- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。
- ・男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、男女共同参画センター間の相互支援を促す。
- ・全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」する。
- ・平常時より、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%（早期）、 更に30%を目指す（2025年）

ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

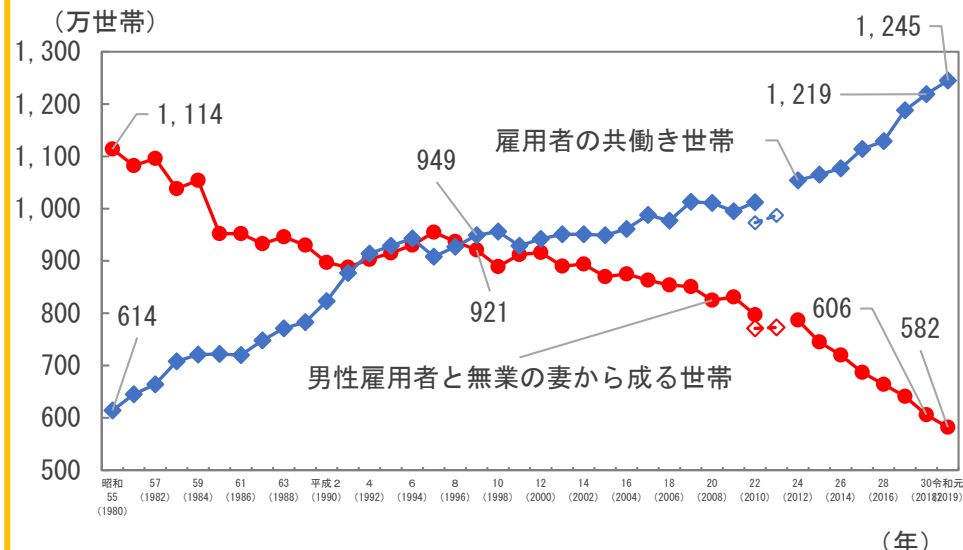


資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に対する施策の推進状況」
※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

第9分野 各種制度等の整備

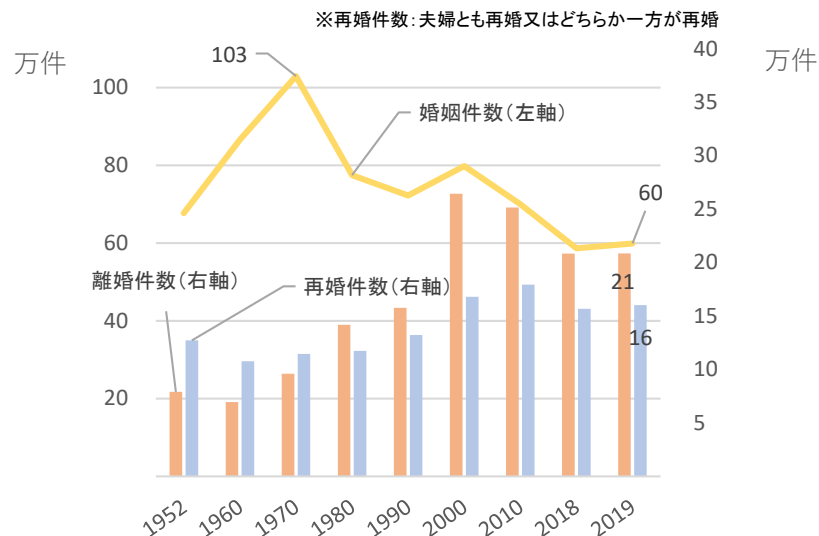
基本認識のポイント

共働き等世帯数の推移



(出典) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

結婚・離婚・再婚件数の年次推移



(出典) 厚生労働省「令和元年人口動態統計(確定数)」より作成

- **社会制度や慣行は**、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、**結果的に男女に中立に機能しない場合がある。**
- 個人の働き方の多様化、家族形態が急速に変化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。このため、**税制や社会保障制度をはじめとする社会制度の全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直す必要がある。**
- 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。
- コロナ下で顕在化した課題を踏まえ、各種給付金等**様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう**各種制度等の見直しを強力に進める。特に、**各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう**、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進める。

主な具体的取組と成果目標

【働く意欲を阻害しない制度等の検討】

- ・個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。
- ・社会保障制度は、更なる被用者保険の適用拡大を進める。第3号被保険者については、縮小する方向で検討を進める。

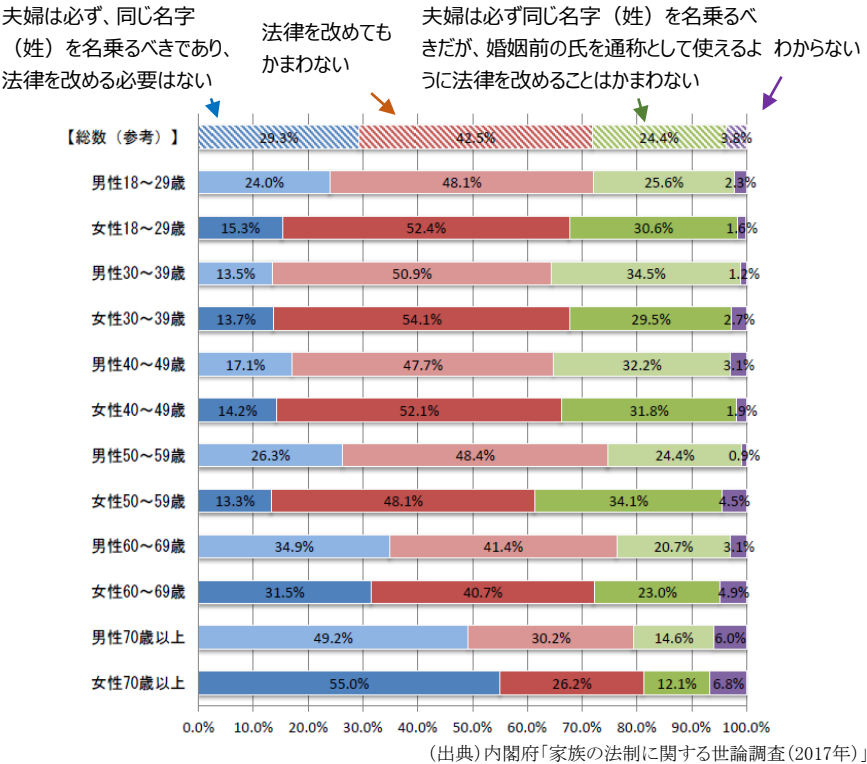
【家族に関する法制の整備等】※選択的夫婦別氏制度

- ・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。
- ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

【男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備】

- ・「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。
- ・住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備等を推進する。

選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

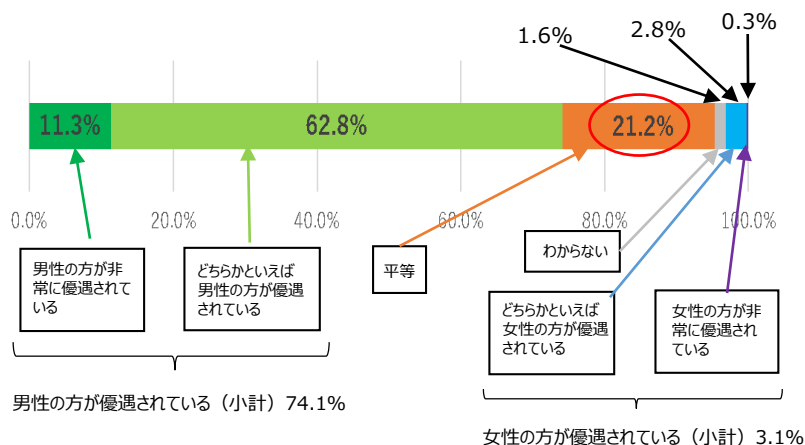


項目	現状	成果目標 (期限)
保育所等待機児童数	12,439人 (2020年4月)	「新子育て安心プラン」を踏まえ設定
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 (2019年5月)	152万人 (2023年度末)

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

基本認識のポイント

社会全体における男女の地位の平等感



(出典) 内閣府「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」

学校教育及びメディア分野の方策・方針決定過程の女性参画

【中学校校長の女性割合】

	女性教員の割合	女性校長の割合
日本	42.2%	7.0%
参加48か国平均	69.2%	48.9%

(出典) OECD国際教員指導環境調査(2018)

【メディア関係団体の役員に占める女性の割合】

	管理職の割合
日本新聞協会	0%
日本民間放送連盟	0%
日本放送協会	8%

(出典) 内閣府女性の政策・方針決定参画状況調べ(2020)

○「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、社会全体における男女の地位の平等感について、「**男性の方が優遇されている**」と回答した者の割合は**74.1%**である一方、「**平等**」と回答した者の割合は**21.2%**。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された**固定的な性別役割分担意識**や性差に関する偏見・固定観念、**無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**があることが挙げられる。

○このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在。**子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要。**

○以上を踏まえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、**固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図る。また、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性参画を促進。**

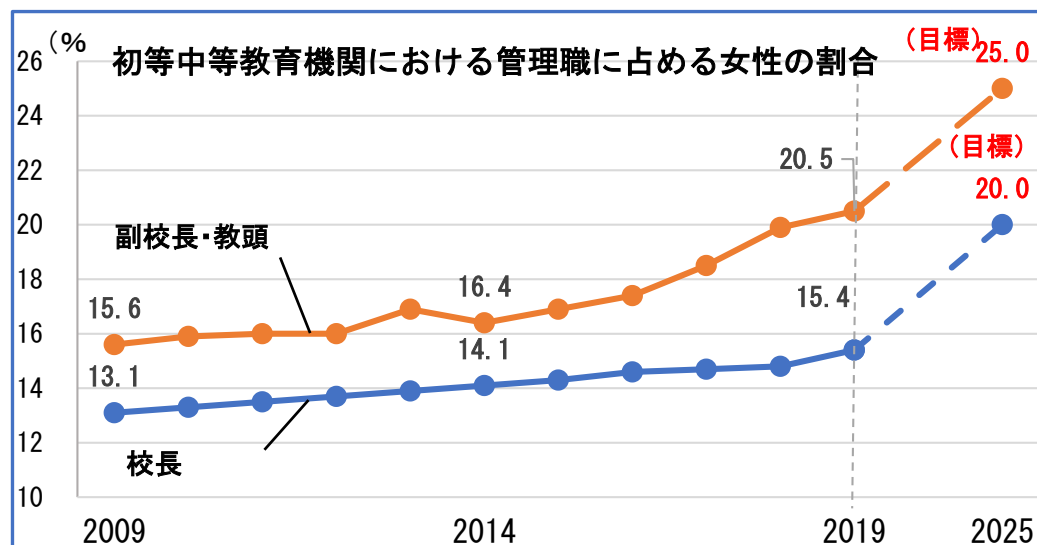
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

主な具体的取組と成果目標

【教育分野】

- ・教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという目標を達成するため、教員の養成・採用・育成の各段階に男女共同参画の視点を取り入れ、**校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。**
- ・教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ、**教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。**特に、学校においては**校長への女性の登用を一層促進**する。ポジティブ・アクションなどを通じて、女性教員の育成を図る。

項目	現状	成果目標 (期限)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)



【メディア分野】

項目	現状	成果目標 (期限)
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼすべてを目標としつつ、当面50% (2025年)

- ・「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」(4月)、「男女共同参画週間」(6/23-29)、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(6月)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の実施等を通じ、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。
- ・メディア分野等における**政策・方針決定過程への女性の参画拡大**を図るとともにメディアと行政の間で**セクシュアルハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止**を図る。

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

基本認識のポイント

- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされている。これらの重みを十分に認識し、施策を強力に推進するための体制（国内本部機構）の機能の充実・強化を図り、政府が行うあらゆる取組で常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策に反映（ジェンダー主流化）。
- 女子差別撤廃条約を積極的に遵守、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める。
- G7、G20、APEC、OECD等における首脳級・閣僚級での国際合意を確実に実施するとともに、国際的な議論や取組に積極的に貢献。
- 政府開発援助（ODA）におけるジェンダー主流化の推進、国連安保理決議第1325号等を踏まえた取組により、女性・女児のエンパワーメントやジェンダーの視点からの国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献。
- 国際的な議論や関連する政府の取組について国民の理解を深めるための情報提供を行うとともに、政府機関のみならず、国連を含む各種国際機関、地方公共団体、民間部門、市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力・対話を実施。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国連総会

「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」



ステートメントを述べる橋本大臣

APEC 女性と経済フォーラム2020



会議の様子（会議に参加する橋本大臣）

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

主な具体的取組と成果目標

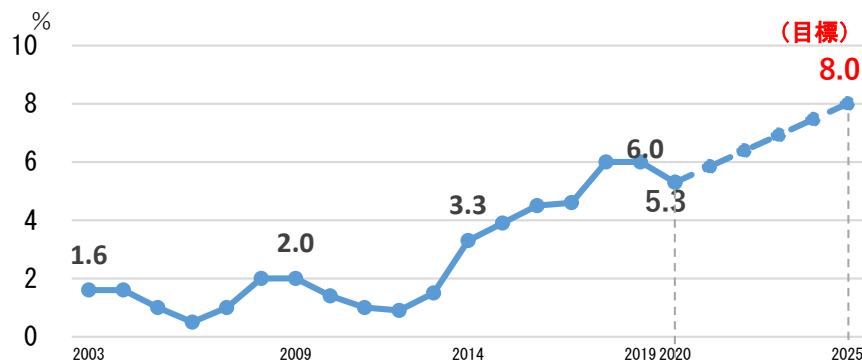
- SDGs 実施指針改定版を踏まえ、SDGs 達成に向けた取組をステークホルダーと連携して推進・実施する。グローバル指標に基づき、SDGs におけるジェンダー平等の実現とジェンダー主流化の達成度を的確に把握する。
- 女子差別撤廃委員会から総括所見等に関し、男女共同参画会議は、対応方針の報告を求め必要な取組等を政府に対して要請する。国連女性の地位委員会等の国際会議において我が国の取組を積極的に情報発信していく。UN Women等と連携を図る。
- G7、G20、APEC、OECDなどの首脳級・閣僚級のジェンダー平等に係る国際合意や議論を、国内施策に適切に反映して実施するとともに、施策の改善に活かす。我が国の経験や取組等に基づく情報発信、共有により、政策決定、取組方針に貢献する。
- 国連安保理決議第1325号を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を実施する。
- 在外公館における主要なポストの任命に際して、女性の登用を進める。

項目	現状	成果目標（期限）
在外公館の各役職段階に占める女性の割合		
公使、参事官以上	7.4%（※） （2020年7月）	10% （2025年）
特命全権大使、総領事	5.3%（※※） （2020年7月）	8% （2025年）

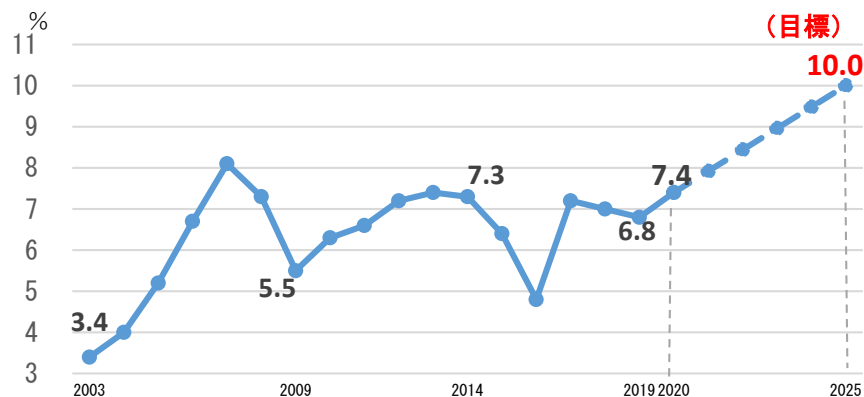
※543人中40人

※※226人中12人

在外公館の特命全権大使、総領事に占める女性の割合



在外公館の公使、参事官に占める女性の割合

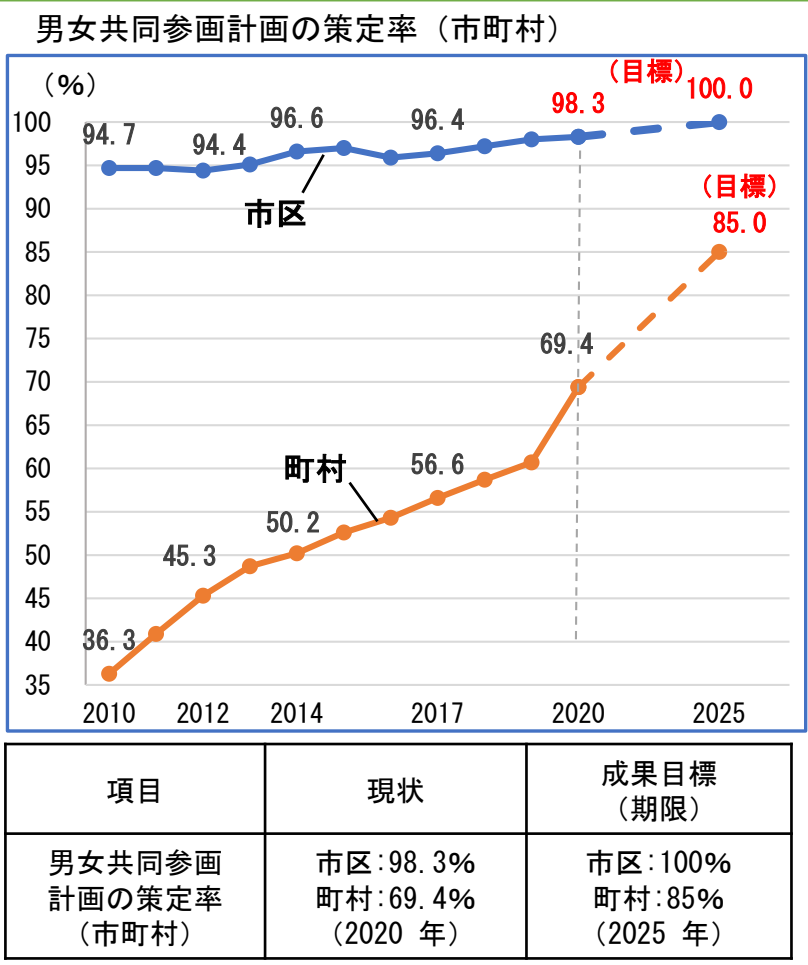


資料出所: 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和2年）、外務省 ※資料出所は、実績値の出所を示すもの。

- あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映することが重要。国内の推進体制の充実・強化を図り、特に、監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。
- 地域における取組が極めて重要。地方公共団体が、男女共同参画センターをはじめ地域の関係機関・団体とともに、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、支援の充実を図る。

主な具体的取組と成果目標

- 【男女共同参画会議】
- 男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本部機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。また、男女共同参画会議において、5次計画の実効性を高めるために**集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議**を行う。
- 【ジェンダー統計】
- ジェンダー統計の充実**の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。
- 【地域における取組】
- 市町村男女共同参画計画**の策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより男女共同参画についての理解を促進し、**全ての市町村において計画が策定されるよう促す**。
 - 男女共同参画センター**が、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会とも連携しながら、**ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進**などを行う。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、**男女共同参画センターの果たす役割を明確**にし、関係機関等との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。



第5次男女共同参画基本計画成果目標一覧

* 本別添資料は、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて、2020年11月に開催された男女共同参画会議で検討された資料である。

項目	現状	成果目標 (期限)
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
(※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8% (2017年)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)
検察官(検事)に占める女性の割合	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	36.8% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	35.4% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用試験(技術系区分)からの採用者に占める女性の割合	—	30% (2025年度)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(本省)	26.5% (2020年7月)	30% (2025年度末)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	22.8% (2019年7月)	35% (2025年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.3% (2020年7月)	17% (2025年度末)
本省課室長相当職	5.9% (2020年7月)	10% (2025年度末)
指定職相当	4.4% (2020年7月)	8% (2025年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	12.4% (2018年度)	30% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	40.7% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
審議会等専門委員等	30.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	36.6% (2019年度)	40% (2025年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	33.6% (2019年度)	40% (2025年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	22.6% (2020年)	30% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	20.4% (2020年)	25% (2025年度末)
本庁課長相当職	12.2% (2020年)	16% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	7.0% (2020年)	10% (2025年度末)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 35.0% [政令指定都市 26.5%] (2020年)	40% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 29.2% [政令指定都市 22.6%] (2020年)	33% (2025年度末)
本庁課長相当職	市町村 17.8% [政令指定都市16.9%] (2020年)	22% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 10.1% [政令指定都市 10.8%] (2020年)	14% (2025年度末)

項目	現状	成果目標 (期限)
地方警察官に占める女性の割合	10.2% (2020年4月)	12%程度 (2026年度当初)
消防吏員に占める女性の割合(注1)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0% (2019年度)	30% (2025年)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	33.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
市町村の審議会等委員	27.1% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	15.4% (2020年)	18% (2025年度末)
役員	14.4% (2020年)	20% (2025年度末)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職	6.9% (2019年)	12% (2025年)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合(注2)	—	12% (2022年)(注3)
起業家に占める女性の割合(注4)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男女計: 6.4% 男性: 9.8% 女性: 2.3% (2019年)	5.0% (2025年)
年次有給休暇取得率	男女計: 56.3% 男性: 53.7% 女性: 60.7% (2019年又は2018年会計年度)	70% (2025年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0% (2019年)	全ての企業 (2025年)
テレワーク(注5)	－	(注5)
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48% (2019年度)	30% (2025年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注6)	3,448社 (2020年9月末)	4,300社 (2025年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7% (2019年)	82% (2025年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1% (2015年)	70% (2025年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(再掲)	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職(再掲)	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職(再掲)	6.9% (2019年)	12% (2025年)
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数	1,134社 (2020年9月末)	2,500社 (2025年)
起業家に占める女性の割合 (注4)(再掲)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第3分野 地域における男女共同参画の推進		
地域における10代～20代女性の人口 に対する転出超過数の割合	1.33% (2019年)	0.80% (2025年)
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織 数	273/1,703 (2019年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%(早期)、更に30%を目指 す (2025年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合		
女性役員が登用されていない組織 数	107/639 (2018年度)	0 (2025年度)
役員に占める女性の割合	8.0% (2018年度)	10%(早期)、更に15%を目指 す (2025年度)
土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合		
女性理事が登用されていない組織 数	3,737/3,900 (2016年度)	0 (2025年度)
理事に占める女性の割合	0.6% (2016年度)	10% (2025年度)
認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
家族経営協定の締結数	58,799件 (2019年度)	70,000件 (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		
大学の理工系の教員(講師以上)に占める女性の割合	理学系:8.0% 工学系:4.9% (2016年)	理学系:12.0% 工学系:9.0% (2025年)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系:17.2% 工学系:11.0% 農学系:18.9% 医歯薬学系:25.3% 人文科学系:37.7% 社会科学系:25.8% (2018年)	理学系:20% 工学系:15% 農学系:30% 医歯薬学系:30% 人文科学系:45% 社会科学系:30% (2025年)
大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	理学部:27.9% 工学部:15.4% (2019年)	前年度以上 (毎年度)
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	94都道府県市 (全体:101自治体) (2018年度)	全都道府県・政令市 ・中核市 (2024年度)
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	70% (2022年度)
フリーター数	男女計:138万人 男性:66万人 女性:72万人 (2019年)	男女計:114万人 (2025年)
65歳から69歳までの就業率	—	男女計:51.6% (2025年)
障害者の実雇用率(民間企業)	2.11% (2019年6月)	2.3% (2022年)
第7分野 生涯を通じた健康支援		
子宮頸がん検診,乳がん検診受診率 (注7)	過去2年間の受診率 子宮頸がん:43.7% 乳がん:47.4% (2019年)	子宮頸がん:50% 乳がん:50% (2022年度までに)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	男女計:15.7 男性:22.7 女性:9.1 (2019年)	2015年に比べ 30%以上減少 (2026年までに)
不妊専門相談センターの数	81都道府県市 (2020年度)	全都道府県・指定都市・中核市 で実施 (2025年度)
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	40% (20年代の可能な限り早期に)

項目	現状	成果目標 (期限)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
消防吏員に占める女性の割合 (注1)(再掲)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
消防団員に占める女性の割合(注8)	3.2% (2019年度)	10%を目標としつつ、 当面5% (2026年度)
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		
保育所等待機児童数	12,439人 (2020年4月)	「新子育て安心プラン」を踏まえ 設定
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 (2019年5月)	152万人 (2023年度末)
高齢者施設, 障害者施設, 子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	29.1% (2019年度)	建替え等が行われる団地の おおむね9割 (2025年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼすべてを目標としつつ、 当面50% (2025年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
教授等 (学長, 副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20%(早期)、更に23%を目指す (2025年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		
在外公館の各役職段階に占める女性の割合		
公使、参事官以上	7.4% (2020年7月)	10% (2025年)
特命全権大使、総領事	5.3% (2020年7月)	8% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
推進体制の整備・強化		
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:98.3% 町村:69.4% (2020年)	市区:100% 町村:85% (2025年)

(注1)消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注2)役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。

(注3)5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。

(注4)起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。

(注5) 具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。

(注6) 次世代認定マーク(くるみん)取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。

(注7)子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、2022年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

(注8)消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

第5次男女共同参画基本計画における成果目標 抜粋(教育)

<成果目標>

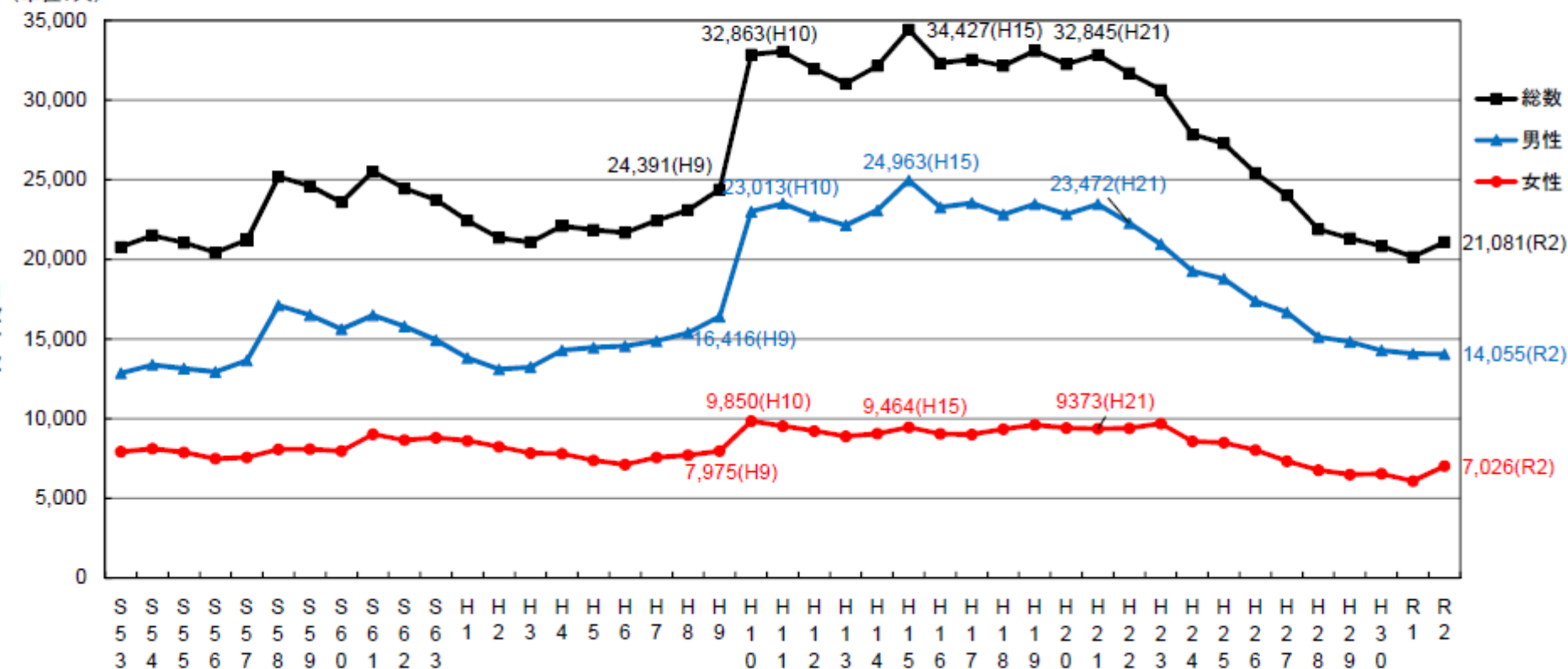
項 目	現 状	成果目標（期限）
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019 年)	ほぼ全てを目標としつつ、当面 50% (2025 年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019 年)	25% (2025 年)
校長	15.4% (2019 年)	20% (2025 年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019 年)	27.5%(早期)、更に 30% を目指す (2025 年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	17.2% (2019 年)	20% (早期)、更に 23% を目指す (2025 年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	64/1,856 (2019 年)	0 (2025 年)

自殺者数の年次推移

○令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人(約4.5%)増。

○男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。

(単位:人)



「防災基本計画」におけるジェンダーの視点を取り入れた規定(抜粋)

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

- ・ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- ・ 国〔消防庁〕及び市町村(都道府県)は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- ・ 市町村(都道府県)は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環

境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・ 国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。
- ・ 地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

8 物資の調達、供給活動関係

- ・ 国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。
生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

6 国における活動体制

(3) 職員の派遣

- ・ 国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施するものとする。

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(2)指定避難所の運営管理等

- ・ 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ・ 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3)応急仮設住宅の運営管理

- ・ 市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

7 帰宅困難者対策

- ・ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し(火山災害における降灰の影響を含む。)、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第3節 計画的復興の進め方

2 防災まちづくり

- 地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第5編 風水害対策編

第1章 災害予防

第2節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

- (1) 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- ・ 国〔国土交通省〕及び市町村（都道府県）は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

（了）